令和６年第１回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

３月５日（火）
○町長職務代理者挨拶 …… 6
○管理職の紹介 …… 7
○臨時議長の紹介 …… 7
○臨時議長の挨拶 …… 8
○開会及び開議 …… 8
○議事日程の報告 …… 8
○仮議席の指定 …… 8
○議長の選挙 …… 8
○議長就任の挨拶 …… １０
○議事日程の追加 …… １０
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… １１
○議席の指定 …… １１
○会議録署名議員の指名 …… １１
○会期の決定 …… １１
○副議長の選挙 …… １２
○副議長就任の挨拶 …… １３
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任 …… １３
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選 …… １５
○広報常任委員会委員の指名 …… １５
○広報常任委員会正副委員長の互選 …… １６
○議会運営委員会委員の選任 …… １６
○議会運営委員会正副委員長の互選 …… １７
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙 …… １７
○皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙 …… １８
○皆野町選挙管理委員及び同補充員の選挙 …… １９
○諸般の報告 …… ２０
○行政報告 …… ２１
○町政に対する一般質問 …… ２１
５番　林　太平　議員 …… ２２
６番　常山知子　議員 …… ２４
１番　新井健司　議員 …… ３１
１１番　内海勝男　議員 …… ３８

○日程の追加 …… ４３
○町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程 …… ４３
○議案第１号の説明、質疑、討論、採決 …… ４３
・議案第１号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第２号の説明、質疑、討論、採決 …… ４５
・議案第２号　皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第３号の説明、質疑、討論、採決 …… ４６
・議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第４号の説明、質疑、討論、採決 …… ４７
・議案第４号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第５号の説明、質疑、討論、採決 …… ４８
・議案第５号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第６号の説明、質疑、討論、採決 …… ５３
・議案第６号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第７号の説明、質疑、討論、採決 …… ５５
・議案第７号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
○延会について …… ５８
○次会日程の報告 …… ５９
○延　　会 …… ５９

◇

３月６日（水）

○開　　議 …… ６３
○議事日程の報告 …… ６３
○議案第８号の説明 …… ６３
・議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算
○議案第９号の説明 …… ６６
・議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第１０号の説明 …… ６８
・議案第１０号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算
○議案第１１号の説明 …… ７０
・議案第１１号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○延会について …… ７２
○次会日程の報告 …… ７２

○延　　会 …… ７２

◇

３月７日（木）

○開　　議 …… ７５
○議事日程の報告 …… ７５
○議案第８号の質疑、討論、採決 …… ７５
・議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算
○議案第９号の質疑、討論、採決 …… １０３
・議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第１０号の質疑、討論、採決 …… １０４
・議案第１０号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算
○議案第１１号の質疑、討論、採決 …… １０４
・議案第１１号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○議案第１２号の説明、質疑、討論、採決 …… １０５
・議案第１２号　令和５年度皆野町一般会計補正予算（第７号）
○議案第１３号の説明、質疑、討論、採決 …… １１１
・議案第１３号　令和５年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１４号の説明、質疑、討論、採決 …… １１２
・議案第１４号　令和５年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１５号の説明、質疑、討論、採決 …… １１４
・議案第１５号　令和５年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
○日程の追加 …… １１５
○承認第１号の説明、質疑、討論、採決 …… １１５
・承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例）
○承認第２号の説明、質疑、討論、採決 …… １１７
・承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度皆野町一般会計補正予算（第５号））
○承認第３号の説明、質疑、討論、採決 …… １１８
・承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和４年度皆野町一般会計補正予算（第６号））
○同意第１号の説明、質疑、討論、採決 …… １２０
・同意第１号　監査委員の選任について
○同意第２号の説明、質疑、討論、採決 …… １２１
・同意第２号　公平委員会委員の選任について
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について …… １２２

○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について ……１２２
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について ……１２２
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について ……１２３
○議決事件の字句及び数字等の整理 ……１２３
○閉会について ……１２３
○閉　　会 ……１２３

○　招　　集　　告　　示

皆野町告示第１７号

令和６年第１回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和６年３月１日

皆野町長職務代理者
皆 野 町 副 町 長　　黒　　澤　　栄　　則

１　期　　日　令和６年３月５日

２　場　　所　皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	新	井	健	司	議員	２番	倉	林	郁	雄	議員
３番	黒	澤	広	治	議員	４番	大	塚	鉄	也	議員
５番	林		太	平	議員	６番	常	山	知	子	議員
７番	若	林	光	雄	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	四	方 田		実	議員
１１番	内	海	勝	男	議員	１２番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

令和６年第１回皆野町議会定例会　第１日

令和６年３月５日（火曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、町長職務代理者挨拶
１、管理職の紹介
１、臨時議長の紹介
１、臨時議長の挨拶
１、開　　会
１、開　　議
１、議事日程の報告
１、仮議席の指定
１、議長の選挙
１、議長就任の挨拶
１、議事日程の追加
１、議案等の説明のため出席した者の紹介
１、議席の指定
１、会議録署名議員の指名
１、会期の決定
１、副議長の選挙
１、副議長就任の挨拶
１、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任
１、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選
１、広報常任委員会委員の指名
１、広報常任委員会正副委員長の互選
１、議会運営委員会委員の選任
１、議会運営委員会正副委員長の互選
１、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
１、皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙
１、皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
１、諸般の報告
１、行政報告
１、町政に対する一般質問

５番	林		太	平	議員
６番	常	山	知	子	議員
１番	新	井	健	司	議員
１１番	内	海	勝	男	議員

１、町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程
１、議案第１号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第２号　皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第４号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第５号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第６号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第７号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、延会について
１、次会日程の報告
１、延　　会

午前９時００分開会

出席議員（１２名）

１番	新	井	健	司	議員	２番	倉	林	郁	雄	議員
３番	黒	澤	広	治	議員	４番	大	塚	鉄	也	議員
５番	林		太	平	議員	６番	常	山	知	子	議員
７番	若	林	光	雄	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	四方田			実	議員
１１番	内	海	勝	男	議員	１２番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者 副町長	黒	澤	栄	則		会計管理者兼会計課長	白	石	純	一
教育長	新	井	孝	彦		総務課長	新	井	敏	文
企画財政課長	嶋	田	政	則		参事兼町民生活課長	梅	津	順	子
福祉課長	青	木	陽	子		健康こども課長	太	幡	和	也
税務課長	橋	本	賢	伸		産業観光課長	吉	岡	明	彦
建設課長	若	林	直	樹		教育次長	三	橋	博	臣

事務局職員出席者

事務局長	山	田		厳		書記	黒	沢	倫	之

○事務局長（山田　厳）　おはようございます。事務局長の山田です。並びに書記の黒沢でございます。

議員各位におかれましては、早朝より本定例会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

先般行われました皆野町議会議員一般選挙におきましてご当選されました議員の皆様方に改めてお祝い申し上げます。今後とも、よろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇

◎町長職務代理者挨拶

○事務局長（山田　厳）　ここで、本定例会の開会に当たりまして、町長職務代理者から議会招集のご挨拶をいただきます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　皆様、おはようございます。挨拶の前に皆様に申し上げます。

柴﨑前町長におかれましては、体調面の問題から、去る令和６年２月29日をもって退職されました。町長不在となります本定例会においては、町長職務代理者として副町長の私が町長の代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和６年第１回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

去る２月４日に執行されました皆野町議会議員一般選挙におきまして、多くの有権者の信任を得て見事当選の栄に浴されました12名の議員の皆様に謹んでお祝いを申し上げます。町政の進展のためには、町執行部と町議会が車の両輪として、それぞれの立場から議論を尽くし、共に歩みを進めていかなければならないものと考えております。議員の皆様におかれましては、今後のよりよい地域づくり、まちづくりに向け、格別なご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本年は、いよいよコロナ禍も収束し、穏やかな新年を迎えられたと思った矢先、能登半島沖地震が発生し、甚大な被害がもたらされました。今なお不安な日々を送られている被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く平穏な日々が訪れますことを心からお祈り申し上げます。

ここで、令和６年度皆野町一般会計予算について申し上げます。通例であれば、予算編成に係る重点施策を示し、それに基づく主な事業等についてご説明申し上げるところですが、本予算につきましては、柴﨑前町長から本年２月末で退職するとの意向が示され、新年度は新たな体制での町政運営がなされることとなったことを受け、それまで編成作業を進めてきた予算から政策的な経費を除外し、骨格予算として編成いたしました。政策的な経費については、新町長の下において補正予算により対応されるべきものとの判断に基づくものでございます。総額は41億7,924万8,000円で、前年度比で２億8,375万2,000円の減でございます。国民健康保険特別会計など３つの特別会計予算と合わせた予算総額は64億6,684万9,000円でございます。

また、本定例会の町長職務代理者提出議案は、付議事件一覧表のとおり20議案でございます。ご審議を賜り、可決、承認、同意いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

◇

◎管理職の紹介

○事務局長（山田　厳）　次に、執行部出席者について、教育長より順次自己紹介をお願いいたします。

○教育長（新井孝彦）　おはようございます。教育委員会教育長の新井孝彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（新井敏文）　おはようございます。総務課長の新井敏文と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画財政課長（嶋田政則）　おはようございます。企画財政課長の嶋田政則と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課長（梅津順子）　おはようございます。町民生活課長の梅津順子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（青木陽子）　おはようございます。福祉課長の青木陽子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康こども課長（太幡和也）　おはようございます。健康こども課長の太幡和也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（橋本賢伸）　おはようございます。税務課長の橋本賢伸でございます。よろしくお願いいたします。

○産業観光課長（吉岡明彦）　おはようございます。産業観光課長の吉岡明彦と申します。よろしくお願いします。

○建設課長（若林直樹）　おはようございます。建設課長の若林直樹と申します。どうぞよろしくお願いします。

○会計管理者兼会計課長（白石純一）　おはようございます。会計管理者兼会計課長、白石純一と申します。よろしくお願いいたします。

○教育次長（三橋博臣）　おはようございます。教育委員会教育次長の三橋博臣と申します。よろしくお願いいたします。

◇

◎臨時議長の紹介

○事務局長（山田　厳）　これより令和６年第１回皆野町議会定例会が開かれるわけでございますが、ここで臨時議長をご紹介させていただきます。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、年長の宮原睦夫議員をご紹介いたします。

宮原睦夫議員、直ちに議長席へお願いいたします。

〔臨時議長　宮原睦夫議員議長席に着く〕

◇

◎臨時議長の挨拶

○臨時議長（宮原睦夫議員）　おはようございます。ただいまご紹介いただきました宮原睦夫でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎開会及び開議の宣告　（午前９時００分）

○臨時議長（宮原睦夫議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより令和６年第１回皆野町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（宮原睦夫議員）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（宮原睦夫議員）　日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長の選挙

○臨時議長（宮原睦夫議員）　日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に新井健司議員、倉林郁雄議員、黒澤広治議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　異議なしと認めます。

よって、立会人に新井健司議員、倉林郁雄議員、黒澤広治議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、１番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票　　１２票

　　無効投票　　０票

有効投票のうち

林　　豊　議員　　６票

若　林　光　雄　議員　　６票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であり、林豊議員と若林光雄議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第１項の規定は、公職選挙法第95条第２項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

林豊議員及び若林光雄議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは２回引きます。

１回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

２回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、抽せん棒で行います。

４番、大塚鉄也議員及び５番、林太平議員、くじの立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

林豊議員及び若林光雄議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに、若林光雄議員、次に林豊議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

なお、１番のくじを引いた方を当選人といたします。

〔くじを引く〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　くじの結果を報告いたします。

くじの結果、林豊議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（宮原睦夫議員）　林豊議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により告知をいたします。

◇

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（宮原睦夫議員）　ただいま議長に当選されました林豊議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。

〔議長　林　　豊議員登壇〕

○議長（林　　豊議員）　ただいまの選挙におきまして、賛同いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

大変激戦の形を取りましたが、何とか議長を仰せつかることになりました。大変現状の町政は、普通とは違う状態になっております。私といたしましても、公平公正をもって議事を進めていく所存でありますので、議員各位におかれましても、スムーズな議事運営にご協力をお願いいたしまして、御礼の挨拶といたします。議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宮原睦夫議員）　林豊議長、議長席にお着き願いたいと思います。

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

〔議長　林　　豊議員議長席に着く〕

◇

◎議事日程の追加

○議長（林　　豊議員）　それでは、続けていきたいと思います。

議事日程の追加を行います。

お諮りいたします。ここで、お手元に配付の令和６年第１回皆野町議会定例会追加議事日程（第１号の追加１）のとおり日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加をすることに決定いたしました。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（林　　豊議員）　本定例会の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため出席を求め、またはその委任を受けて出席された関係者は、参与席の諸君でございます。

◇

◎議席の指定

○議長（林　　豊議員）　日程第１、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定いたします。

本議席は、お手元に配付した議席表により、ただいまご着席のとおり指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（林　　豊議員）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において

１番　　新　井　健　司　議員

２番　　倉　林　郁　雄　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（林　　豊議員）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期案のとおり、本日から３月８日までの４日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月８日までの４日間と決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○議長（林　　豊議員）　日程第４、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林　　豊議員）　ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に６番、常山知子議員、７番、若林光雄議員、８番、新井達男議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、立会人に６番、常山知子議員、７番、若林光雄議員、８番、新井達男議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林　　豊議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（林　　豊議員）　異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、１番議員より順次投票をお願いいたします。

〔順次投票〕

○議長（林　　豊議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（林　　豊議員）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票　　１２票

　　無効投票　　０票

有効投票中

林　　太　平　議員　　７票

大　塚　鉄　也　議員　　５票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票です。

よって、林太平議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（林　　豊議員）　ただいま副議長に当選されました林太平議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により当選を告知いたします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○議長（林　　豊議員）　ただいま副議長に当選されました林太平議員に副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

〔副議長　林　太平議員登壇〕

○副議長（林　太平議員）　５番、林太平です。ただいま副議長の任をいただきまして大変ありがとうございます。これからは、同じ林ですけれども、林議長を助けながら一生懸命やりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任

○議長（林　　豊議員）　日程第５、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の定数は、皆野町議会委員会条例第２条により、総務教育厚生常任委員会６人、産業建設常任委員会６人、広報常任委員会６人と定められております。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名すると定められております。

お諮りいたします。この件につきましては、最初に総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の２委員会について所属委員会の希望をお聞きして、慎重に選考し、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

それでは、用紙を配付いたします。

配付されました用紙に、所属を希望する委員会の番号に丸をつけて議員氏名を記入願います。

〔用紙配付〕

○議長（林　　豊議員）　用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　配付漏れなしと認めます。

用紙を取りまとめます。

１番議員より順次提出を願います。

〔用紙提出〕

○議長（林　　豊議員）　提出漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　全員提出と認めます。

選考のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時４１分

再開　午前　９時４２分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員の指名をいたします。

努めて希望に沿うよう選考いたしましたが、全て希望どおりにはまいりませんので、その点ご了承をお願いいたします。

それでは、総務教育厚生常任委員会の委員から指名いたします。

10番　四方田　　実　議員　　９番　林　　豊　議員　　６番　常　山　知　子　議員

４番　大　塚　鉄　也　議員　　２番　倉　林　郁　雄　議員　　１番　新　井　健　司　議員

以上、６人を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会委員に

12番　宮　原　睦　夫　議員　　11番　内　海　勝　男　議員　　８番　新　井　達　男　議員

７番　若　林　光　雄　議員　　５番　林　　太　平　議員　　３番　黒　澤　広　治　議員

以上、６人を指名いたします。

総務教育厚生常任委員会委員、産業建設常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次の、広報常任委員会委員の指名については、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会委員の指名については、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名することに決定いたしました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選

○議長（林　　豊議員）　日程第６、常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました各常任委員会の諸君は、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、委員会条例第９条第１項及び第２項の規定に基づき、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩　午前　９時４５分

再開　午前　９時５０分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。

総務教育厚生常任委員会委員長　　４番　大　塚　鉄　也　議員

総務教育厚生常任委員会副委員長　　６番　常　山　知　子　議員

産業建設常任委員会委員長　　８番　新　井　達　男　議員

産業建設常任委員会副委員長　　３番　黒　澤　広　治　議員

以上の方々が委員長、副委員長に互選されましたので、ご報告申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時５２分

再開　午前　９時５４分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎広報常任委員会委員の指名

○議長（林　　豊議員）　総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長が決定しましたので、広報常任委員会委員の指名をいたします。

８番　新　井　達　男　議員　　５番　林　　太　平　議員　　４番　大　塚　鉄　也　議員

３番　黒　澤　広　治　議員　　２番　倉　林　郁　雄　議員　　１番　新　井　健　司　議員

以上６人を指名いたします。

広報常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ広報常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

正副委員長互選のために暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時５５分

再開　午前　９時５８分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎広報常任委員会正副委員長の互選

○議長（林　　豊議員）　広報常任委員会委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

広報常任委員会委員長に３番、黒澤広治議員、広報常任委員会副委員長に２番、倉林郁雄議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時５９分

再開　午前１０時０１分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（林　　豊議員）　日程第７、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

12番　宮　原　睦　夫　議員　　11番　内　海　勝　男　議員　　８番　新　井　達　男　議員

５番　林　　太　平　議員　　４番　大　塚　鉄　也　議員　　３番　黒　澤　広　治　議員

以上、６人の方を委員会条例第５条の規定により、議会運営委員会委員に指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました６人の方を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（林　　豊議員）　日程第８、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会の諸君は、次の休憩中に委員会を開き、委員会条例第９条第１項及び第２項の規定に基づき、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０３分

再開　午前１０時０５分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。

委員長、11番、内海勝男議員、副委員長、４番、大塚鉄也議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◇

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（林　　豊議員）　日程第９、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

秩父広域市町村圏組合規約第６条第２項の規定により、本議会から２人の組合議員を選挙いたします。

お諮りいたします。選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林　　豊議員）　ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に……

〔「議長、議事進行について」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　内海議員。

○11番（内海勝男議員）　できましたら休憩を取っていただきたいです。

○議長（林　　豊議員）　了解しました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０８分

再開　午前１０時２４分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。先ほど選挙の方法について投票といたしましたが、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に、10番、四方田実議員、７番、若林光雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました四方田実議員、若林光雄議員を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した10番、四方田実議員、７番、若林光雄議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙

○議長（林　　豊議員）　日程第10、皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙を行います。

皆野・長瀞下水道組合規約第５条第２項の規定により、本議会から４人の組合議員の選挙をいたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

皆野・長瀞下水道組合議会議員に８番、新井達男議員、３番、黒澤広治議員、２番、倉林郁雄議員、１番、新井健司議員を皆野・長瀞下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した８番、新井達男議員、３番、黒澤広治議員、２番、倉林郁雄議員、１番、新井健司議員が皆野・長瀞下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま皆野・長瀞下水道組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎皆野町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（林　　豊議員）　日程第11、皆野町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

皆野町選挙管理委員及び同補充員の任期が来る４月７日に満了となります。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙すると定められております。

選挙すべき人数は、委員４名、補充員４名です。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被指名人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

皆野町選挙管理委員に、小林勝君、野口政則君、宮下照之君、太幡安子君、以上４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を皆野町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小林勝君、野口政則君、宮下照之君、太幡安子君が皆野町選挙管理委員に当選されました。

皆野町選挙管理委員の補充員は、補充員の順序を定めて指名することになっています。

選挙管理委員補充員に、第１順位、大沼久実君、第２順位、平好夫君、第３順位、嶋野浩君、第４順位、浅見光代君、以上の４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、第１順位、大沼久実君、第２順位、平好夫君、第３順位、嶋野浩君、第４順位、浅見光代君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３２分

再開　午前１１時１５分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎諸般の報告

○議長（林　　豊議員）　日程第12、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。前任の大澤議長からの引き継ぎです。

12月22日、小鹿野町役場で開催の秩父地域議長会第３回定例会に前議長が出席いたしました。

月が替わりまして、１月11日、ホテルガーデンパレスで開催の部落解放同盟埼玉県連合会2024年新年旗びらき・研修会に、15日、知事公館で開催の令和６年県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会に、19日、東秩父村役場で開催の三議連第３回役員会に前議長が参加いたしました。

月が替わりまして、２月９日、秩父市役所で開催の第75回全国植樹祭秩父地域推進委員会第２回総会に、14日、長瀞町内で開催の秩父町村議員クラブ研修会・交流会に前議長が参加をいたしました。

以上です。

次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番　四方田　実議員登壇〕

○10番（四方田　実議員）　10番、四方田実です。引き続き秩父広域市町村圏組合議会の議員としてお世話になりますので、前任に引き続き報告をいたします。

秩父広域市町村圏組合議会の報告、令和６年２月７日、秩父クリーンセンターにおいて全員協議会が開催されました。議事として、諸報告７件であります。報告１、令和６年第１回定例会管理者提出議案の概要、２、指定ごみ袋への広告掲載・広告募集の結果、３番、寄附採納、この寄附採納については、株式会社ベルク様より、消防車両、資機材及び消防設備等の購入資金といたしまして１億5,000万円のご寄附をいただいております。４番として、令和５年火災・救急・救助統計の報告、５番、救助工作車の運用開始、６番、令和６年能登半島地震被災地への給水車派遣、これにつきましては令和６年１月22日から１月27日まで、職員４名によって、給水車１台、それから随行車両１台で輪島市において応援給水活動をされまし

た。７番、水道局横瀬事務所の移転の報告、７件の報告がありました。議会運営については、第１回定例会議事日程の調整が行われました。

続いて、令和６年２月14日、秩父市役所本庁舎４階議場において、秩父広域市町村圏組合議会第１回定例会が開催されました。管理者提出議案の報告と一般質問２名が行われました。管理者提出議案は９件で、議案第１号　秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第２号　秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、議案第３号　秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例、議案第４号　秩父広域市町村圏組合消防救急基金条例、議案第５号　秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第６号　令和５年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第４回）、議案第７号　令和５年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第３回）、議案第８号　令和６年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、議案第９号　令和６年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算、以上９件で、いずれも可決、承認をされました。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　続いて、皆野・長瀞下水道組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

３番、黒澤広治議員。

○３番（黒澤広治議員）　今回特に報告はございません。

○議長（林　　豊議員）　監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（林　　豊議員）　日程第13、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　行政報告案件はございません。

○議長（林　　豊議員）　執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（林　　豊議員）　日程第14、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

９番、林豊議員から通告のありました一般質問については、取下げの申出があり、これを許可しましたので、ご報告いたします。

それでは、５番、林太平議員の質問を許します。

５番、林太平議員。

〔５番　林　太平議員登壇〕

○５番（林　太平議員）　５番、林太平です。よろしくお願いいたします。さきの選挙で一生懸命を心に訴え、任をいただきました。そして、先ほどは副議長の任務をいただきました。これからも町民の声を町政へ、フットワークよく努めていきたいと思います。

今、町民が心配している声は、町長が退職して今のままでよいのか、そして２年間は、ただ混乱を招いただけではないかという声が大分聞かれております。いろいろあると思いますが、大丈夫か、皆野町はという声も大変多く聞かれますので、その辺も前段で述べておきたいと思います。

そして、一般質問に入らせていただきます。又、来てみたい観光地、駐車場の改善を。これはもう何年か言っている、コロナ禍があったことで中断になっていたのですけれども、気になっていることなので質問させてもらいます。昨年５月、天空のポピーが４年ぶりに開催されました。多くの人が訪れ、連日にぎやかなようでした。駐車係で働いていた方からは、東秩父村側から車で来る人は、駐車場に入るまでが大変だと係員に苦情を言っていく人が多いようでした。現実に東秩父の県道から渋滞が発生しており、ポピーを見に来てくださいと宣伝活動をしておりますが、駐車場の改善をしなければと私も含め多くの方が願っています。具体的に、頂上から下りてくる東秩父村からの車を上から入れられるようにすればよいと思いますが、現は町長がいませんので、代理者副町長はどのように考えているか、改善策があればお伺いいたします。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

〔産業観光課長　吉岡明彦登壇〕

○産業観光課長（吉岡明彦）　５番、林太平議員から通告のありました質問事項１、又、来てみたい観光地、駐車場の改善をということで、天空のポピーの渋滞解消について担当課長からお答えいたします。

天空のポピーは、皆野町、東秩父村、秩父高原牧場及び関係団体で実行委員会を組織し、開催しております事業でございます。天空のポピーにつきましては、今年度４年ぶりに開催され、３万8,000人を超える来場者のあった一大イベントであり、皆野町、東秩父村にとっても重要な観光資源として位置づけております。ポピー会場の周辺が渋滞するのは、ポピーの開花状況や天候などによって大きく変更いたします。

東秩父側からの車を上から入れるようにすればという駐車場の改善についてですが、そもそも入り口の問題ではなく、駐車場がいっぱいになってしまいますので、それを待っているため渋滞が発生します。入り口を２か所にしても、駐車場がいっぱいになってしまえば結局同じであります。渋滞対策といたしましては、駐車場の台数には限界がありますので、皆野駅前からツアーバス等を運行して改善する取組をしております。渋滞対策については、今までも大きな課題でありましたので、引き続きポピーまつり実行委員会で検討してまいります。

○議長（林　　豊議員）　５番、林太平議員。

○５番（林　太平議員）　今答弁いただきました。なぜこの質問をしたかというと、もう何年も同じようなことを言われていて、昨年は特に山から、こっちから下りてくると途中で止まっている人がみんな車を止めて、どこまで混んでいるかというのを確認するとみんな文句を言っている人が多いと。それで、県道ま

で下りてもまだ続いているという、その状態で、今、皆野町の議員視察などをすると、皆さんに来てくださいと言うのが一番だという、どこへ行っても、観光地へ行っても、何を一番先に向こうで説明するかというと、まず皆野町のよいところを見てもらうとか、その場所を見てもらうには、お客さんに来てもらうことが大切だよということをどこへ行っても説明を受けます。そして、先ほど言った、いい観光資源なのに、来るのに東秩父から入ってくる。それがなぜか聞くところによると、カーナビが全部あちらへ案内するというような話も聞いていますけれども、その辺の対策はどう考えていますか。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　５番、林太平議員からのご質問にお答えいたします。

　カーナビの行き先設定については、都内などから来ると、嵐山小川インターが手前となるため、選択されやすいです。東秩父村側から来る車が多い傾向にあります。天空のポピー公式ホームページなどのパンフレットでは、嵐山小川インターから東秩父村側からのルートと、花園インターから皆野町側からの両方のルートが掲載されております。また、東秩父村側のルートには、渋滞予想ポイントとして注意喚起として掲載しておりますので、対応しております。

○議長（林　　豊議員）　５番、林太平議員。

○５番（林　太平議員）　東秩父へ入って車が多くて県道でずっと続いているのであれば、大内沢のところから逆に寄居のほうへ向かって来て、ボッシュのほうへ向かって来て、トンネルを抜けて来る方法、いろいろあると思うのですけれども、その辺の対策をいろいろ東秩父村側とも考えたり、いろいろする。そして、こっちの皆野へ、花園で下りてもらえれば、有料道路のトンネルを通ればすぐまたポピー会場へ行ける。それで、いろんなことを考えて、今度はこっちへうんと来てもらうと、シャトルバスを出している関係でバスが渋滞に巻き込まれては困るような話も聞いていますけれども、その辺についてもいろんな方法で、ともかく皆野側から入ってもらうこととかいろんなこと、駐車場を広げることがまず最初大事ではないかと、その辺についてはどう考えていますか。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　５番、林太平議員からのご質問にお答えいたします。

　花園インター、寄居町から皆野町への有料道路使用コースが近いということですが、皆野町側も渋滞すると、先ほど林議員も申されたように、ツアーバス等にも運行の影響が出ます。ツアーバス等が渋滞に巻き込まれた場合、車の乗車人数と比較しても多くの人に影響があります。渋滞の改善策などについては、ポピーまつり実行委員会で試行錯誤してきた結果が今の形でありますが、今後渋滞対策、情報伝達方法などについても、ポピーまつり実行委員会で検討していきます。来場者が安心して天空のポピーを楽しんでいただき、地域の観光を十分に満喫していただき、また来てみたいと思えるよう、またポピーまつりを実施するに当たり、目的であります観光客を誘致することにより、皆野町及び東秩父村、秩父高原牧場をはじめとする地域の観光振興と活性化を図ることに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　５番、林太平議員。

○５番（林　太平議員）　１番の問題、あれらに掲げたのですけれども、また来てみたい観光地、これについては、私としては２番目、観光トイレの問題もこの前も質問してあります。いろんなことで質問するのですけれども、答弁はもらっているのですけれども、いざとなると何も全然前へ動いていない。恐らくこれ、今年の５月になれば、また同じことが起きて、苦情が多くなって、来る人が大変だという苦情だけが多くなって、牧場のところを何とか、今の時代ですから、ブルを持っていって平らにするとか、何か県と

交渉してもらって、いろいろやってもらう。それで、いろんなことで来てみたい観光地、水資源とかいろんなことがいいところが、三沢川だってきれいだし、日野沢でもそうだ。やっぱり車で来てもらう、三沢川を見ながら山へ入ってもらう方法を取ったりすれば、先ほど一番先に言ったように、来てみたい、行ってみたい町には、やっぱり観光客が来てもらわなくては駄目だと。先ほど言った３万8,000人も来るなんていうのは、皆野町のＰＲにしては最高のＰＲ活動になるのではないかと私はいつも思っていて、それで多くの方から苦情が入ってくると、何とかするように言いますよと言って、来てみたい観光地でいろんな質問をするのですけれども、ただ町が言うとおり、大丈夫か、皆野町ということで、全然観光を一般質問でしてもそんなに目に見えた成果はない。資金がないとかなんとかというのはみんな分かりますけれども、ある程度のことを言ったら、ある程度前向きな体制を見せてもらえばありがたいなと思うのですけれども、その辺を答弁願います。

○議長（林　　豊議員）　林太平議員に申し上げますが、今の質問が最後になるかと思います。

○５番（林　太平議員）　はい。

○議長（林　　豊議員）　よろしくお願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　５番、林太平議員からの質問にお答えします。

先ほどの最初の質問の答弁でもありましたが、天空のポピーは皆野町、東秩父村、秩父高原牧場及び関係団体で実行委員会を組織し、開催しておりますので、そこのところも含めて今後協議、検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　５番、林太平議員。

○５番（林　太平議員）　最後ということなので、要望だけ。ぜひ、みんな多くの方が注目している観光地でもあるし、いろんなことがありますので、ぜひよい方向で解決していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（林　　豊議員）　次に、６番、常山知子議員の質問を許します。

６番、常山知子議員。

〔６番　常山知子議員登壇〕

○６番（常山知子議員）　６番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、次々と明らかになる自民党議員の裏金問題、国民には相次ぐ物価値上げで苦しい生活を強いる一方で、大企業からの政治献金を懐に入れる自民党政治は許せません。大企業からお金をもらい、大企業の言うままに法人税の減税を行う一方で、国民には消費税、インボイス導入を数の力で進めてきた自民党政治に大きな怒りが起こっています。今こそ政治とカネの問題を明らかにし、関わった全ての政治家の証人喚問を行い、全容を解明し、再発防止へ、企業、団体からの献金を禁止することです。

さて、政府はトラブル続きのマイナンバー保険証を強要し、多くの国民が望む現在の紙の保険証を廃止すると強硬姿勢です。トラブルの多くは、現在の保険証があれば解決するものばかりです。あらゆる個人

情報をマイナンバーカード一つに詰め込むのは便利なようで、情報が漏れたときの危険は非常に大きくなります。分散するなど新たな対応の検討が必要です。

能登半島地震から２か月、広域避難や二次避難を含め、２月22日現在１万2,300人が避難しています。これまでの災害の教訓が生かされず、プライバシーも保たれず、おにぎりやカップ麺の食事など、人権無視の避難所の状況が繰り返されています。今、インフラ復旧のめどが立たず、被災した人々の避難生活は長期化を余儀なくされています。日本には活断層が判明しているだけでも約2,000か所あると言われています。地震に無縁な地域はどこにもありません。いつ災害が起こるか分かりません。最悪の状況を考えて、備えをする必要があります。

それでは、質問に入ります。１つは、災害に備えて。１、町の避難所に指定された場所には、防災倉庫が設置されています。この防災倉庫に備蓄されているものは何かお答えください。

２つ目は、2020年７月号「広報みなの」に避難における感染防止対策として、マスクやタオル、体温計などを持参して避難するよう記載されています。日頃用意しておくことは大事なことですが、いざというときにこれらを持って避難することができるでしょうか。町の防災準備について検討する必要がありますが、いかがですか。

大きな２つ目は、投票率を上げるために。今回行われた2024年２月４日、皆野町議会議員選挙の投票率は、前々回2016年選挙と比べると投票率が下がっています。１つ、その要因は何だと思いますか。

２つ目は、期日前投票所を町役場１か所にせず、各集落ごとに投票ができるよう移動式期日前投票所を設ける努力をしていただきたい。

３つ目は、学校教材費の保護者負担軽減について。憲法第26条、義務教育は無償とするとあります。学校で使う教材について保護者負担軽減を求めます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　６番、常山議員から通告のありました質問事項１、災害に備えてと、質問事項２、投票率を上げるためにについてお答えいたします。

最初に、質問事項１、災害に備えての①、町の防災倉庫に備蓄されているものについてですが、町では町内の15施設を指定避難所としており、防災倉庫は役場をはじめ７か所に設置してあります。防災倉庫には、非常用食料としてアルファ米、パン、ビスケット、水、缶ミルク、避難所備品として毛布、段ボールベッド、簡易トイレ、発電機、テント式パーティション、衛生用品として子供用と大人用のおむつ、生理用品、歯ブラシ、感染症対策品としてマスク、消毒液、非接触型体温計、使い捨て手袋などを備蓄しております。

②の町の防災準備についての検討に関する質問ですが、「広報みなの」2020年７月号に、避難所における感染防止対策の記事を掲載しております。記事の内容は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことを目的として、住民の皆さんが避難所に避難する際には、毛布や着替え、タオル、歯ブラシ、食料や水など、必要なものはできるだけ持参をお願いしますというものでございました。避難される場合には、それぞれの状況も異なることから、可能な範囲での必要なものの持参をお願いする趣旨であり、必ずしも持参を強制するものではございませんので、ご理解をいただければと思います。

次に、質問事項２、投票率を上げるためにについてお答えいたします。本年２月４日に皆野町議会議員

一般選挙が執行され、投票率は57.88％でした。平成28年に執行された同選挙の投票率は69.93％で、比較すると12.05ポイント下がっております。

ご質問の①、投票率が下がった要因ですが、近年、国、都道府県、市町村の選挙における投票率の低下が問題となっておりますが、その理由としては、若者の政治、選挙への無関心や投票所へ行くのが面倒、どの候補に投票していいか分からないなどが挙げられております。今回の皆野町の選挙結果に関する要因としても同様の理由が考えられますが、町選挙管理委員会としては、明確な理由の把握には至っていない状況でございます。

ご質問の②、集落ごとに投票ができる移動式期日前投票所の設置についてですが、選挙執行に当たっては、役場２階に期日前投票所を設置しております。設置に当たっては、投票管理者１名、投票立会人４名、投票事務従事者３から４名を配置し、期日前投票事務を実施しております。これに加え、新たに移動式期日前投票所を設置するとなりますと、場所の確保と併せて投票管理者、投票立会人、投票事務従事者を選任する必要があり、人的確保が大きな課題となってきます。そうしたことを踏まえますと、現時点では移動式期日前投票所の設置は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

〔教育次長　三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣）　６番、常山議員から通告のありました質問事項３、学校教材費の保護者負担軽減についてお答え申し上げます。

学校教育に係る費用として、学校が保護者からお預かりするものに学年費と呼ばれるものがございます。これには、学習に必要な副読本やドリル等を購入する教材費、遠足等の費用に当たる校外学習費、修学旅行の積立金等が含まれており、学年によって金額は異なりますが、全家庭からお預かりすることとなります。また、この学年費とは別に、授業で使用する道具類の購入をお願いすることがございます。こちらに関しましては、既に家庭にその道具類がある場合等もございますので、必要な家庭のみ購入をお願いすることとなります。

ご質問は、子育て支援としてこれらの経済的負担の軽減を図るべきとの趣旨と考えられますが、子育て支援と申しましても、義務教育期にある児童生徒のみならず、高校生、専門学生や大学生、未就学児、そしてこれから子供が欲しいと願う方々等、その対象は大変広いと考えております。そうした中で、町立学校の教材費の負担軽減が子育て支援の手法として適切かつ効果的であるかどうかは、町全体の子育て支援の在り方の中で総合的に検討していくべき課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　それでは、答弁をいただきましたので、順番に再質問を行います。

まず、災害に備えての１番目の避難所の防災倉庫に置いてある備品について答弁をいただきました。いろいろと子供用おむつとかアルファ米だとか段ボールベッドとか、例えばこれ長生荘の倉庫なのですけれども、その倉庫に置いてあるのは、長生荘へ避難する人何人分、また何日分を想定しているのかお答えください。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

長生荘ということではなくて、全体の内容でお答えさせていただきたいと思いますけれども、皆野町の地域防災計画につきましては、避難者用として1.5日分以上の備蓄が必要ということで書かれております。それに対応するような形で鋭意町のほうでは整備を進めているところでございます。

また、この備蓄品の中には、避難者のほかにも災害の救助に従事する従事者用の備蓄も行うということになっておりますので、その分も踏まえて備蓄を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　1.5日分の備蓄ということで答弁をいただきましたけれども、本当に最悪の状況を想定して、支援物資がほかから届かないとか、断水などで避難が長引くなどということも考えて、私はそれぞれの避難所の個数を何個準備していますというのを取ってもらったのですけれども、これでは少ないのではないのかなというふうに分かります。もう少し用意しておく必要が、量的にも必要があると私は思います。

それからあと、避難所の倉庫、その備蓄をされている物資があるその倉庫に何が入っているのか品目ですね、それが書いてあると分かるのではないかということを言われまして、見たのですけれども、防災倉庫に何も貼っていないですよね。何が入っているのだなというのを見るだけでも安心しますので、ぜひ貼り出しておいてほしいと思いますが、品目だけでも。よろしくお願いしますが、いかがですか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、災害対応時になりますと、総務課の職員以外にも応援を要請することになりますので、常日頃からその内容を把握しているわけではありませんので、議員がおっしゃるとおり、今後はそういった表示についても努めてまいりたいと思っております。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　ぜひお願いいたします。

それで、２点目の質問なのですけれども、2020年の７月号の「広報みなの」、これはもちろん感染防止ということが基本にあるわけですけれども、町報に載っているのは、避難するときに持参するように書かれていたのはマスクだとかタオル、体温計、着替え、食料と十分な水、ウエットティッシュ、スリッパ、毛布などの寝具です。これを全部リュックに入れて準備をした人がいました。毛布などはリュックに入らないので持つことにして、それで感想を聞きましたら、この重い荷物を持って避難はできない。想像しただけでも大変なことが分かります。そういうことで、感染防止でなるべく自分で使うものを自分で用意していただきたいということはよく分かるのですけれども、それからいざというときにこれらを持って避難はすることができない。私はちょっと無理だと思います。特に地震は予測ができません。身を守ることが本当に大事だし、命を守ること、着の身着のままの避難になります。そのための防災倉庫の備蓄品ではないでしょうか。この備蓄品の一覧表を見ても、そういうもので、ああ、ここにこれだけあるのだなというのですが、もう大変でしょうけれども、もう一度倉庫の点検、量や内容について確認をしていただきたいが、いかがですか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

備蓄品につきましては、毎年、賞味期限等の関係もありますので、内容を確認しながら補充をしている

ところでございます。ただ、今の現状で十分かと言われますと、いろんな災害を見ても、やはり状況が変わってまいりますので、見直す必要はあろうかと思っております。ただ、全てを倉庫の備蓄で賄うということは、当然スペースの容量もありますので、不可能でありますので、町といたしますと、いろんな企業、事業者と防災協定等も締結をしております。そういったところから、必要であれば水ですとか飲料水、食料品等が調達できるという内容になっておりますので、そういった協定内容につきましても今後再度確認をして、有事の際に備えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　防災倉庫に入っている備蓄品だけでは足らないと私も思いますので、ぜひそういう点検もしていただきたいと思います。

そして、１つ質問で取り下げたことがあるのですけれども、簡易トイレの問題なのです。特にトイレの問題が能登半島地震でも大変心配だと。準備できていなかったわけです。それで、マスコミでもトイレの問題なんかも取り上げて、一番心配の件です。それで、よく見ましたら、防災倉庫の中に備蓄品に非常用ふん尿処理セット１個ずつ配備されていたのです。それは大変よかったなと思うのですけれども、100回用とありますけれども、順番に使うとしても、各防災倉庫に１個というのは少ないのではないかなと私は思います。ぜひ３個から５個ぐらい配備していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それと、これは町民の方から言われたのですけれども、乳児用の液体ミルク、今すごく宣伝しているらしいのですけれども、それと段ボールベッド、ありますよね、この中に。それから、プライベート空間がつくれるものなどぜひ考えていただきたいという要望がありましたのですが、それはいかがですか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

まず、液体のミルクですけれども、しばらく前までは缶の粉ミルクでやっておりましたけれども、災害時はお湯等が十分に確保できないということから、町としても液体ミルクの備蓄を進めております。ただ、これについては賞味期限が非常に短い状況でございますので、それについてもまた今後さらに充実できるよう検討してまいりたいと思います。

それから、段ボールベッドについては、既に備蓄のほうは進めておりますので、数についてはまた再検討させていただきたいと思います。

それから、テント式のパーティションテントというようなものも既に配備をしておりますので、そういったところで配慮はできるかなというふうに考えてございます。数については、また全体を通して見直し、確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　トイレはどうですか。トイレ。非常用ふん尿処理セットというのがここに、それぞれのところに１個ずつあるのですけれども、それについて答えてください。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

ご指摘のとおり、各避難所に１セットずつとなっておりまして、使用回数が100回となっております。今回の能登半島地震等を見ましても、やはりそういったライフラインがストップしますと、トイレは非常

に重要なものになりますので、必ずしも100回で足りるとは思っておりませんので、今後はその辺の整備も再検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　ぜひよろしくお願いいたします。最悪の場合を考えてぜひ配備をしてください。よろしくお願いいたします。

次に行きますけれども、投票率を上げるためにということで、若者の選挙離れというものがあると、要因が。そういうこともありますけれども、私は選管の方に聞いたら、高齢者が投票所へ行けなくなったということをちらっと聞いたことがあるのです。やっぱり８年もたっていると高齢者も多くなります。高齢化が進んでいます。なかなか投票所へ行けなくなってしまったのが私は現状ではないかな。もちろん課長の答弁の若者の選挙離れもあるかもしれませんけれども、ぜひその辺、それで２番目の再質問に移りますけれども、移動式の期日前投票というのは困難であるということの答弁がありましたけれども、2021年12月議会で同じ質問をしたのです。そのときの答弁は、検討はしてみるがということなのですけれども、検討はしていないのでしょうか、どうでしょう。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

近隣の状況等を確認いたしますと、小鹿野町で移動式の期日前投票を実施しております。ただ、この実施の理由が、投票所の統廃合を行ったために、今まであった投票所がなくなったというところの対策として移動式の期日前投票をやっているということです。ただ、これについてもごくごく限られた時間での実施で、対象有権者数が30人程度というところでございますので、そういったものを踏まえますと、今の状況では、皆野町としては実施については難しいという状況でお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　移動式期日前投票だと、期日前投票にはたくさんの方を確保しないといけないということがよく分かりましたけれども、ぜひこれから検討していただいて、お願いします。

それから、役場庁舎内の期日前投票所ですけれども、２階まで行くのが大変だという人もいます。場所を玄関入り口入った右のスペースを使ったら簡単に投票ができるのではないかと考えますけれども、その辺の検討はしてみませんか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　おっしゃるとおり、玄関から入ってすぐ投票ができれば一番これは選挙人にとって利便性があるということになろうかと思います。ただ、心配される点もございまして、投票所の設置に関しては、誤りのない投票が行われるために、その施設が適法に設置されなければならないということでなっております。期日前投票所の設置についても、これについては同様な考えでございます。そうしたことから、役場庁舎の２階から１階へ移した場合に、ある意味心配されるのが、国政選挙におかれますと複数の選挙が同時に行われることになります。そうしますと、投票の記載台等もかなりの数を設置しなければなりませんので、スペース的にちょっと狭いかなという感じがしておりますし、また一般の町民の方と選挙に来た方の区分分けが非常に難しい状況になります。入り口が複数あれば対応も可能だと思いますけれども、玄関から入って別の入り口から出るということになりますと、一般の方と選挙人の方が同じ入り

口から入るということになりますと混乱も招くというおそれがありますので、そういった点を考えますと、現時点では、エレベーターもございますので、２階での実施が適当というふうに選挙管理委員会では考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　そうですね。私はすごくいい案だと思ったのです。右へ行って、それでやって、向こう側に出られるわけですよね。それで、皆野町の住民の方、こんなことを言ってはあれですけれども、そんなに混み合うほど役場に人が来ていらっしゃるのかなという感じもあるのですが、ぜひもう一回検討していただきたいと思います。

それから、以前同じ質問項目で、長生荘の投票所を靴を脱がずに投票できるよう改善していただき、本当に皆さん大変喜んでいました。そして、今回の長生荘の投票所は、玄関先ですぐ投票ができて、皆さんびっくりしたり、喜んだりもしていました。このように改善していただいて、この場を借りてお礼を申し上げます。先ほどの質問でも、町民が気軽に投票できるよう改善をしていただきたいと思いますので、ぜひこれから、私が提案したことなど、ぜひ検討していただいて、新しい方も選挙管理委員の人も選ばれると思いますけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に行きます。教材費の問題なのですけれども、私は小さいことで親の教材費を負担を減らせということで質問しようと思ったのですけれども、例えば１年生で買うピアニカ、この間、教育長とも話しましたけれども、これは２年生で使うことになっているそうですが、１年間使ったら、もうピアニカは終わりなのですね。このピアニカの価格もばかにできない。5,000円以上するのだと言っていました。このピアニカを町で用意して、ピアニカの口をつけるところ、マウスピースというのですか、それはそれぞれ保護者に用意してもらう。それはどうでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　６番、常山議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のピアニカでございますけれども、各学校に確認をしましたところ、１年の２学期前後に購入をするものだということで、今の価格は5,400円ということで聞いております。ご指摘のマウスピースのみを購入して本体は学校で用意をしたらどうかというご提案でございますけれども、まず第１に、ピアニカというのは、ご承知のとおり、本体の中に唾のたまる構造になっておりまして、それを捨てる穴もございます。そういった衛生面の課題があることが１点。それから、もう一つ、就学前に通っていた幼稚園ないし保育園によっては既に持っている児童も入学してくるというふうに聞いております。例えば三沢小なんかですと、ここ最近は、みんな幼稚園ないし保育園時代に買っているので、ここ数年の購入実績はないというようなことでもございました。ご指摘いただきました、先ほど私がご答弁申し上げました教具といいましょうか、道具類の購入についてのご指摘の学校で保管するものを貸与するような形で使ってはというアイデアにつきましては、今後他のものにも応用ができるものかなと思いますので、検討の余地はあろうかと考えております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　ありがとうございました。衛生面まではちょっと考えていなかったのですけれども、マウスピースをつければ、それを外せばそれで大丈夫なのかなと思ったり、保護者の方からそういう

話がありまして、ぜひそれを使って、町が用意していただきたいと。幼稚園で買うときも、だから用意してもらえればいいのですよね、町でね。そんなので、ぜひ教材費の軽減に努力していただきたいと思いますし、あと４年生で国語の辞書の引き方を習うそうですが、小鹿野町のように国語の辞書や漢字辞書を子供たちにプレゼントしたらどうかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　６番、常山議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのご指摘の辞書でございますけれども、どんなタイミングで子供たちに使わせるのか、その使い方、そういったものも全て総合的に判断いたしまして、学校で備えるべきものなのかどうなのかということは今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員、最後になります。

○６番（常山知子議員）　分かりました。本当に自分の子供たち、我が子が成長して学校へ入学する。親にとって本当に喜ばしいことですが、それと同時にランドセルを用意したり、学校からの要望で教材を用意したりと経済的にも大変です。いろいろとお聞きしますと、１年生でしか使わない算数セット、またリコーダー、ジャージなど、何とかならないのかという話も保護者から出ていました。当町は給食費が無償になりました。それは保護者から大変喜ばれています。憲法26条に、義務教育は無償とする、その精神にのっとり、我が町でもいろいろ負担がかかる教材費について、親の負担軽減をぜひ実施していただきたい。副町長に答弁を求めたかったのですが、ぜひ子育てしやすい町にこれからもやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　零時１１分

再開　午後　１時１０分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（林　　豊議員）　次に、１番、新井健司議員の質問を許します。

１番、新井健司議員。

〔１番　新井健司議員登壇〕

○１番（新井健司議員）　皆様、こんにちは。１番、新井健司でございます。傍聴にお越しいただいた皆様、皆野町議会並びに皆野町政に関心を寄せていただきまして、誠にありがとうございます。新人議員であり、初めての一般質問、極度のあがり症でございますので、至らぬ点が多々あると思いますが、よろしくお願いいたします。

さて、皆野町は、平成26年に日本創成会議・人口減少問題検討分科会が公表した全国市区町村別「20～

39歳女性」の将来推計人口において、埼玉県にある63市町村のうち、消滅可能性がある21の自治体にリストアップされています。また、人口が１万人を切ったことにより、消滅の可能性が高いとされています。皆野町は危機的状況にあるのです。時代は日々変化しているのに、行政だけが漫然と従来のままなんてあり得ません。町民の皆様も皆野町が変化することを望んでいます。前例がないから、周りの市町村が取り組んでいないからなどと言っている余裕はありません。今年も住みたいまちランキングで１位の横浜、そんな横浜市でも、ホームページで移住サイトを立ち上げ、移住希望者を募っているのです。

最近、テレビ出演が多くなった泉房穂さん、元明石市長さんです。３期12年務められました。泉さんが市長に就任される前は、中心市街地は空洞化、明石駅前のダイエーは閉店した後、放置されたままで、寂れた地方のシャッター通りそのものだったそうです。人口も減少傾向で、明石のまちは衰退しつつあったそうです。そんな明石市が子育て支援に注力し、10年連続人口増、移住先に選ばれる市になったのです。また、子育て層が増えたことにより、地域経済も上向き、市の税収も増え、増えた財源により障害者や高齢者、まちのみんなへの新たな施策につながったそうです。

それでは、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。一部常山議員さんとかぶる部分がありますが、よろしくお願いいたします。

大きな１番、子育て支援の拡充について。①、第２子以降の保育料完全無料化について。現状皆野町では、国の基準に加え、町独自の取組をされています。その取組には感謝いたします。ありがとうございます。しかし、条件つきで無料にしているのです。少子化対策として、兄弟姉妹の年齢も関係なし、親の収入も関係なし、町外の保育園や幼稚園でも関係なく無料化にする考えはありませんか。対象となる児童数や無料化するために必要な予算額が分かりましたら教えてください。

②、小中学生の教材費無料化について。この事業については、義務教育支援事業として既に小鹿野町では取り組んでいます。同じ秩父地域として、今後皆野町でも取り組む考えはありませんか。

③、公共施設の使用料無料化（高校生まで）について。皆野町は、多くのスポーツ施設が整備されております。高校生まで使用料を無料化して利用者拡大と体力向上を推進してはいかがでしょうか。お考えをお聞きします。

大きな２番、教育行政重点施策について。①、ＳＤＧｓ実現に向けた教育推進について。皆野町の教育の中に、こちらです。皆野町教育重点施策として様々な取組をされています。三沢小学校と皆野中学校については、埼玉県教育委員会からモデル校の指定を受けて、17ある目標の中から、ゴール11、住み続けられるまちづくりに焦点を当て、取り組んでいると伺いました。地元のよさを知ったり、地元企業の重要性を認識したり、大変よいことだと思います。

そこで、皆野小学校、国神小学校の取組状況について教えてください。ＳＤＧｓに限らず、ほかの取組でも構いません。よろしくお願いいたします。

②、グローバル化に対応した外国語教育の推進について。皆野教育プラン、こちらですね、いいものをつくっていただいています。その中に中学校卒業までに英検３級合格と記載されています。具体的な指導内容と目標の合格率がありましたら教えてください。

③、子供たちの安全安心の確保について。国神小学校、長生荘前の通学路は、皆野高校入り口付近の横断歩道に押しボタン式の信号機がないため横断できず、歩道のない左側を歩いて通学しており、大変危険です。どのような安全対策を考え、指導していますか、教えてください。

④、学習環境の整備、充実について。国神小学校の家庭科教室は、給水管の工事により給水管が５本立

ち上がっていて、黒板が見づらく授業に影響があると思うが、どう対応していますか、教えてください。

大きな３番、移動スーパー事業について。①、早期実施について。移動スーパー事業については、12月議会において内海議員さんが一般質問の中で話されたとおり、秩父地域において、小鹿野町、長瀞町、横瀬町の３町では既に実施されています。皆野町でも多くの町民の方が早期実施を望んでおります。そこで、現在の取組状況を教えてください。

②、予算について。長瀞町は、コロナ対策の補助金400万円をいただき、それを利用しているそうです。高齢者の介護予防やひきこもり防止、近隣住民との交流機会を増やす通いの場づくりとして移動スーパー事業を始めたそうです。横瀬町は、その補助金を残念ながらいただくことができず、町の予算100万円で事業を始めたそうです。両町とも請負業者を募集、決定後、長瀞町は400万円、横瀬町は100万円、補助金を請負業者に交付し、コースなどを設定、そのほか運行等については請負業者に任せていると聞いております。

そこで、皆野町はその補助金に気づいていましたか。気づいていたのなら、その補助金の利用を考えていなかったのですか。また、今後補助金や助成金等の制度を利用する考えがありますか。長瀞町や横瀬町と同じ取り組み方なら早期に実施できると思いますが、いかがですか。

①の早期実施についてと②の予算については、関連がありますので、まとめてでの回答でも構いません。よろしくお願いいたします。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

〔健康こども課長　太幡和也登壇〕

○健康こども課長（太幡和也）　１番、新井健司議員から通告のありました質問事項１、子育て支援の拡充についての①、第２子以降の保育料完全無料化についてお答えいたします。

町では、所得に関係なく同一世帯に中学生以下のお子さんが３人以上いる場合、第３子以降の保育料を無料とし、子育て世帯の経済的支援を図っております。また、国の基準によります世帯構成や所得に応じた軽減制度がございます。現在、保育所に通園する第２子以降の人数ですが、52人となっております。第２子以降の保育料を無料化した場合の額ですけれども、概算で806万円となります。第２子以降の保育料完全無料化につきましては、人口減少、少子化対策としての貴重なご提言でございますので、引き続き先進事例等情報収集を行い、少子化対策、子育て支援拡充に向け、調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

〔福祉課長　青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子）　１番、新井健司議員から通告のありました質問事項３番、移動スーパー事業についてお答えいたします。

１点目、①の早期実施についてですが、12月議会において内海議員から質問をいただき、その後、内部で協議し、町内業者とも実現の可能性について検討しております。また、町内の商店がその地区の高齢者のニーズに応え、注文品を届けたり、定期的に宅配をしていることなど把握をしております。そうした地域のつながりを大切に、小売のお店も守りつつ、町の買物支援について、どんな方法がよいか検討を重ねてまいります。

次に、②の予算についてお答えいたします。当町といたしましても、長瀞町で令和４年度、高齢者のひきこもり防止や近隣住民との交流機会を増やすことを目的として、国の新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金を活用しての移動販売車の運行を始めたものということは承知をしております。今後、当町としての移動販売事業について、現在福祉課関連の補助金について県にも確認をしておりますが、現状では当てはまる補助メニューはございません。年度の替わるタイミングではございますので、新年度になって新しい補助金等についても引き続き情報収集をしてまいります。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

〔教育次長　三橋博臣登壇〕

○教育次長（三橋博臣）　１番、新井健司議員から通告のありました質問事項１、子育て支援の拡充についてのうち、②、小中学生の教材費無料化について及び③、公共施設の使用料無料化についてお答え申し上げます。

まず、②、小中学生の教材費無料化についてですが、先ほどの常山議員の質問と同趣旨でございます。一部答弁が重複いたしますが、ご容赦願います。学校教育に係る費用として、学校が保護者からお預かりするものには、教材費、校外学習費等を賄うため、定期的に集金する学年費と呼ばれるものがございます。また、この学年費とは別に、授業に必要な道具類の購入費がございます。ご指摘の町立学校の教材費の無料化でございますが、子育て支援の手法として適切かつ効果的であるかどうか、町立学校以外の学校に在籍する児童生徒や他の子育て支援の対象者も含めた町全体の子育て支援の在り方の中で、総合的に検討していくべき課題であると考えております。

次に、③、公共施設の使用料無料化についてお答え申し上げます。教育委員会では、多くの施設を管理しております。ご質問のスポーツ施設のほか、総合センター等の社会教育施設もございますが、その多くは利用に当たって使用料を頂戴しております。高校生以下の使用料を無料にとのご提案ですが、現在多くの施設が場所と時間を単位として使用料を定めております。利用者の年齢に着目した使用料の設定には、施設使用料の全面的な見直しが必要となります。ご指摘いただきました子育て支援の側面からだけではなく、広く社会教育、生涯スポーツの振興のため、公共施設の使用料の見直しは必要と考えておりますので、その際の参考にしたいと存じます。

続きまして、質問事項２、教育行政重点施策についての各項目について順次お答え申し上げます。なお、多くの項目についてご質問いただいております。要点のみのお答えとなります。不十分な点もあろうかと存じますが、ご容赦いただきたいと存じます。

最初に、①、ＳＤＧｓ実現に向けた教育推進について申し上げます。この事業は、埼玉県から研究指定を受け、まず三沢小学校と皆野中学校をモデル校として、令和５年度から取組を始めた事業でございます。今後、令和７年度までに同様の取組を他の学校にも広げていく予定でございます。

なお、ご質問にありました他の学校、皆野小学校、国神小学校での取組ですけれども、その学校も含めた全校で教育委員会が進めております「みなの学」に基づいた取組を進めてございます。この「みなの学」は、地元を知る、郷土を愛する心を育てるということを目的として取り組んでおります。具体的な例を申し上げますと、皆野小学校では、５年生が総合の学習の時間で秩父音頭の唄やはやしを学んでおります。また、国神小学校におきましては、地元の方のご協力をいただき、米作りであったり、サツマイモ作りであったり、こういった取組をしてございます。

次に、②、グローバル化に対応した外国語教育の推進、中学校卒業までに英語検定３級合格について申し上げます。こちらの合格率ですけれども、英語検定３級の合格率で申し上げます。令和４年度につきま

しては、中学３年生82名中32名が合格しておりまして、率は39％、令和５年度におきましては、71名中30名が合格しております。

③、子供たちの安全安心の確保、国神小学校の交通安全指導についてのご質問ですが、校長をはじめ教職員及び地元の方のご協力、スクールガードリーダーをはじめとする地域の方々のご協力により、登下校時の安全指導や見守りを行っていただいております。

最後に、④、学習環境の整備、充実、国神小学校家庭科教室の給水管についてのご質問にお答えいたします。国神小学校では、かねてより水道水に鉄さび等の異物が混入することがありましたことから、水道管の改修工事を行いました。ご指摘の家庭科教室の黒板が見えづらい点につきましては、大型モニターの配置やタブレット端末の利用等の工夫により、児童の学習に影響が出ないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　１番、新井健司議員。

○１番（新井健司議員）　大変ご丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございました。それでは、私の思いも込めて再質問させていただきます。

大きな１番、①の第２子以降の保育料完全無料化についてですが、必要予算額が806万円というご回答をいただきました。この806万円だったら実現できるのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　新井健司議員からのご質問にお答えいたします。

現時点では、第２子以降の保育料を完全無料化する計画はございませんが、様々な視点から、費用、効果を含めまして調査研究を行い、子育て支援はもちろんなのですが、総合的な人口減少、少子化対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　１番、新井健司議員。

○１番（新井健司議員）　ありがとうございました。子供は町の宝です。２人目、３人目を育てていかなければ人口は減少する一方です。安心して２人目、３人目を育てられるよう、完全無料化を強く要望しておきます。自治体名は忘れましたが、もう第１子から無料化に着手している行政もあるようでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②、小中学生の教材無料化について。これはある町民の方と私の会話の中で出てきたのですけれども、「小鹿野町では教材費は無料なんだよね」と話される方がいらっしゃったのです。この取組、取り組んでいる市や町が少ない。小鹿野町が目立つのです。今後、無料化が無理であれば、一部の補助からでもいいと思うのです。ぜひご検討を強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

③番、公共施設の使用料無料化（高校生まで）について。ぜひ全面的見直しが必要ということだったのですけれども、見直しの際は、ぜひこの件もご検討いただきたいと思います。小学生以下の子供と保護者を無料にすることにより、施設を利用していた小学生がお父さん、お母さんを誘うのはもちろん、おじいちゃんやおばあちゃんを誘って施設を利用してもらう。また、その逆もあるかもしれません。例えば温水プールを利用していた小学生がおじいちゃんやおばあちゃんを誘う、またマレットゴルフ場を利用していたおじいちゃんやおばあちゃんが小学生のお孫さんを誘う、そんなことが起きるかもしれません。

また、高校生が人工芝のテニスコートのよさを知ったり、温水プールの採暖室、採暖室とうたっていますが、実際サウナだと私は思います。それを利用することにより、皆野町の温水プールにはサウナがあるよ、高校生です。ＳＮＳで拡散してくれるかもしれません。皆野町のスポーツ施設のよさを知らない人がまだまだたくさんいらっしゃると思います。ぜひご検討を強く要望します。

また、近年、日本はサウナブームです。サウナは免疫力アップ、鬱病予防、認知症のリスクを低減するなど、数々の健康メリットが期待できるそうです。プールと採暖室を使っての健康づくり教室、どうでしょうか。

また、皆さんもご存じだと思うのですが、三沢にありますぼくらのミナノベース、そこでも今現在、こういったバレルサウナを建設中なのです。そのぐらい今ブームなのです。採暖室をアピールして、観光客に温水プールを利用していただくのはどうでしょうか。ＪＲ東海のコマーシャルではありませんが、「そうだ、皆野の温水プールに行こう」ってどうですか。雨が降ったときなど、家族連れの観光客には有効だと思います。ぜひこれも観光としてアピールしていただきたいと思います。ご検討ください。

また、長くなって申し訳ありません。12月の議会において、宮原議員がいいことを一般質問していただきました。コミュニケーションについての質問です。私も大変重要なことだと思うのです。若い職員の方の教育、そして町民の方とのコミュニケーション、非常に大切だと思うのです。町の職員の方が温水プールを利用しない、そういう声を聞くのです。ぜひとも温水プールを利用して、採暖室でコミュニケーションを取ってください。職員の方同士もいいです。あそこに結構町民の方が集まってお話しされているのです。ぜひコミュニケーションの場として利用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、子供のための安全安心の確保について。いろいろとご努力されているのは分かりました。ここで、再質問させていただきますが、教育長さんは教育現場の経験がある方です。現状も見られていると思うのです。ぜひご意見をお聞かせください。お願いします。

○議長（林　　豊議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　新井議員の質問にお答えいたします。

子供たちの安心安全の確保ということで、ご指摘の場所については、私も何度も足を運び、改善ができればいいなというふうに思っております。様々な事情があって、そこが長年にわたって県や警察等に要望してもなかなか改善されないということも承知の上で、だけれども、そこをしっかりとした子供たちの安全ということを考えると、見守りなしでは大変危険な場所ということで、歴代の国神小の校長をはじめ、教職員が大変苦労しているところでございます。

現在、校長を筆頭に教職員と地域の見守りのボランティアの方、たくさんご賛同いただいて、そのボランティアの方々のご協力によって何とか安全指導やら、あるいは見守りを継続していただいているという、そんな現状です。とにかく改善したいのはやまやまなのですけれども、諸事情がありまして、現状がなかなか改善できないというところでございます。

○議長（林　　豊議員）　新井議員、先ほどの子育て支援の関係の質問は先ほどで終わりでよろしいのですか。

○１番（新井健司議員）　はい。結構です。

○議長（林　　豊議員）　それでは、教育行政重点施策についてもこれで最後になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○１番（新井健司議員）　どうもありがとうございました。私は、現地に１回だけ行きました。そのときも

やはり校長先生、またボランティアの方がいらっしゃいました。大変だなというふうに思いました。ぜひ改善、難しいかと思うのですけれども、ご検討ください。

それと、教室なのですけれども、やはりいろいろタブレットとか使っていただいているという話なのですけれども、やはり子供目線で見ていただきたいと思うのです。私から見ると、通学路の件、家庭科教室の給水管の件、どう見ても子供に冷たいと私は感じたのです。元明石市長の泉房穂さんは、こう言っているのです。子供に冷たい社会に未来はない。私もそう思うのです。国神小学校の卒業生が大人になり、皆野町で子育てしたくないなんて思う生徒が出てこないことを私は願います。このような状況を続けるのであれば、早期に統合することを強く要望して、次に移らせていただきます。ありがとうございました。

大きな３番、移動スーパー事業について。細かく答弁いただいてありがとうございました。金崎地区の方からこういうお話をいただきました。金崎地区の高齢者の方で、ヤオコーまで歩いて買物に行く方がいらっしゃるそうです。または、私の地元にもいらっしゃるのですけれども、運転に自信がないのだけれども、ヤオコーに行くために自動車を運転して買物に行く、そういった高齢者の方がいらっしゃるのです。その方たちの身になって想像してみてください。歩く距離、坂道、荷物の重さ、喉の渇き、膝や腰の痛みなど、また休む場所、雨の心配、狭い道での車のすれ違い、駐車場での駐車、荷物の積み下ろしなど、高齢者の方にとって危険の伴う重労働なのです。12月議会で内海議員さんが一般質問の中で話されましたが、横瀬町は昨年９月から運行を開始しているのです。３月に予算計上され、９月に運行開始なのです。このスピード感が皆野町にも必要なのです。横瀬町は、前年に長瀞町が開始したことに刺激を受けて、早期に取り組んだのです。皆野町にもその感覚、必要です。早期実施、お願いできないでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　１番、新井議員の質問にお答えいたします。

新井議員のおっしゃるとおり、大変先進的な事業と認識しております。ただ、長瀞町、横瀬町は、いずれも請負の業者の店舗が各町の町内にあることから、業者の経営方針と町のニーズが合致して移動スーパー事業の展開が早期に行われたものと推察しております。当町での買物支援を考えたとき、まずは町内にあります業者との連携、実現に向けての可能性について検討を進めていきたいと考えております。

また、町の入り組んだ地形の特色、そして先ほど新井議員のおっしゃるとおり、高齢者のニーズも捉える中で、長期的な視点でどんな買物支援が最適であるのか精査し、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　１番、新井健司議員。

○１番（新井健司議員）　ありがとうございました。ぜひとも早期実施、お願いいたします。

皆野町は、人口9,000人を切る日が近づいています。9,000人を切ると何が起こるか分かりません。あくまでも予測ですが、埼玉りそな銀行の撤退、皆野病院の撤退など、ないと言い切れますか。埼玉りそな銀行は12時から13時の窓口業務を休業しています。今後はＡＴＭだけで対応できるなんて判断されるかもしれません。皆野病院は、2029年３月18日で土地使用貸借契約が満了となります。契約を更新してくれると言い切れますか。建物が老朽したから建て替えたいと言われるかもしれません。代替地を考えていますか。考えられている方は少ないのではないでしょうか。

また、多くの方が、このまま人口が減り、子供の数が減るということを前提にいろいろなことを考えていらっしゃるのではないでしょうか。私は増やすことを考えているのです。住みやすく、魅力のある町に

すれば、必ず移住者が増えるのです。皆さん、移住者目線で考えてみてください。国神小学校の家庭科教室の給水管が立ち上がっているのを見て、自分の子供を通わせたいと思いますか。危険な通学路を見て、通わせたいと思いますか。移動スーパーが町中を走り、高齢者の方が買物をするだけでなく、おしゃべりをしたり、健康を確認し合ったり、そういった姿を見たら、高齢者の方が住んでみたいと思うと思いませんか。皆さんは、町の職員を目指したとき、なったときを思い出してください。町のために、町をよくするためにと何か熱い思いを持って職員になったと思います。仕事は大変です。でも、その後、子供や高齢者の方の笑顔を見れば、やってよかったと必ず思えるはずです。町民の方と一丸となってよりよい町をつくっていきましょう。町民の方の中には、一流企業や海外を経験された方も多くいらっしゃいます。ぜひコミュニケーションを取ってください。

初めての一般質問、不慣れで慣れない点も多々あったと思います。ご容赦ください。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番　内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員）　11番、内海ですが、ただいま新人議員であります新井健司議員の迫力あり、また皆野町を思っての質問に大変私も感銘を受けております。そういった中で、大変先輩議員としてもなかなかやりづらい面があるのですが、またお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

2024年の元日早々から、マグニチュード7.6、最大震度７の能登半島地震に見舞われまして２か月がたちました。冒頭の副町長のご挨拶の中でも触れられたかと思うのですが。被災地におきましては、家屋の倒壊、津波、そして大規模火災、また土砂災害、土砂崩れ等々で240人を超える方々が犠牲となっております。また、震災による停電、断水、道路の寸断、また寒い中、２月末時点で１万1,449人が苛酷な避難生活を強いられております。被災された方々にお見舞いを申し上げると同時に、ライフラインの復活や仮設住宅の建設等々、早期に日常生活が取り戻せることを願うものであります。

こうした中、１月上旬、全国で20の自治体が所有しているトイレトレーラーのうち８台が被災地の避難所などに到着し、使用されている。こうした報道がされておりました。このトレーラーには４つの水洗トイレが設置されており、太陽光発電により停電地域においても１台で1,500回程度利用でき、衛生的であり、大変喜ばれているとのことでありました。しかし、全国でたった20の自治体にしか所有されておらず、購入費は約1,800万円程度が必要のようです。他方、１月18日、日米両政府は、米国製巡航ミサイル「トマホーク」、１発４億円と言われておりますが、最大400発のミサイル本体と関連機材を合わせて約2,540億円で契約を締結したとの報道もされておりました。敵地を攻撃するミサイル１発で20台以上のトイレトレーラーが整備されることになります。国民にとって必要なのは、殺傷兵器や戦闘機、軍備増強ではなく、災害時におけるトイレトレーラーやアパートトレーラー、診療トレーラー、給水トレーラー、生活必需品トレーラーなどの整備が必要とある新聞に掲載されておりました。

今回の地震で最大震度７を記録した志賀町には、北陸電力志賀原発があり、一部で損傷の被害があった

ようですが、苛酷な事故になった場合、周辺への移動や避難は不可能であり、机上の避難計画である、このことがあらわになっております。また、大きな被害を受けた珠洲市には、かつて原発建設計画がありましたが、約28年間の反対運動で建設は凍結に追い込み、今回救われた、このように言われております。

今月11日は、あの未曽有の大震災であった東日本大震災、また人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から丸13年がたとうとしています。しかし、原発、放射能の汚染により、ふるさとを奪われ、戻りたくとも戻れない、そうした原発避難者は、昨年11月１日時点で２万6,609人と言われております。また、溶け落ちた燃料デブリの状態さえ分からず、廃炉作業など遅々として進まず、事故処理費用は年々かさみ、総額81兆円との試算もあります。こうした中、今後も国民の税金や電気料金の負担増を強いられる、こうした状況にもあります。

そして、全国の原発から排出される使用済核燃料や高レベル放射能廃棄物など、処分もできず、増え続ける核のごみの中、岸田首相は脱炭素、エネルギーの安定供給などを理由にして原発再稼働、老朽原発の運転期間の延長、そして新型原発への建て替え、また放射能汚染水の海洋放出など、原発推進へと大転換を図ってきております。こうしたことは、国民大衆や地域住民の命や健康、暮らしや自然、地域社会の崩壊につながるものであります。地震大国日本での脱原発、反原発を強め、再生可能エネルギーなどによる電力の供給を求めていかなければならない、このように訴えたいと思います。また、当秩父地域等においては、地震や津波等の不安は少ないわけですが、台風や大雨等における山津波や地滑り、また土砂災害等への防災対策、ハード面での対策が常に求められていると思います。

それでは、通告に基づき質問に入ります。１項目の町政運営についてでありますが、前柴﨑町長が体調不良の理由で任期途中の２月末に退職をされました。また、昨年12月中旬から１か月間の休職も含め、新年度予算編成時期とも重なり、町政運営に大きな影響が及んでいると思います。

そこで、１点目ですが、今年度の重点施策の主な事業の執行状況についてお伺いします。令和５年度予算については、前柴﨑町長にとって実質的に初めての予算編成であったと思います。令和５年度皆野町一般会計の当初予算は44億6,300万円であり、今定例会に提出された令和５年度皆野町一般会計補正予算（第７号）では、総額47億3,376万9,000円となっております。そうした状況の中での、この間、補正予算等の主な補助金、また追加事業も含め、令和５年度の主な重点事業の執行状況について、順調に推移しているのかどうかお聞きしたいと思います。

２点目の新年度一般会計予算についてであります。町長空席の中、町長職務代理者であります黒澤副町長からの提出議案になるわけですが、副町長冒頭の挨拶の中で触れられておりました。令和６年度の一般会計当初予算については、骨格予算とのことが述べられておりました。そこで、この骨格予算とはどのような予算編成なのか。また、新年度の重点施策や主な事業等についてはどのような考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

〔企画財政課長　嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則）　11番、内海勝男議員から通告のありました質問事項、町政運営についてお答えいたします。

まず、質問の１、今年度の重点施策の主な事業の執行状況について順調に推移しているのかとのご質問ですが、令和５年度当初予算、その後の補正予算で追加された事業を含めて、主な事業を５つに絞りまして、執行状況をお答えします。

新学校給食センター建設事業は、設計業務委託の繰越明許費を設定し、プロポーザル方式の入札を実施しています。３月中旬には、優先契約者を決定する予定です。

地域公共交通計画策定事業は、令和５年度から６年度までの継続費を設定しています。今年度は、地域公共交通検討委員会を開催し、町の現況を整理するとともに、町民アンケートを実施するなど、予定どおり執行されています。

おまつり広場屋外トイレ改修事業は、昨年10月に工事を発注し、年度内に完了する見込みです。

デジタル田園都市国家構想交付金を充当して実施した食肉加工処理施設を拠点とした地域資源の循環と特産品開発の事業は、既に施設が完成し、駆除された有害鳥獣の受入れが始まっています。

９月の補正予算で追加した道の駅みなの付近、町道皆野57号線等の道路改良事業は、測量設計調査がほぼ完了し、現在用地交渉を進めております。また、その他の道路工事では、町道国神１号線道路改良工事が広域市町村圏組合の水道管工事が遅れた影響を受け、やむを得ず繰越しいたしますが、その他の工事は予定どおり執行されています。

続いて、質問の２、新年度一般会計予算の重点施策や本予算との関係についてお答えいたします。当初予算案は、本来新規事業や工事の箇所づけ、計画の策定など、町長の重点施策に基づき編成されるものです。しかしながら、柴﨑前町長が２月末で退職し、議会への予算提出時に町長が不在の状況であることから、令和６年度の一般会計予算は、政策的経費を除いた骨格予算として編成いたしました。したがいまして、今後新たな町長が就任した後に、重点施策を決定し、政策的経費を追加する補正予算を編成する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　今年度の主な重点事業につきましては、順調に推移しているという答弁でありました。町長が不在であったり、休職したり、そういった時期もあったわけですが、幹部職員をはじめ、職員のご尽力といいますか、精通した業務の中でこういった結果が出ているということで評価をさせていただきたいと思います。

補助金の関係で、食肉加工施設の関係で答弁をいただいたのですが、既に施設が完成して、受入れ体制が始まっているということなのですが、そういった新年度を待たずして、捕獲の状況にもよるのでしょうけれども、そういった事業実施に移行していると、そういった考えでよろしいのでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　11番、内海勝男議員のご質問にお答えいたします。

デジタル田園都市の交付金につきましては、令和５年度の補助金でございますので、年度内に施設が完了して、有害鳥獣の受入れを行い、その後それを加工した、食肉を活用した商品といいますか、そういった開発のところまで実施したいと予定しているものですので、そういったところを目指して、残り１か月になりますけれども、進めていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

それで、９月の補正の関係なのですが、道の駅周辺の町道の整備といいますか、秩父方面への迂回路の整備ということになろうかと思うのですが、測量設計の調査については既に終わっていると。現在、土地

の購入といいますか、用地交渉中だということなのですが、これについては年度内に完了すると、そういった考えでよろしいのかどうか。

○議長（林　　豊議員）　建設課長。

○建設課長（若林直樹）　11番、内海議員の質問にお答えいたします。

地権者につきましては、３者の方がございます。現在、用地交渉中でございまして、予定では今年度完了する予定でございますが、何しろ交渉事でございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　それで、先ほど国神１号線の関係、答弁の中で触れられたのですが、議案第12号の令和５年度一般会計補正予算（第７号）での繰越明許費の補正についてであります。この中で７事業が追加されているかと思うのですが、先ほど答弁の中でいただいた町道国神１号線の関係も入っております。例年になく繰越明許が事業数が多いように思いますし、また1,000万円を超える事業も二、三見受けられます。繰越明許にせざるを得ない理由と、今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

繰越明許費につきましては、予算が成立した後に、様々な事情により、年度内に事業が完了しないことから設定をさせていただくものになっております。今回３月の補正予算で７つの事業、繰越明許を設定させていただきましたけれども、主な要因といたしましては、様々な要因で工事あるいは修繕等に必要な資材、そういったものの入荷が遅れておるというような状況もございまして、やむを得ず延期をしてしまっているものが内容としては多くなってございます。

それから、先ほどご説明しましたように、秩父広域の水道の工事の水道管の関係で工事が遅れている状況がございまして、その影響を受けて町の工事も遅れてしまっているというところもございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　いずれにしましても、令和５年度も余すところ20日ちょっととなりました。出納整理期間なり、また出納閉鎖は５月末というふうになっているわけですが、令和５年度末までの事業の執行、これが基本だというふうに思いますので、できる限り繰越明許が少なくなるよう努力をお願いしたいというふうに思います。

新年度の一般会計予算についてでありますが、答弁の中でも触れられたのですが、重点施策の決定と政策的経費の追加は、新町長が就任以後、新町長の施政方針に基づき、重点施策を決定したいと。また、新年度に実施する事業についても、政策的経費を追加する補正予算を編成したい、このような答弁だったと思います。令和６年度の当初予算は、約41億7,924万円で、令和５年度当初予算より、冒頭副町長の挨拶の中でも触れられておりましたが、約２億8,375万円の減額予算であります。

そこで、何点か質問したいと思うのですが、先ほどの答弁の中でも触れられておりました。今年度の補正予算で議決しております継続費であります地域公共交通計画策定業務委託料、それと債務負担行為の補正であります新学校給食センター建設工事設計業務委託料、これについては骨格予算の中でどのようになっているのか質問したいと思います。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　11番、内海勝男議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議員からご質問のありました２つの事業につきましては、それぞれ令和５年度中に継続費、それから繰越明許費の予算が可決いただき設定をされております。したがいまして、令和６年度の今回の骨格予算と申しましても、既に議決をされている予算になりますので、その２つの事業の予算につきましては、事業費を計上してございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　ありがとうございました。継続的な事業等については、当初予算といいますか、今回の骨格予算の中に計上されるということでありますので、了解をしました。

そして、今後どなたが町長になるか分かりませんが、重点施策の決定と新年度の主な事業については、新町長の政策的経費を追加する補正予算を編成し、本格予算としたい、このような考えのようです。しかし、新町長による新たな事業展開についても、限られた財源の中での政策的経費になろうかと思います。

そこで、新たな政策的経費の金額、どの程度を考えているのか。また、工事の箇所づけ等を含めた補正はどの程度を考えており、また財源はどのように考えているのか。そして、補正予算の提案ということの答弁です。この補正予算の時期はいつ頃なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　11番、内海勝男議員のご質問にお答えいたします。

今回令和６年度の骨格予算の編成に当たりまして、通常に編成した予算から骨格としてそぎ落とした経費がございます。そういった政策的経費と判断をしてそぎ落とした経費は、およそ２億8,000万円というふうに見積もってございます。したがいまして、ちょうどこの２億8,000万円、先ほど議員が申されました、昨年の当初予算と今年度の当初予算との差額がちょうど２億8,000万円程度というところでございまして、町の予算規模、予算のバランスから考えても、その辺りが補正予算として肉づけをされてくる金額の目安になると考えております。

また、その２億8,000万円の財源ですけれども、今回提出する令和６年度一般会計当初予算では、基金からの繰入れを必要最小限にとどめてございます。財政調整基金からの繰入れは、ゼロという形の予算を組んでございますので、２億8,000万円の補正予算を組む際に、そういった財政調整基金あるいは公共施設整備基金等の繰入れ、また工事費が追加になりますれば、それに伴う過疎対策事業債の発行も見込めますので、そういった有利な起債、現在ある基金を活用して、十分財源として賄えると考えております。

それから、もう一点、予算編成の時期でございますけれども、あくまでも新町長就任されてからの判断ということになりますが、令和６年度の残りの事務の執行期間を考えますと、６月議会までには補正予算を編成する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　新たな政策的経費の金額２億8,000万円とかというふうに言われているのですが、これについては工事の箇所づけ等の予算も含んだということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　11番、内海勝男議員のご質問にお答えいたします。

工事の個所づけも含めた予算ということでお示ししたものでございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　ありがとうございました。遅くとも本予算については６月議会までに提案したいということであります。町民にとりましては、少しでも安心できて、安定した切れ目ない町政運営が求められているというふうに思います。そのためにもぜひ補正予算の早期提案といいますか、それを要望したいというふうに思います。

いずれにしましても、皆野町にとりましても、先ほど新井健司議員からも申されました、今日の皆野町にとりましても少子化、人口減少、こういった大きな問題を抱えております。こういった中で、少しでもこうした動きに歯止めをかけて、地域の活性化を図る中で、将来的にも持続可能で町民生活の安定、そして福祉の向上がつながる、そういったきめ細かな事業展開を要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（林　　豊議員）　以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（林　　豊議員）　本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第１号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

◇

◎町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程

○議長（林　　豊議員）　追加日程第１、町長職務代理者提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長職務代理者から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第１号から第15号までの15件、承認第１号から第３号までの３件、同意第１号及び第２号の２件、以上20件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第２、議案第１号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第１号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴うほか、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第１号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例、左側が改正後の条例で、下線部分が今回の改正点になります。

第５条第１項の改正は、地方自治法の改正に伴う条ずれの解消を行うもので、「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項」に改めるものです。

同条第２項の改正は、一部の監査について要求者を指定するための字句を加えるほか、条ずれの解消を行うもので、「提出及び公表」の後に「(町長の要求に係る監査に関するものに限る。)、」を「第27条の２第２項の規定による監査の結果に関する報告書の提出」の次に「(町長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。)」を加え、「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項」に改めるものです。

１枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第１号の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第３、議案第２号　皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第２号　皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

特別休暇のうち、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実を図る場合の休暇について、取得期間を６月から10月までとしたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第２号　皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。今回の改正は、国の人事院規則の改正に準じて行うもので、第14条第２項第17号の改正は、特別休暇のうち、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実を図る場合の休暇、いわゆる夏季休暇について、「７月から９月の期間」の次に「(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、１の年の６月から10月までの期間)」を加えるもので、夏季休暇の使用可能期間を拡大するものでございます。

１枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和６年４月１日から施行するものです。

以上、議案第２号の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第４、議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和５年の人事院勧告に準じて、議会議員の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

初めに、国の人事院における給与勧告等についてご説明いたします。令和５年の人事院勧告では、１点目として、民間給与との格差を解消するため、初任給及び俸給表を引き上げております。２点目として、ボーナスを0.10月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ配分するというものです。

それでは、改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の１ページを御覧ください。第１条関係の改正は、第５条第２項の期末手当について、「100分の220」を「、６月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」に改めるものです。

議員については、勤勉手当が支給されないため、期末手当に配分するもので、令和５年の期末手当について、人事院勧告どおり、0.10月分引き上げ、12月の期末手当として支給するものでございます。

次の２ページを御覧ください。第２条関係の改正は、令和６年４月以降に支給される期末手当について、第１条で引き上げた0.10月分について、６月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ配分し、６月と12月の支給率を「100分の225」に改めるものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、第１項は、この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するものです。

第２項は、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和５年４月１日から遡及適用させるものでございます。

第３項では、改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上、議案第３号の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第５、議案第４号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第４号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和５年の人事院勧告に準じて、町長等の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第４号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の１ページを御覧ください。改正内容につきましては、先ほどの議案第３号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と同様でございます。

第１条関係の改正は、第６条第２項の期末手当について、人事院勧告どおりに0.10月分引き上げ、12月の期末手当として支給するものでございます。

次の２ページを御覧ください。第２条関係の改正は、令和６年４月以降に支給される期末手当について、第１条で引き上げた0.10月分について、６月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ配分し、６月と12月の支給率を「100分の225」に改めるものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、第１項は、この条例は公布の日から施行し、第２

条の規定は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和５年４月１日から遡及適用させるものでございます。

第３項では、改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすものです。

以上、議案第４号の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第４号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第６、議案第５号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第５号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和５年の人事院勧告に準じた給与改定のほか、職員の昇給について所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第５号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の１ページを御覧ください。令和５年の人事院勧告の概要につきましては、議案第４号で説明したとおりでございます。

第１条関係の改正は、人事院勧告に準じた期末手当と勤勉手当の引上げと行政職給料表の改正を行うも

のです。

第17条の４第２項の期末手当について、0.05月分引き上げ、現行の「100分の120」を「、６月支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改めるものです。

第３項の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の67.5」を「100分の70」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

第17条の７第２項の勤勉手当は、次の２ページになりますが、第１号では期末手当と同様に0.05月分引き上げ、現行の「100分の100」を「、６月支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改めるものです。

第２項の定年前再任用短時間勤務職員については、現行の「100分の47.5」を「、６月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改めるものです。

中段の別表第１の改正は、行政職給料表の改正になります。高卒の初任給を１万2,000円、大卒の初任給を１万1,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置き、そこから級が上がるのに伴い、改定率を低減させる改定内容となっております。全体の平均改定率は、1.1％となっております。

７ページを御覧ください。第２条関係の改正になります。第２条、給料の改正は、次の８ページになりますが、「在宅勤務等手当」を新たに加えるものです。

なお、単身赴任手当と夜間勤務手当については、記載漏れが確認されたことから、今回追加するものでございます。

中段の第４条第９項の改正は、60歳を超える職員の昇給に関する規定を新たに加えるもので、勤務成績が極めて良好及び特に良好である場合に限り昇給を行うというものでございます。

第10条第２項第２号、通勤手当の改正は、在宅勤務手当の新設に伴い、在宅勤務等手当を支給される職員を加えるものでございます。

９ページ、第10条の３、在宅勤務等手当の新設は、住居等において勤務すること、１か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して在宅勤務等手当を支給するもので、在宅勤務等手当の月額は3,000円としております。

下段の第17条の４、期末手当の改正は、令和６年４月以降に支給される期末手当について、第１条で引き上げた0.05月分について、６月と12月にそれぞれ0.025月分ずつ配分し、支給率を「100分の122.5」に改めるものでございます。

10ページを御覧ください。第３項の定年前再任用短時間勤務職員については、第１条で引き上げた0.025月分について、６月と12月にそれぞれ0.0125月分ずつ配分し、支給率を「100分の68.75」に改めるものでございます。

第17条の７第２項、勤勉手当の改正は、令和６年４月以降に支給される勤勉手当について、第１号では、第１条で引き上げた0.05月分について、６月と12月にそれぞれ0.025月分ずつ配分し、支給率を「100分の102.5」に改めるものです。

第２号の定年前再任用短時間勤務職員については、第１条で引き上げた0.025月分について、６月と12月にそれぞれ0.0125月分ずつ配分し、支給率を「100分の48.75」に改めるものでございます。

改正条例本文の７ページを御覧ください。附則でございますが、第１項は、この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するものです。

第２項は、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和５年４月１日から遡及適用させるものでご

ざいます。

第３項では、改正前に支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。

以上、議案第５号の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　人勧の勧告では、給与の引上げについては0.96％だったというふうに記憶しているのですが、先ほどの総務課長のほうからの説明ですと、皆野町の場合については平均の改定率が1.1％という説明がされましたが、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、民間との給与格差は0.96％でございます。それに伴いまして今回の人事院の勧告が行われたわけでございますが、先ほど全体の改定率1.1％と申し上げましたけれども、国においても全体の改定率は1.1％となっておりまして、国の人事院勧告に準じた内容で実施をしてございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　分かりました。ただ、この給与については、昨年の４月１日に遡及するということであります。既に厚労省も2023年の実質賃金、既に2.5％の減少、こういった厚労省も発表をしております。そういったことからしましても、1.1％の引上げがされたとしても、実質的には実質賃金が引き下がっているということが言えるかというふうに思います。そういった点で、大変生活の改善にはつながらないということが言えるかというふうに思いますが、それはそれとしまして、皆野町の職員のラスパイレス指数、この間、宮原議員からも度々その点を引き上げろという質問等もされているのですが、令和４年４月１日時点での皆野町のラスパイレス指数は幾つか、また県内の町村の平均は幾つか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　大変申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、お時間をいただいて、確認をさせていただければと思っております。

〔「議長、暫時休憩してください」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時５６分

再開　午後　３時１５分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文）　休憩前に内海議員からご質問をいただきました令和５年４月１日現在の皆野町のラスパイレス指数についてですけれども、令和５年のラスパイレス指数につきましては、まだ国のほうか

ら確定数値が来ておりませんので、この場で申し上げることはできませんので、ご了解のほどお願いいたします。

参考に、令和４年４月１日現在の皆野町のラスパイレス指数ですが、93.2、これは県内最下位でございます。

以上です。お時間をいただきまして、大変申し訳ございませんでした。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　令和４年の４月１日は分かりました。そのときの県内の町村の平均、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

手元の資料、町村というのはないのですが、県内平均99.8となってございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　恐らく町村の平均も出ているとは思うのですが、いずれにしましても令和４年の４月１日、県内最低、ここのところ最低が何年か続いているかと思うのですが、今回の今示されている給料表によって、令和５年の４月１日からの給料が決まるかと思います。その時点でのラスパイレス指数を最低でも県内町村の平均ぐらいまで引き上げるような、そういった対策といいますか、検討がされているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

先ほど町村平均というご質問をいただきましたが、手元の資料を確認したらございましたので、先に申し上げさせていただきます。町村平均は97.5でございます。

そこまでに引き上げる対応ということでございますけれども、これまで人事評価に基づく昇給、昇格等を行ってまいりました。また、議会の議員さんからは、再三再四、ラスパイレス指数が低いということで、それなりの対応をしてきたところでございます。ただ、大変状況的に難しい問題がございまして、基本的には人事評価を行いまして、それに基づいて昇給、昇格をさせるということになってございまして、それに基づかない昇格については、県、国のほうでは認められないという見解が示されております。ですので、皆野町で実施しております、そういったラスパイレス指数を改善する取組についても、あくまでも条例に基づいた形で実施をすることが重要だという県からの指摘を受けております。今後は、そういった県からの指摘事項も踏まえ、どういう対応ができるのか、今後は県とも協議をしながら対応のほうについては考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　そうなりますと、なかなか町村の平均に引き上げるとかという、そういった状況というのは厳しい状況が予想されるのですが、いずれにしましても最低という状況を何としても返上して、皆野町としての職員の平均の給与、これを引き上げるように思い切ったやっぱり是正等を図らないと、いつになってもこれは最低のままでいくのではないかなと思うのですが、その辺はどういう考えでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

今までの取組で成果が上がってこないということが数値的に表れておりますので、今後は例えば給料表６級までとなっておりますけれども、その辺りを７級を新たにつくって、それぞれの配分といいますか、職員の格付を変えるとか、既にそういった取組をしている市町村もありますので、そういった取組をしている市町村を参考に、今後どういう対応ができるか考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　そういった等級といいますか、昇給といいますか、それを増やすという、そういう考えもあるかも分かりませんが、私が思うのには、やはり、ちょっと語弊があるかも分からないのですが、引き下げている要因というのが必ずあると思うのです。そこの部分を是正を図るとか、そういったことはできないのかどうか。それをしない限り、平均ということでいえば、上の部分を引き上げれば、それなりに平均としては上がる可能性がありますけれども、それよりやっぱり底の部分というか、低い部分を引き上げない限り、平均というのは引き上がらないのではないかなと私は思うのです。だから、そういった思い切った是正といいますか、昇給といいますか、そういったことを図らないと、いつまでたっても皆野町は最低のままでいくのではないのかなと思うのですが、副町長、どうなのでしょうか、その辺は。

○議長（林　　豊議員）　町長職務代理者。

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　給与の見直しについては、鋭意まさに取り組んでいるところでございますけれども、今総務課長から申し上げたような、７級までというような適用、これを例えば他市町村のほうで率先して取り入れておりますと、やはりそことの比較で、こちらが相対的に数値が下がっていくというような部分もございます。また、そういったところの、例えば若いほうの世代、隣の級に行くことによって給与が大幅に上がるようなところに職階を区分を細分化していくですとか、そういったことで給与面から職員のやる気を喚起していく、そういうことも一つの手法であろうというふうには思っております。

また、今総務課長のほうからも申し上げましたけれども、国県のほうからは、あくまで条例に基づいた対応を求められているという難しい点もございますけれども、この点に関しましては、人事評価、能力、実績に基づいて、職員一人一人がそれに基づいて良好な成績を収めてもらえれば、しっかりとそれを評価して上げていくことが可能でございますので、職員の能力を上げる、上げることによって、その成績を正しく評価して、しっかりと上げていく。そのしっかり上げたことが、また次のやる気の喚起につながる、そんな好循環をつくることも大事だと思っております。

いずれにしましても、どのような手法でこの最下位、これは人材を確保するという点からも非常に問題があろうかと思いますので、これは以前から申し上げているとおり、しっかりと是正をしていくという方向でまた検討して、対策もしっかり取っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第５号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第７、議案第６号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第６号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和５年の人事院勧告に準じて、町会計年度任用職員の給与改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第６号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の１ページを御覧ください。第１条関係の改正は、令和５年の国の人事院勧告及び埼玉県の人事委員会勧告に準じて、別表第１、給料表を改正するものでございます。令和６年度に産業観光課において、地域林政アドバイザーの採用を予定していることから、行政職に新たに２級を追加しております。

４ページを御覧ください。中段の別表第２、等級別基準職務表の改正は、行政職に２級を追加し、基準となる職務として、「相当の知識又は経験を必要とする職務」と規定しております。これは、先ほど説明した地域林政アドバイザーを想定しております。

第２条関係の改正は、５ページになりますが、勤務手当の支給を可能にするものでございます。

第13条の２、勤勉手当の新設は、任期が六月以上のフルタイム会計年度任用職員への支給に関する規定になります。

６ページを御覧ください。第23条の２、勤勉手当の新設は、任期が六月以上のパートタイム会計年度任用職員への支給に関する規定になります。いずれも皆野町一般職員の給与に関する条例第17条の７の規定に準じて勤勉手当が支給されるものでございます。

改正条例本文の４ページを御覧ください。下段の附則でございますが、第１項は、この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するものです。

第２項は、第１条の規定による改正後の条例の規定は、令和５年４月１日から遡及適用させるものでございます。

第３項では、改正前に支給された給与は、改正後に支給される給与の内払いとするものでございます。

以上、議案第６号の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　会計年度任用職員の中でもフルタイムの方がこの給料表が対象になろうかと思うのですが、令和５年の４月１日時点でよろしいのですが、この対象者、行政職、教育職、何人ずついらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　再びで大変申し訳ございません。手元に細かい資料がございませんので、すぐに確認をさせていただきます。

〔「休憩してください」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　３時３１分

再開　午後　３時４２分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

内海議員からご質問のありました令和５年４月１日現在の会計年度任用職員の状況についてですけれども、町長部局における行政職が適用されるフルタイム会計年度任用職員はございません。ゼロでございます。教育委員会部局につきましては、２名となっております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　議案第８号の令和６年度皆野町一般会計予算の予算書の96ページの２の会計年度任用職員に職員数が載っているかと思うのですが、本年度というのが令和６年度の職員数というふうに私は捉えているのですが、そうなりますと前年度というと令和５年４月１日というふうに理解するのですが、この職員数を見ますと、フルタイムの方が３人というふうに、それとも本年度というところの４人になるのですか。今の答弁だと２人ということのようですが、この記載というのは、他の議案に入ってしまって申し訳ないのですけれども、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

これはあくまでも予算計上上の人数、予算書に計上した人数でございますので、実際の人数とは異なる

ケースがございますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　そうなりますと、令和５年４月１日時点でのフルタイムの任用職員は、教育職で２人ということでよろしいわけですね。

関連になるのですが、フルタイムのこれは給料表になるかと思うのですが、それ以外の短時間の会計年度任用職員の賃金といいますか、その辺の引上げといいますか、それはどのように、いつの時点で引上げを考えているのか。昨年の４月１日まで遡って引き上げるのか、それとも10月の最低賃金が確定した後に引上げを行ってきているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

こちら議案第６号に出ております会計年度任用職員の給料表は、ご指摘のとおりフルタイムにはこのまま月額として反映されます。そのほかパートタイムの会計年度任用職員につきましては、やはりフルタイムの会計年度任用職員と同様に格付を行い、該当する給料月額、こちらの給料表に書かれている額を162.75で割ったもの、これがその職員の時間給となります。したがいまして、パートタイムの会計年度任用職員につきましても、令和５年４月１日に遡って時間給が上がるということになっております。

以上です。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第６号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第８、議案第７号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第７号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、令和６年度から令和８年度までの介護保険料に係る所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長　青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子）　議案第７号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、令和６年度から令和８年度まで３年間の介護保険料を現行の９段階から13段階に細分化した上で改めるものでございます。保険料の算定に当たっては、第９期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、この３年間に必要な保険給付費をおよそ34億6,670万円と見込み、必要となる額を算出したものでございます。

それでは、改正条例本文の後に参考として条例新旧対照表を添付いたしましたので、御覧いただきたいと思います。第２条の改正は、現行の保険料を令和６年度から向こう３年間、新たな保険料に改める改正でございます。

新旧対照表の次に参考資料として添付いたしました第８期及び第９期介護保険料比較表に基づきご説明申し上げます。第９期の第１号は、生活保護の受給者あるいは老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯の方と、世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の方の保険料で、現行の年額３万3,000円を３万1,120円にするものです。

第２号は、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方の保険料で、現行の年額４万9,500円を４万6,850円とするものです。

第３号は、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方の保険料で、年額４万9,500円を４万7,190円とするものです。

第４号は、世帯の誰かに住民税が課税されていますが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方の保険料で、年額５万9,400円を６万1,560円とするものです。

第５号は、保険料の基準額となります。第５段階で、世帯の誰かに住民税が課税されていますが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方の保険料で、年額６万6,000円を６万8,400円とするものです。

第６号は、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方の保険料で、年額７万9,200円を８万2,080円とするものです。

第７号は、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方の保険料で、年額８万5,800円を８万8,920円とするものです。

第８号は、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方の保険料で、年額９万9,000円を10万2,600円とするものです。

第９号は、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方の保険料で、年額11万2,200円を11万6,280円とするものです。

第10号から第13号は、新たに段階を加えるもので、第10号は、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方で、年額12万9,960円とするものです。

第11号は、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方で、年額14万3,640円とするものです。

第12号は、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方で、年額15万7,320円とするものです。

第13号は、前年の合計所得金額が720万円以上の方で、年額16万4,160円とするものです。

条例新旧対照表の２ページにお戻りください。第２項から第４項の改正は、令和６年度から令和８年度の３年間、第１項第１号から第３号の方の保険料を軽減するため、第１号を年額１万9,490円に、第２号を年額３万3,170円に、第３号を年額４万6,850円に減額するものです。

新旧対照表３ページ、第４条第３項の改正は、保険料の賦課期日後の月割計算について定めるものでございます。

改正条例本文にお戻り願います。附則でございますが、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第７号の説明とさせていただきます。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　分かりましたらお聞きしたいと思うのですが、参考の介護保険料の比較表の中で、段階ごとに保険料が決まっているわけなのですが、第８期のところで第１段階から第９段階までの対象者数、分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　大変申し訳ありません。手元に資料がございませんので、今調べてお答えしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　新しい第９期のほうの対象者というのも資料としては作られているのでしょうか。それも併せて、すぐは出なかったら後ほどでもいいのですが、そんなに時間はかからないですか。かかるようでしたら、またあしたでもいいですから。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　それでは、第９期のそれぞれの対象の人数は分かりますので、こちらでお答えをしたいと思います。

第９期、第１段階の対象者数458名、第２段階の対象者数332名、第３段階の対象者278名、第４段階の対象者数360名、基準額となる第５段階でございますが、620名、第６段階650名、第７段階498名、第８段階203名、第９段階77名、第10段階25名、第11段階15名、第12段階８名、第13段階が35名でございます。

第８期の対象者数については、分かり次第お答えしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　第９期の答弁をいただきましたので、第８期のほうはいいですから。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、議案第７号に対する反対討論を許します。

６番、常山知子議員。

〔６番　常山知子議員登壇〕

○６番（常山知子議員）　６番、常山知子です。議案第７号の反対討論を行います。

2000年に始まった介護保険制度は、３年ごとの保険料改定で、この23年間の間に、第１号被保険者、第２号被保険者とも２倍を超す大幅な値上げとなっています。厚労省は、各市町村が保険料設定に向けた検討を行う際には、標準段階を13段階とする例を示し、こうした例を参考に保険料設定に向けた検討をするよう求めています。当町の介護保険料比較表を見ますと、第５段階の基準額は、月額200円、そして年額で2,400円の値上げです。物価高騰など国民生活の状態悪化の中で、高過ぎる保険料は町民にとって大変な負担となります。よって、私は町民の負担となる介護保険料の値上げに反対します。

簡単ではございますが、以上です。

○議長（林　　豊議員）　次に、賛成討論を許します。

５番、林太平議員。

〔５番　林　太平議員登壇〕

○５番（林　太平議員）　５番、林太平です。私は、この案に対しての賛成討論を行います。

なぜかというと、今るる説明をしていただきまして、今までは大変値上がりするということにえらい不安を感じていました。なぜかというと、この12万9,000円とか11万幾らとかと金額が最初に躍っていたものですから、大変私も賛成、反対でいくと、やっぱり意見としては、心情としては反対なのですけれども、今回に関しては、るる説明をしていただき、ある程度内容も読め、そしてこの提案理由にある高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴うという案でありますので、私は賛成いたします。

○議長（林　　豊議員）　他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第７号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（林　　豊議員）　起立多数です。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◇

◎延会について

○議長（林　　豊議員）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（林　　豊議員）　次会日程の報告をいたします。

あす６日は、午前９時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。

◇

◎延会の宣告

○議長（林　　豊議員）　本日はこれをもって延会いたします。

延会　午後　４時０７分

令和６年第１回皆野町議会定例会　第２日

令和６年３月６日（水曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、議案第　８号　令和６年度皆野町一般会計予算の説明

１、議案第　９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明

１、議案第１０号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算の説明

１、議案第１１号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午前９時００分開議

出席議員（１２名）

１番	新	井	健	司	議員	２番	倉	林	郁	雄	議員
３番	黒	澤	広	治	議員	４番	大	塚	鉄	也	議員
５番	林		太	平	議員	６番	常	山	知	子	議員
７番	若	林	光	雄	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	四	方 田		実	議員
１１番	内	海	勝	男	議員	１２番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者 副町長	黒	澤	栄	則		会計管理者 会計課長	白	石	純	一
教育長	新	井	孝	彦		総務課長	新	井	敏	文
企画財政課長	嶋	田	政	則		参事兼町民生活課長	梅	津	順	子
福祉課長	青	木	陽	子		健康こども課長	太	幡	和	也
税務課長	橋	本	賢	伸		産業観光課長	吉	岡	明	彦
建設課長	若	林	直	樹		教育次長	三	橋	博	臣

事務局職員出席者

事務局長	山	田		厳		書記	黒	沢	倫	之

◎開議の宣告　（午前　９時００分）

○議長（林　　豊議員）　おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（林　　豊議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎議案第８号の説明

○議長（林　　豊議員）　日程第１、議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行うことに決定いたしました。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　説明の前に申し上げます。

本予算は骨格予算としております。これは町長の退職によるもので、補佐役としてこのような事態となりました責任を重く受け止めまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

政策的経費を除いた骨格予算として、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,924万8,000円とし、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長　嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則）　議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算です。令和６年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,924万8,000円とするものです。前年度と比べ２億8,375万2,000円の減額です。

第２条から第５条までは、それぞれ債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定め

たものです。

７ページをお開きください。第２表、債務負担行為は、令和６年度に契約行為を行い、令和７年度から事業を実施するため、基幹系標準準拠システム対応及び戸籍システム・戸籍附票システム標準化事業について期間と限度額を定めるものです。

第３表、地方債は、臨時財政対策債、過疎対策事業債及び上水道広域化施設整備事業出資債の限度額等を定めるもので、合計を１億5,291万6,000円とするものです。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。１段目、款１町税、項１町民税、目１個人３億5,685万9,000円は、前年度と比べ4,515万6,000円の減額です。主に税制改正における個人町民税の定額減税による減収を見込んだものです。

２段目、項２固定資産税、目１固定資産税５億1,157万1,000円は、前年度と比べ424万8,000円の減額です。主に３年ごとの固定資産評価替えに伴い、家屋分が減額したものです。

４ページをお開きください。下から３段目、款２地方譲与税、項５森林環境譲与税1,032万7,000円は、前年度と比べ197万9,000円の増額です。令和６年度の税制改正により森林環境譲与税の配分基準が見直され、人口配分の割合が下がり、山林面積による配分の割合が上がったことが主な要因です。

５ページを御覧ください。上から４段目、款７地方消費税交付金２億1,500万円は、前年度と比べ1,100万円の減額です。なお、社会保障財源化分の充当額の一覧表は、別にお配りしました資料のとおりです。

６ページをお開きください。１段目、款10地方特例交付金4,345万2,000円は、前年度と比べ3,652万4,000円の増額です。主に定額減税による個人町民税の減収補填分を見込んだものです。

２段目、款11地方交付税は18億543万5,000円で、前年度と比べ１億3,614万円の増額です。これは、国の地方財政計画における地方交付税の総額が増額されたことを受け、交付見込額を算定したものです。

８ページをお開きください。最下段、款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金３億2,379万2,000円は、前年度と比べ1,942万4,000円の減額です。主な要因は、対象児童数の減少のため、児童手当国庫負担金を減額したものです。

９ページを御覧ください。２段目、項２国庫補助金、目２衛生費国庫補助金518万6,000円は、前年度と比べ1,424万5,000円の減額です。主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種のための補助金が皆減となったものです。

15ページをお開きください。２段目、款19繰入金、項１基金繰入金、目１公共施設整備基金繰入金100万円は、令和５年度中に町道金沢１号線舗装補修工事の財源として受け入れた寄附金を公共施設整備基金に積み立てていたため、その分を繰り入れるものです。

17ページを御覧ください。下段、款22町債、項１町債、目３臨時財政対策債811万6,000円は、前年度と比べ1,357万4,000円の減額です。国の地方財政計画において臨時財政対策債の抑制が示されたため、大幅な減額を見込んでおります。

目５教育債2,860万円は、新学校給食センター建設事業に充当するため、過疎対策事業債を借り入れるものです。

その下、目９土木債1,900万円は、町道金沢１号線舗装補修工事に充当するため、先ほどと同様に過疎対策事業債を借り入れるものです。

その下、目11衛生費、上水道広域化施設整備事業出資9,720万円は、秩父広域市町村圏組合への構成市

町出資金の財源として借り入れるものです。

次の黄色の仕切りの次からが歳出です。

25ページをお開きください。款２総務費、項１総務管理費、目６交通政策費、節12委託料、地域公共交通計画策定業務委託料634万7,000円は、令和５年度に引き続き地域公共交通計画の策定を委託するため、継続費に定めた額を計上するものです。

39ページをお開きください。款３民生費、項１社会福祉費、目４国保年金事務費、節18負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付費負担金１億1,730万1,000円は、高齢者の医療費の増大に伴い、前年度と比べ1,679万1,000円の増額です。

41ページをお開きください。項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、次の42ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、子育てハッピーセット補助金45万円は、これまでのチャイルドシート購入補助金から対象を拡充し、チャイルドシート、だっこひも、ベビーカーの購入に対して補助するもので、上限は３万円です。

43ページをお開きください。１段目、項２児童福祉費、目２児童措置費、節19扶助費、児童手当１億920万円は、対象児童数の減少に伴い、前年度と比べ1,117万5,000円の減額です。

下段、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費6,170万9,000円は、前年度と比べ1,298万6,000円の減額です。主に新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額によるものです。

45ページをお開きください。目３環境衛生費、次の46ページに移りまして、節12委託料の一番下、空家等対策計画策定業務委託料649万円は、令和５年度に実施した空き家等実態調査に基づく計画の策定です。

53ページをお開きください。２段目、項２林業費、目１林業振興費1,756万4,000円は、前年度と比べ716万2,000円の増額です。主な要因は、林業に関する知識や経験を有する地域林政アドバイザーを会計年度任用職員として雇用するための経費を計上したものです。

54ページを御覧ください。目２林道整備費1,715万3,000円は、前年度と比べ1,247万8,000円の減額です。主な要因は、骨格予算編成に伴い工事費等の計上を見送ったことによるものです。

56ページをお開きください。款７商工費、項１商工費、目３観光費、次の57ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、秩父音頭まつり補助金580万円は、物価高騰の影響により経費の増額を見込んだため、前年度と比べ160万円の増額です。

60ページをお開きください。２段目、款８土木費、項２道路橋りょう費では、骨格予算編成に伴い工事費等の計上を見送ったことにより、目２道路維持費は前年度と比べ2,948万8,000円の減額、次の61ページに移りまして、目３道路新設改良費は前年度と比べ8,178万7,000円の減額です。

64ページをお開きください。款９消防費、項１消防費、目２非常備消防費、節17備品購入費、消防団指令車購入費800万円は、既存の指令車を更新するもので、令和５年度に債務負担行為を設定したものです。

70ページをお開きください。下段、款10教育費、項１小学校費、目１学校管理費9,815万7,000円は、前年度と比べ3,829万2,000円の減額です。主に国神小学校校舎吸水管更新工事の皆減によるものです。

86ページをお開きください。項６保健体育費、目２学校給食費、次の87ページに移りまして、節12委託料の一番下、新学校給食センター建設工事設計業務委託料は、債務負担行為の限度額2,860万円を計上したものです。

91ページをお開きください。２段目、款12公債費、項１公債費、目１元金２億7,157万7,000円は、前年度と比べ2,668万1,000円の減額です。主な要因は、平成15年度に借り入れた臨時財政対策債など、過去の

起債の償還が完了したことによるものです。

３段目、款13諸支出金、項２基金費は、条例規定分及び利子分の積立てを計上したものです。

93ページからが給与費明細書、飛びまして103ページが継続費に関する調書、104ページ、105ページが債務負担行為に関する調書、106ページが地方債に関する調書で、地方債の令和６年度末現在高見込額は25億5,150万6,000円となる見込みです。

以上で、令和６年度一般会計予算の説明といたします。

◇

◎議案第９号の説明

○議長（林　　豊議員）　日程第２、議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行うことに決定いたしました。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等を踏まえ、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億7,863万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子）　議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９億7,863万2,000円で、前年度に比べて１億6,751万4,000円の減でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款１国民健康保険税、項１国民健康保険税は、目１及び目２合わせて１億3,936万7,000円で、被保険者数の減少を考慮し、前年度に比べて511万5,000円の減でございます。なお、令和６年度から医療給付費分に係る賦課方式が所得割及び均等割による２方式に変更となります。

最下段、款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金６億8,881万7,000円は、前年度に比べて１億7,277万4,000円の減でございます。節１普通交付金６億7,165万7,000円は、保険給付費に充当するものです。節２特別交付金1,716万円は、国保運営の安定化に資する事業の実施状況により交付されるものです。

４ページ、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金5,497万9,000円の内訳は、説明欄のとおりです。保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分を合わせて2,866万1,000円で、前年度に比べて308万9,000円の減でございます。出産育児一時金繰入金166万6,000円は、出産育児一時金５件分でございます。事務費繰入金1,954万5,000円は、職員給与２人分と事務手数料等に対する繰入れでございます。財政安定化支援繰入金493万9,000円は、前年度と同額でございます。

中段、款７繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金6,660万8,000円は、国保税の減収等の調整のため繰り入れるものでございます。

款８繰越金、項１繰越金は2,775万4,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。６ページをお開きください。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費1,831万4,000円は、職員２人分の給与等の人件費や事務費等の計上でございます。

７ページを御覧ください。中段、項２徴税費、目１賦課徴収費449万9,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

８ページをお開きください。中段、款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費５億7,440万7,000円は、令和５年度の医療給付費の実績見込額に基づいて算出しております。年齢階層が上がったこと、医療の高度化などによって、１人当たりの医療費は増加傾向にありますが、被保険者数の減少などにより１億5,821万4,000円の減となっております。

その下、目３一般被保険者療養費295万円は、前年度と比べて33万1,000円の減です。

目５審査支払手数料145万円は、国保連合会へのレセプト審査手数料です。

最下段、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費9,257万8,000円は、令和５年度の実績を基に試算したものです。

９ページを御覧ください。中段、款２保険給付費、項４出産育児諸費、目１出産育児一時金250万円は、５人分を計上いたしました。

次の段、項５葬祭諸費、目１葬祭費125万円は、25人分の計上でございます。

10ページをお開きください。款３国民健康保険事業納付金につきましては、総額２億5,630万2,000円です。前年度と比べて272万2,000円の増となります。内訳につきましては、項１医療分は１億7,218万8,000円で、前年度と比べて501万1,000円の増です。

項２後期高齢者支援金等は6,576万円で、前年度と比べて100万6,000円の減です。

項３介護納付金は1,835万4,000円で、前年度と比べて128万3,000円の減です。いずれも国保財政の責任主体である県から示された納付金でございます。

11ページを御覧ください。中段、款６保健事業費、項１特定健診事業費は1,368万5,000円でございます。節７報償費、説明欄の報償金177万円は、保健指導の専門職の方への報償金でございます。節12委託料1,068万3,000円のうち特定健診委託料1,065万3,000円は、700人分の健診委託料と受診率向上のため、未受診者のデータ分析、企画運営、通知作成などを委託するものでございます。

最下段、項２保健事業費、目１疾病予防費642万8,000円のうち節12委託料480万円は、生活習慣病予防

健診160人分でございます。こちらは委託契約医療機関での人間ドック受診に対して町から支払うものです。節18負担金、補助金及び交付金、生活習慣病予防健診費補助金45万円は、委託契約以外の医療機関での人間ドックの補助金で、15人分でございます。

13ページを御覧ください。最下段、款10予備費でございますが、100万円を計上いたしました。

14ページからが給与費明細書でございます。一般職は２人分の人件費を計上しております。

以上、議案第９号の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第１０号の説明

○議長（林　　豊議員）　日程第３、議案第10号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行うことに決定いたしました。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第10号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,215万7,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長　青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子）　議案第10号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容をご説明申し上げます。

１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億3,215万7,000円とするものでございます。前年度当初予算に比べまして、272万1,000円の減でございます。

本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が89.6％、地域支援事業費が5.5％、合わせて95％を占める予算でございます。

第２条は一時借入金の最高額、第３条は歳出予算の流用について定めたものでございます。

１枚おめくりいただいた水色の仕切りの次からが歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書で

ございます。

事項別説明書３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料２億3,515万8,000円は、令和５年12月１日時点の第１号被保険者の所得段階に基づき計上したもので、前年度に比べ68万1,000円の減でございます。

１つ飛びまして、款３国庫支出金から、４ページに移りまして、２段目、款４支払基金交付金、その下の款５県支出金、これらは保険給付費と地域支援事業に係る費用についてそれぞれの負担割合に基づき計上したもので、合計６億8,823万5,000円で、前年度に比べ51万5,000円の減でございます。

５ページをお開きください。２段目、款８繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金、続く目２地域支援事業繰入金（介護予防事業分）、続く目３地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、保険給付費と地域支援事業に係る費用について、それぞれの負担区分に基づき一般会計から繰入れを行うものでございます。

目４その他一般会計繰入金、節１職員給与費等繰入金は、介護保険事務に係る職員の人件費の繰入れでございます。

節２事務費繰入金は、一般管理費、認定調査費及び認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入れでございます。

目５低所得者保険料軽減繰入金は、第１段階から第３段階までの対象者の人数分の計上でございます。これら一般会計からの繰入金の合計は１億9,876万1,000円で、前年度に比べ347万5,000円の増でございます。

次に、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金500万円は、歳入不足を補うため、基金の取崩しを行うものでございます。

６ページをお開きください。款10繰越金は500万円の計上でございます。

７ページから歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費3,582万円の計上は、職員の人件費、介護保険システムに係る委託料、電算システム使用料等の計上でございます。

８ページをお開きください。３段目、項３介護認定審査会費、目１認定調査費等684万円は、節11役務費、主治医意見書作成手数料343万2,000円、節12委託料、訪問調査業務委託料340万8,000円の計上でございます。

その下、目２認定審査会共同設置負担金648万6,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会の負担金でございます。

９ページに移ります。款２保険給付費でございます。項１介護サービス等諸費は、要介護１から要介護５の方に対するものでございます。

目１居宅介護サービス給付費３億5,357万1,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費で、給付実績を勘案した計上でございます。

目２特例居宅介護サービス給付費10万円は、介護認定申請から認定まで一定期間がかかりますが、急を要する場合等申請をすることにより、認定以前にサービスを受けることができます。これが特定給付でございますが、この後１段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

３段目の目３地域密着型介護サービス給付費１億5,353万3,000円は、グループホームや小規模のデイサービスを利用されております方への給付費で、前年度に比べ1,081万7,000円の増額計上でございます。

目５施設介護サービス費３億6,566万5,000円は、施設に入所している方への給付費で、前年度に比べ1,444万7,000円の減額計上でございます。実績を勘案した見込額でございます。

目９居宅介護サービス計画給付費4,839万5,000円は、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付費で、前年度に比べ769万2,000円の減額計上でございます。

10ページをお開きください。２段目、項２介護予防サービス等諸費でございますが、これは要支援１、要支援２の方に対する給付費でございまして、サービス内容はほぼ同様でございます。要支援の方は、原則施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目１介護予防サービス給付費2,357万6,000円は、前年度に比べ165万円の減額計上でございまして、実績を勘案した見込額でございます。

目３地域密着型介護予防サービス給付費157万円は、前年度に比べ94万9,000円の増額計上で、利用者の増加が要因でございます。

次のページの目８特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございます。

次に、２段目、項３高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担額が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。

目１高額介護サービス費は、要介護１から５の方に対するもので、2,445万6,000円の計上で、前年度に比べ370万5,000円の増額計上でございます。

12ページをお開きください。２段目、項５特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者介護サービス費は、施設入所やショートステイを利用したときにかかる保険対象外の食費、居住費、滞在費について低所得者層の方の負担を軽減するためのものでして、2,925万1,000円の計上です。前年度に比べ293万円の増額計上です。実績を勘案した見込額となっております。

13ページに移ります。２段目、款３地域支援事業費、項１目１介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援１、２に認定された方や生活機能の低下が見られた方が生活介護などのサービスを利用した際の費用やケアマネジメント業務にかかる費用で、1,821万3,000円を計上いたしました。

３段目から14ページ上段にかけて、項２目１一般介護予防事業費939万7,000円の計上で、主なものは節７報償費164万9,000円、14ページに移って、節12委託料586万1,000円で、らくらく健康塾、ふれあい広場などの介護予防事業の中心的な予算でございます。

項３包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターが行います相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目３包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2,816万7,000円は、地域包括支援センター職員の人件費、事務経費の計上でございます。

17ページをお開きください。款７予備費でございますが、446万9,000円の計上でございます。

18ページからは給与費明細書でございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第１１号の説明

○議長（林　　豊議員）　日程第４、議案第11号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題と

いたします。

お諮りいたします。議案第11号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第11号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日７日審議を行うことに決定いたしました。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第11号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえ、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億7,681万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子）　議案第11号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億7,681万2,000円で、前年度に比べて2,117万5,000円の増でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１及び目２合わせまして１億3,489万7,000円で、前年度と比べて1,599万1,000円の増でございます。なお、保険料につきましては、令和６年度から均等割、所得割、賦課限度額が変更になりますが、今回の当初予算では予算編成時期に保険料率の変更が決定されておらず、暫定の率で計上しております。

下から２段目、款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金192万4,000円は、町の事務費に係る繰入金でございます。

目２保険基盤安定繰入金3,821万8,000円は、低所得者に係る保険料軽減額分でございます。

４ページをお開きください。最下段、款５繰越金、項１繰越金は155万1,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。５ページを御覧ください。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費107万3,000円は、主に保険証を送付する費用でございます。

下から２段目、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金は１億7,313万2,000円で、前年度と比べて2,069万2,000円の増でございます。

６ページを御覧ください。款４予備費でございますが、155万4,000円を計上いたしました。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

◇

◎延会について

○議長（林　　豊議員）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて延会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（林　　豊議員）　次会日程の報告を行います。

明日７日は、午前９時から本会議を開き、提出議案の審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、明日７日は午前９時から開議といたします。

◇

◎延会の宣告

○議長（林　　豊議員）　本日はこれをもって延会いたします。

延会　午前１０時０３分

令和６年第１回皆野町議会定例会　第３日

令和６年３月７日（木曜日）

議　事　日　程　（第３号）

１、開　　議
１、議事日程の報告
１、議案第　８号　令和６年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第　９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１０号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１１号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１２号　令和５年度皆野町一般会計補正予算（第７号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１３号　令和５年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１４号　令和５年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１５号　令和５年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の説明、質疑、討論、採決
１、承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて（皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決
１、承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度皆野町一般会計補正予算（第５号））の説明、質疑、討論、採決
１、承認第　３号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度皆野町一般会計補正予算（第６号））の説明、質疑、討論、採決
１、同意第　１号　監査委員の選任についての説明、質疑、討論、採決
１、同意第　２号　公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決
１、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
１、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
１、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
１、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
１、議決事件の字句及び数字等の整理
１、閉会について
１、閉　　会

午前８時５９分開議

出席議員（１２名）

１番	新	井	健	司	議員	２番	倉	林	郁	雄	議員
３番	黒	澤	広	治	議員	４番	大	塚	鉄	也	議員
５番	林		太	平	議員	６番	常	山	知	子	議員
７番	若	林	光	雄	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	四	方 田		実	議員
１１番	内	海	勝	男	議員	１２番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者 副町長	黒	澤	栄	則	会計管理者兼会計課長	白	石	純	一
教育長	新	井	孝	彦	総務課長	新	井	敏	文
企画財政課長	嶋	田	政	則	参事兼町民生活課長	梅	津	順	子
福祉課長	青	木	陽	子	健康こども課長	太	幡	和	也
税務課長	橋	本	賢	伸	産業観光課長	吉	岡	明	彦
建設課長	若	林	直	樹	教育次長	三	橋	博	臣

事務局職員出席者

事務局長	山	田		厳	書記	黒	沢	倫	之

◎開議の宣告　（午前８時５９分）

○議長（林　　豊議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（林　　豊議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎議案第８号の質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第１、議案第８号　令和６年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は６日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　何点か質問させていただきます。

まず、一般会計予算大綱の４ページをお開きください。款６農林水産業費、その中に「森林・林業に関する施策を進めるべく地域林政アドバイザーを採用する」とありますが、この地域林政アドバイザーについて伺います。具体的にどんなことをする人なのか。それから、どのように採用するのか。まず、アドバイザーを採用する財源は何かを伺います。

次、２点目は９ページ、款15国庫支出金、項２国庫補助金、節２児童福祉費国庫補助金、地域子供の未来応援交付金30万円について説明をお願いします。

３点目は、32ページ、款２総務費、節17備品購入費、耐火キャビネット購入費259万6,000円について内容を説明してください。

それから、72ページ、款10教育費、項２小学校費の節17備品購入費、説明欄に図書購入費111万7,000円、同じく75ページの中学校費の図書購入費49万8,000円について、ずっと以前の当初予算を見ますと、小学校の図書購入費が90万円、中学校の図書購入費が40万円とずっと同じ金額が続いていましたが、今年度は小学校で21万7,000円、中学校で９万8,000円と増額です。これは、学校図書館司書支援員の図書購入費増額の要望が通ったと考えてよろしいのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子）　６番、常山知子議員の質問にお答えいたします。

32ページ、耐火キャビネット購入費の内容についてですが、戸籍を保存するために耐火用のキャビネッ

トを４基購入するものです。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　６番、常山議員からのご質問にお答えいたします。

９ページ下段、款15国庫支出金、項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金、節２児童福祉費国庫補助金、その中の地域子供の未来応援交付金30万円ですが、こちらは子供の孤食の防止、居場所の確保等を目的とした事業を運営する個人や団体に補助金を支給した場合に交付されるもので、補助率は３分の２となっております。町では令和５年12月から月１回、総合センターにおきましてみ～なちゃん食堂という子ども食堂が始まっております。こちら中学生以下無料、高校生以上200円で毎回50食程度が提供されております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　６番、常山議員からのご質問にお答えします。

林政アドバイザーということでご質問ありましたが、林政アドバイザー制度とは、林野庁の行っている事業でありまして、市町村や都道府県が森林、林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて市町村の森林、林業行政の体制支援を図るものでございます。そして、そのアドバイザーが皆野町へ来てもらいまして指導助言を行うことで、地域の森林、林業行政を推進するもので、どのような業務を行うかについては、皆野町におきまして森林経営管理制度に基づき行う事業に関すること、そしてアドバイザーとしまして皆野町における林業振興に対して指導、助言を行いまして、森林、林業行政の推進を支援する業務が主な業務となっております。そして、財源についてですが、特別交付税によりまして雇用の経費の７割で対象経費の１人当たり500万円が上限で措置されることになっております。

もう一つ、採用方法なのですが、予算が通りましたら募集をかけます。募集をかけますが、参考としまして県からのリストとかホームページによりまして公募になると思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　６番、常山議員からのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘の小学校費、中学校費の図書購入費でございますけれども、ご指摘のとおり増えてございます。こちらにつきましては、児童数、生徒数の多い皆野小学校、そして皆野中学校について、１人当たりという従量制の考え方を導入をいたしました。皆野小学校、皆野中学校について、児童生徒１人当たり2,000円と図書購入費を積算をいたしまして、皆野小学校につきましては前年度より18万円2,000円の増、皆野中学校につきましては前年度より９万8,000円の増となってございます。ただし、児童数の少ない国神小学校、三沢小学校についてこの考え方を当てはめてしまうと従前の予算額を下回りますので、国神小学校、三沢小学校につきましては従前どおりの予算要求としているところでございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　それぞれ答弁をいただきまして、まず耐火キャビネット購入費259万6,000円は、戸籍を保管するためのキャビネットだという説明がありまして、それは了解しました。本当に戸籍というのは究極の個人情報だと思います。しっかりと保管していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお

願いします。

それから、地域子供の未来応援交付金30万円について居場所確保、皆野町の取組を説明していただきましたけれども、皆野町でも子ども食堂が始まったと聞いております。本当に夏休みなど給食がなく、２学期に学校に登校した子供が痩せている状況があるというのを聞いたことがあるのです。そんなことのないように、本当に成長盛りの子供たちにおなかいっぱい食べてもらいたいと私は思いますので、ぜひこの子ども食堂、しっかりとやっていただきたいと思います。子ども食堂の運営費の補助金、町からというか45万円出ていますけれども、１回幾らぐらいの補助が出るのでしょうか、お聞きします。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　常山議員のご質問にお答えいたします。

予算上は45万円で計上しております。内訳ですけれども、上限15万円で３団体分ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　分かりました。ぜひよろしくお願いします。

それからあとは、地域林政アドバイザーを採用するということで、林野庁の取組だということですけれども、私は森林整備について、そういう整備に関わる専門の人をぜひ採用して働いてもらったらどうかという質問をしてきました。今回のアドバイザーは、まさにその人だと私は感じました。

それから、もう一点提案したいのは、一般会計の28ページに地域おこし協力隊委託料というのが1,140万円で計上されていますが、この地域おこし協力隊の採用についても、ぜひ森林整備に関わる協力隊を募集して、そのアドバイザーと一緒になって皆野町の森林整備に取り組んでいただけたらと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　６番、常山知子議員からのご質問にお答えします。

現時点では地域林政アドバイザーの取組を考えておりますが、今後アドバイザー制度を活用しまして、皆野町の森林、林業行政の体制を構築いたしまして、地域おこし協力隊の受け皿となるよう土台ができて、計画的に取組を進めていければなと考えております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　ありがとうございました。ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、最後になりますけれども、図書購入費の問題、本当に支援員さんや司書の要望が通ったと考えてよかったと思います。新しい本が増えるわけですよね。しっかりと子供たちが学校図書館を利用してますます勉学に励んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

４番、大塚鉄也議員。

○４番（大塚鉄也議員）　２点ほど質問させていただきます。

まず初めに、ふるさと納税なのですが、ふるさと納税をしている方の割合は増えているのですか。そこ

をちょっと知りたいのですが。

あとは、商工費で物価高騰をうたっているのが秩父音頭まつりなのですが、物価高騰、全体的に値上がっていることを言うのですが、なぜ秩父音頭だけなのだか、その辺を教えていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　４番、大塚議員からのご質問にお答えします。

秩父音頭まつり補助金、当初予定額580万円についてですが、令和５年度当初予算では420万円で当初予算を組んでおりましたが、５年の６月議会において物価高騰などの影響により経費の増額を見込み、補正予算で160万円を増額させていただきまして、予算額580万円でした。令和６年度当初予算でも物価高騰などの影響と、また新年度に入りまして秩父音頭まつりの特別委員会で実施規模なども決定いたしますので、令和５年度と同額の予算額580万円といたしました。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　４番、大塚議員のご質問にお答えいたします。

予算書でいきますと歳入14ページになろうかと思いますが、ふるさと納税の件でご質問をいただきました。納税している方の割合は増えているのかというご質問でございますけれども、令和５年度につきましては、まだ途中の段階ではございますが、昨年令和４年度と比較をいたしますと、令和４年度の全体の寄附の件数が328件、令和５年度の１月末になりますけれども、件数が324件でございます。

続いて、寄附金額でございますが、令和４年度の全体の決算額が506万2,000円、令和５年度の１月末の決算額が、途中になりますが、550万4,000円ということになってございます。寄附の件数としますと、ほぼ横ばいということになろうと思います。今年度は残りまだ少しありますので、昨年を上回るということになると思うのですが、寄附の件数が横ばいに対しまして寄附金額は50万円ほど増えております。件数は横ばいですが、１人当たりの寄附金額が増えているという傾向があると認識しております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　４番、大塚鉄也議員。

○４番（大塚鉄也議員）　どうもありがとうございました。ふるさと納税をする方が今後増えていったらどのような感じになるのですか、教えてもらっていいですか。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　４番、大塚議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附の傾向といたしますと、人気があるのはやはり食品関係です。豚のみそ漬け、みそ、あるいはチョコレートですとかそういったものが上位にはございます。ただ、最近の傾向としますと、宿泊施設の宿泊プランなどもふるさと納税のほうに追加をしておりまして、物を買うということに加えて、実際にふるさと納税を活用して皆野町に来ていただくというところもございます。寄附が増えてくれば財源が増えるという面もございますし、地域に訪れていただく方、関わる方が増えていただくということの二重の効果があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　４番、大塚鉄也議員。

○４番（大塚鉄也議員）　その逆が知りたかったのです。皆野町にふるさと納税する方ではなく、ほかの場

所にする人が増えた場合。なぜその質問をしたかというと、プールの件で大分税金を使っている。そんな無駄な税金を払うのだったらふるさと納税をほかにどんどんするから、今後もういいやと言われる方が徐々に増えています。私のところへわざと言ってくるのだかよく分からないですが、そのような傾向にあるので、魅力あるようなものを用意して、皆野町にふるさと納税をしていただける方が増えるようにしていただきたいと思います。

また、商工費の物価高騰ですが、いろんな事業があって、いろんな物価高騰は影響あると思うのです。商工会の事業でもそうですし、観光協会でもそうですし、いろんな事業で物価高騰は響いていると思うので、全体的にちょっと物価高騰を考えていただければいいのかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

３番、黒澤広治議員。

○３番（黒澤広治議員）　２点ほど質問したいと思います。

47ページ、款４衛生費、項１保健衛生費、節18小規模水道設置費補助金169万1,000円とあります。皆野町にこの小規模水道組合が幾つ、何か所あるのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。そして、この補助金がどういう内容かお聞きしたいと思います。

それと、60ページ、款８土木費、項２道路橋りょう費、節12委託料、除雪事業委託料211万4,000円、毎年のことですけれども、積雪がありますとやはり今皆野町でもなかなか地域で除雪ができないというところが増えてきておるところでございますけれども、前回積雪したときにやはり除雪の対象になったと思いますので、どれぐらいの申請が出ているのか知りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子）　３番、黒澤広治議員のご質問にお答えいたします。

47ページ、小規模水道設置費補助金の関係で、組合が幾つあるのかにつきましては、組合は12組合ございます。補助金の内容といたしましては、ろ過砂等の資材材料費につきましては全額補助しております。また、各種施設の設置及び改修工事等につきましては７割補助をしております。また、ろ過砂洗浄作業等の委託費につきましては５割を補助しております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　建設課長。

○建設課長（若林直樹）　３番、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

２月５日から６日にかけての降雪での除雪事業委託料でございますが、11業者26路線の除雪を行いました。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　３番、黒澤広治議員。

○３番（黒澤広治議員）　どうもありがとうございました。各答弁いただきましたのですけれども、最初の小規模水道設置の組合が12組合あるということですけれども、私の地域も、やはり私のところもその一つの組合かと思います。そうした中で、この水道組合というのも、今年の初めにやはり能登半島地震で災害が起き、その後の復興を今、作業が続いているところでございますけれども、水がないというのが本当に大変なことだと思います。テレビの放送でもなかなか水がないと何もできない、そういうことがあるとあります。皆野町にそういう災害がなければいいのですけれども、もし起きたときに、この小規模水道施設

設置組合が把握していただいておるところではよく分かりますけれども、私も回ってみて、小規模水道組合に入らない少ない件数の地域もあります。そういうところのことも今後考えていっていただければと思いまして今質問したところでございますが、そうした小規模以外、もう少し小さい件数の少ないところのことも今後考えていただけるのか、ちょっと質問したいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子）　３番、黒澤議員の再質問にお答えいたします。

小規模水道組合に入れないような少人数のところにつきましては、今後検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　３番、黒澤広治議員。

○３番（黒澤広治議員）　どうもありがとうございます。やはり水道、飲料水とか水のことに対しては本当に生活の一部でございます。今後そういうことに対して検討していただくということですね。ありがとうございました。

次に、除雪の関係ですけれども、除雪が11件と聞きました。その中にやはりこれから先ほども同じようなことですけれども、地域で人が足りない、人口減少の中、どうしても除雪ができない地域は今後増えてくると思います。そういうところに対しての検討をしていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

１番、新井健司議員。

○１番（新井健司議員）　何点か質問させていただきます。

まず、歳入の４ページ、款２地方譲与税、項５森林環境譲与税1,032万7,000円、この使い道についてお教えください。

続きまして、歳出71ページ、款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費、節10需用費、施設修繕料245万2,000円、この内容についてお教えください。

続きまして、85ページ、款10教育費、項６保健体育費、目１保健体育総務費、節10需用費、施設修繕料361万6,000円、この内容についてお教えください。

続きまして、86ページ、款10教育費、項６保健体育費、目２学校教育費、節10需用費、物品修繕料249万7,000円、この内容についてお教えください。よろしくお願いいたします。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　１番、新井健司議員からのご質問にお答えします。

森林環境譲与税の使い道についてですが、予算書４ページ、款２地方譲与税、項５森林環境譲与税、目１森林環境譲与税、節１森林環境譲与税1,032万7,000円の充当先ですが、予算書53ページの款６農林水産業費、項２林業費、目１林業振興費、節10需用費の消耗品として第75回全国植樹祭埼玉2025の事前イベント用の予算として美の山桜植樹消耗品として10万円、次に予算書、同じく53ページの節12委託料のインフラ施設周辺森林整備事業へ484万7,000円、その下の木材利用促進事業委託料へ50万円、またその下の美の山森林整備業務委託料へ282万7,000円、予算書54ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、支障木伐採事業補助金へ50万円、その下の秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会負担金へ55万3,000円、予算書62ページを御覧ください。次の事業は建設課で実施いたしますが、款８土木費、項３河川費、目１河川総務費、節12委託料、普通河川敷倒木伐採除去委託料へ100万円を森林環境譲与税の充当

先としています。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　１番、新井議員からご質問いただきました小学校費、また保健体育総務費、学校給食費の修繕料についてお答え申し上げます。

まず、71ページ、小学校費の学校管理費の修繕料でございますが、こちらにつきましては、国神小学校のプールのろ過装置の修繕料が大きなものとなってございます。そのほかは国神小学校砂場の木枠であるとか、あとは各学校の経常的な修繕、特定の箇所づけをしない、ガラスが割れた、壁がちょっと壊れたとか、そういった経常的な修繕の経費を計上してございます。

続いて、保健体育総務費でございます。こちらについても特に大きな箇所づけをしているものはございません。各運動施設、具体的には町民運動公園、あるいは学校体育施設、これは社会体育施設としても使用しておりますので、こちらの科目でも電球の交換の費用、そういったものを見ておりますほか、マレットゴルフ場の転圧、こういったものが含まれてございます。

最後に、学校給食費の物品修繕料でございますけれども、こちらについても経常的な経費の積み上げでございます。日々いろいろな厨房機器が不具合を起こしますので、そういった修繕が主なもので、回転釜の修繕であったり真空冷却機の修繕であったり、あと額的に大きなものは配送車２台の車検整備に係る費用等となってございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　１番、新井健司議員。

○１番（新井健司議員）　事細かくご説明いただきましてありがとうございました。その中で、やはり国神小学校プールの修繕費というものが含まれているということでありますので、ぜひとも統合を早急に実施いただきたいと要望いたします。

今回の予算、骨格予算としての計上と聞いております。新町長の下、町民の要望を聞いて皆さんの熱い思いを取り入れた補正予算をお願いして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

５番、林太平議員。

○５番（林　太平議員）　２点ばかりちょっと質問させていただきます。

64ページの節10、それと81ページの節17、18と両方のところでちょっと質問させていただきます。まず、消防費のほうで、消耗品の備品というような取替え費用で金額が出ていますけれども、これはこの前もいろんなことで消火栓のところに置いてあるホース等々について劣化しているのではないかということで質問したことがあるのですけれども、これは各区の区長さんとかいろんな人に、区長さんから要望があればやりますよという話もこの前は聞いていたのですけれども、この間、上大浜区で貯水槽が２つ撤去ということになり、撤去しているのが完了したそうなのですけれども、そこにあるホースが入っているボックス、さびていてどうにもならない。それで、区の役員の人と、たまたまいたので、２人で開けてみたら、ホースはもう恐らくあれ圧をかけたら破裂してしまうのではないかと思うぐらいひどいホースというか、汚れているようなホース。そうすると、もし火事があったとき、消火栓をホースにつなげて出せたにしても、ホースは相当劣化しているように見えるし、これはどこの地域でもボックスが相当に傷んでいるのですけ

れども、この非常用の備品となっている、消耗品になっている、これは各区から申込みがなければやらないということなのですか。町からこういうわけで幾つか重点的にやり変えていくというような方策はないのですか。まず最初、これを１点質問しておきます。

そして、２点目、文化財の関係なのですけれども、これはちょっと予算の関係ではなくて、文化財で屋台が壊れたとか屋台の芯棒を取り替えるとかというので、ある区で補助金をというような、対象になるのかということで教育委員会にも尋ねたことがあるというような話も大分聞いています。そして、うちのほうの屋台もこの間２本取り替えたら30万円ぐらいかかったという話も聞いています。町で文化財とかいろんなのを大切、県でも今文化財とかいろんなものを大切にする時代なので、せめて補助金というような形はどうなっているか、２点お伺いいたします。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　５番、林議員のご質問にお答えいたします。

予算書64ページの消防費の中の消火栓の備品の関係のご質問です。この消火栓につきましては、行政区の設置管理ということになってございます。近年、そういった施設の老朽化等によって、どうしたらいいかという問合せ等が総務課のほうにも来ております。この件につきまして総務課でも現状を確認をしておりますけれども、以前は有事の際に近隣住民がそういった施設を利用いたしまして初期消火ができるという目的で設置をしてございますが、実際にそういうような使われ方をした例は聞いてございません。といいますのは、やはり消火栓等にホースをつないで消火活動をするということになりますと、日頃からの訓練も必要になりますので、なかなか消防団経験者等がいれば地元でもできますけれども、なかなかそういったことができない。また、今議員言われたように、老朽化していますとそれが破裂する危険性等もございます。あの消火栓ボックスの中に入れっ放しですとそういった管理もできないということから危険もございます。そういった状況を踏まえますと、それから近年のそういった申請状況、補助金がございますけれども、次の65ページのほうに節18消火栓用備品購入費補助金、これは２万円ですけれども、計上してございます。これらの申請の実績を見ても、ほとんど実績がないという状況になってございます。そうしたことから、額は少額ではございますが、そういった利用実績等を踏まえると、この補助金も見直す時期に来ているのかなというふうに思っております。ただ、今設置してあるものをどうするかということになりますと、これは使えるものは引き続き使っていく必要もあろうかと思いますが、ほとんどのものはもう危険な状態になっているというふうに認識しておりますので、この辺りにつきましては、行政区長とも相談をしながら今後の対応については、私自身は廃止の方向で検討する必要があるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　５番、林太平議員からのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、屋台の修繕について補助がどうにかならないものかというご要望はいただいております。ただ、教育委員会の中では直接にそういった屋台であるとかお祭りの関係の修繕の補助をするものがございませんでしたので、総務課の所管にはなりますが、お祭りという地域の文化と捉えて、コミュニティー助成金であるとかそういったものが活用できないかというようなアドバイスといいますかお話はさせていただいております。ご質問のとおり文化財の保護、大変重要な問題と考えております。また、お祭りのようなものは文化財的な側面と、またまちづくり、地域コミュニティーづくり的な側面もございますの

で、そういった両方の観点からも、その保護をしていくための方策というのは今後研究していかないといけないという認識をしてございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　５番、林太平議員。

○５番（林　太平議員）　まず、今、教育委員会から答弁をいただいたふうに、再質問ではないのですけれども、これは要望でお願いしておくよりしようがないと思うのです。予算、これには屋台とか何とか文化財はのっていないのであれなのですけれども、今言ったように、町でお祭りごとがだんだん少なくなる中で、それを継承してやろうという人が中にいて、いざとなったら金がかかるよとか、そしていろんな区でお祭りごとになると金がかかるというと、みんな年を取ってきて、お祭りごとに参加できる人がだんだん少なくなってきている。それを若い人がやろうとしている。今度は、さっきも言うとおり、いろんな部品をうんと取り替えると金がかかると。昔みたいに企業が景気がよければ協賛金がある程度寄附がもらえたのですけれども、今はそういうことはそんなにない。そうすると、みんなの会費等々で補っていかなくてはならない。そこへいくと、やっぱり幾らか町でも予算を取って、今度は新しい町政に、町長になるようなありますから、それは予算の関係があるからできないと思いますので、ぜひ教育委員会でも検討して、地域の人がお祭りごとがスムーズにできるような方法に持っていってもらえればありがたいな。これは要望にしておきます。

そして、先ほどの消防の備品の問題、課長が将来は撤去でもというような話をしています。私もその意見には賛成します。多分どこのボックスももう腐ってしまっていて、なぜかというと、俺は自分でいろんなところを歩いてみると消火栓、特にホースが入っているボックスは気になるので、よく見るのですけれども、どこのも相当腐っています。だったら撤去して、前にも１回提案したことがあるのですけれども、消火器のちょっといいものをどうにか町でところどころへ置いてもらえば初期消火にはいいのではないかといつも考えています。そして、この間、上大浜区の線路際の貯水槽を撤去してもらったところにも見てもらえばボックスがあります。そこのボックスのホースも全部駄目だと思います。そして、あと１個撤去してもらったところのボックスも、さっきも言ったとおり、この間役員の人とたまたま見たらすごいものです。あるとああやって来た人が使えるかと思って使うと、事故でもあるとまたそれは町の責任が出ると思いますので、ぜひ私は撤去の方向がいいといつも考えています。できるものなら新しいホースを置いてもらえばいいけれども、置いたからと、先ほど言うとおり操作できないと思いますので。なければ操作しないで何かいろんなことを考えますので、ぜひその辺のところ、もう撤去と言ってもらったので答弁は要らないのですけれども、ぜひいい方向でやってもらったほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　17ページ、款22町債、項１町債、目11衛生費、節１衛生債9,720万円、上水道広域化施設整備事業出資、これ水道の広域化ということになると思うのですけれども、広域化施設整備事業ということになっていますけれども、これは施設の内容について分かりましたら教えていただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　８番、新井達男議員からのご質問にお答えいたします。

予算書17ページの町債の中の上水道広域化施設整備事業出資債の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、こちらは上水道の広域化に伴いまして秩父広域市町村圏組合が実施する広域化に伴う管の工事、そういったものに充当する財源として起債をしているものでございます。工事の内容としましては、全体的に広域化を進めるために必要な配管整備、これは１市４町で分配をして負担をしているものでございます。それから、個別に、例えば皆野の区間だけに該当するものというものがあれば、それは皆野町のほうで負担するということになってございます。今年度については皆野町の分だけで負担するという工事は予定してございませんで、この全額が広域化に伴って全体的に必要な経費を案分している内容になってございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　分かりました。それから、これ施設に関しては、特に主に三沢地区がかなりいい思いをするというのは言葉悪いですけれども、かなり喜ぶことではないかなと私は思っているのですけれども、とにかくこれから、これは恐らく令和６年、７年にかけての施設だと思うのですけれども、埋設工事とかこれからいろいろあると思うのですけれども、例えば多分給水区域は恐らく三沢地区も増えると思うのです。増えた場合、本管から各家庭まで行く場合というのは、大体かなり距離のあるところでも500メートルぐらいとかあります。それは町道とかという場合は、町が埋設工事とかを負担していただけるのだか、お聞かせいただければと思うのですけれども、お願いします。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　議事進行について。ちょっと休憩していただけますか。

○議長（林　　豊議員）　休憩いたします。

休憩　午前　９時４７分

再開　午前　９時５０分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　ただいまの件に関しては取り下げさせていただきます。大変失礼しました。

○議長（林　　豊議員）　終わりですか。終わりですね。

他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田　実議員）　何点か質問と、それから教えていただきたいことがありますので、質問いたします。

まず、一般会計予算大綱、その中の３ページ、款21諸収入というところで、この中にスポーツ振興くじ助成金1,170万9,000円の皆減ということが書いてあるのですけれども、これは以前宝くじか何かので補助金があったかと思うのですけれども、これはなくなってしまったのですか。今年度はなくなってしまった

かどうかをお伺いします。

それから、ちょっと不勉強で申し訳ないのですけれども、一般会計予算の中の青いページの前の７ページ、債務負担行為という欄で、基幹系標準準拠システム対応というので６年度から11年度まで、それから戸籍システム・戸籍附票システム標準化ということで債務負担行為で令和６年度から令和７年度まで、これは１年です。これが1,084万6,000円、これはどういうことなのだか具体的にご説明をいただければ。不勉強で申し訳ないのですけれども、教えていただきたいと思います。

それから、歳入で９ページ、款15項２目１民生費国庫補助金、節１社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業国庫補助金439万5,000円、これは具体的にどういったところに配分をされるかをお伺いします。

それから、ちょっとすみません、７ページに戻りまして、７ページの款14項１目５教育使用料、節４保健体育施設使用料、説明欄で温水プール使用料199万2,000円、これは88ページの温水プール費が5,227万7,000円が計上されていますけれども、これに対しての費用がかかる中で収入は199万2,000円を予定しているのかお伺いをします。

それから、13ページ、款16項２目５節２学校教育費県補助金、説明欄で市町村立小中学校外部人材配置事業としての県補助金が120万円、これは学校に対して、外部ということがあるので、これを具体的にどんな方々に当たるのかお伺いします。

それから、歳出のほうですが、29ページ、款２項１目10節18負補交、説明欄で子育て世帯定住促進奨励補助金、移住就業等支援金として2,000万円と190万円、これの内容、どんな支援をしているかをお伺いいたします。

それから、43ページ、款３項２目２節19扶助費、これは学校の子供への補助ですが、１億920万円かな、これは何人ぐらいにどういった形で支給をしているのかお伺いします。

それから、46ページ、款４項１目３節12委託料、説明欄で空家等対策計画策定業務委託料649万円、これについてはどういった方法でその委託をしているのかをお伺いします。

それから、98ページで給料のことでちょっと教えていただきたいのですが、職員の１人当たりの給与というのが書いてありまして、平均給料月額というのと平均給与月額というのがあるのだけれども、給料と給与と別物なのですか。

以上、それだけお伺いします。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　10番、四方田議員からのご質問にお答えいたします。

まず１点目、大綱の３ページ、諸収入にございますスポーツ振興くじ助成金についてお答え申し上げます。こちらのスポーツ振興くじ助成金につきましては、いわゆるｔｏｔｏと言われるくじの収益を財源としたスポーツ施設の改修等に充てられる補助金でございます。こちらにあるとおり、令和５年度については、皆野スポーツ公園野球場の防球フェンスにこちらの助成金を充当いたしましたが、令和６年度については、この助成金を充当する事業を予定していないということになります。

続いて、歳入の７ページ、保健体育施設使用料の中の温水プールの使用料でございますが、ご質問のとおり年間の温水プールの利用料、入館料、コース使用料、会議室の使用料等を含んだものになります。

同じく歳入の13ページ、学校教育費県補助金のうち市町村立小中学校外部人材配置事業費県補助金というのは、令和６年度から今まであった県の補助事業の名称が変わりましてこの名称になりました。内容といたしますと、各小学校、それから中学校に配置しておりますスクールサポートスタッフ、これは従前か

ら配置をしておりまして、同様に県の補助も受けておりましたものです。具体的には教員の補助業務、例えばお便りの印刷、仕分をしたりだとか、教員の補助的業務に当たる会計年度任用職員の人件費に充当する補助金でございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　10番、四方田議員のご質問にお答えいたします。

予算書の７ページ、債務負担行為のうち基幹系標準準拠システム対応の内容でございます。これにつきましては、国におきまして地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というのが制定されてございます。この法律に基づきまして、今現在そのシステムの使用というのが各自治体でまちまちになってございます。そうしたことから、法改正ですとかそういったたびに各自治体での対応ということになるわけですが、そういったことを少しでも効率的に行うということで、標準化を今現在進めております。それに基づきまして、令和７年度までに地方公共団体の情報システムを標準化していくという取組でございます。これにつきまして、皆野町におきましては、県内23町村で組織する埼玉県の町村会が事務局になっておりますけれども、そこでこの情報化の事業を取り組んでございます。その内容でシステムの標準化に対応したシステムの導入、それから保守料、そういったものがこの予算に計上されているという内容になります。

それから、給与費明細書、98ページの職員１人当たりの給与ということですけれども、給与といいますと給料にそれぞれの月々手当、通勤手当ですとか住居手当ですとか、そういった手当が支給されるわけですけれども、その手当を含んだものが給与、純粋な給料は月にもらう給料です。

〔「基本給ってこと」と言う人あり〕

○総務課長（新井敏文）　基本給、そうです。基本給が給料となります。そういう区分となってございます。

以上でございます。

〔「手当は……」と言う人あり〕

○総務課長（新井敏文）　手当を含んだものということです。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子）　10番、四方田議員のご質問にお答えいたします。

７ページ、第２表債務負担行為、先ほど総務課長のほうからも説明がありましたが、戸籍システム・戸籍附票システム標準化事業について内容をご説明申し上げます。こちらも令和７年度の標準化に向けて、既存の戸籍情報、戸籍附票システムのデータを標準化システムに定義されているレイアウトに移行するため、不整合データを確認し、移行後のシステムに問題がないようにデータ整理を行うものでございます。こちらにつきましては、令和６年度から作業を開始し、令和７年度末までに完成させる予定でございます。

もう一点、46ページ、空家等計画策定業務委託料の関係です。こちらにつきましては、令和５年度に実施しました空き家の実態調査結果を基に空き家に対する現状や課題を整理し、基本方針や具体的な取組等を定めた計画を策定するものとなります。現在、県内では８割弱の自治体が既に策定しておりますので、それらの自治体が委託した業者等を参考に、町としても業者に委託して計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　10番、四方田議員からのご質問にお答えいたします。

43ページ、款３民生費、項２児童福祉費、目２児童措置費、節19扶助費、児童手当１億920万円でございます。こちらは中学生までの児童の養育に係る費用といたしまして支給されているものでございます。月当たりですけれども、３歳未満が１万5,000円、３歳から小学生の第１子、第２子につきましては１万円、第３子以降が１万5,000円、中学生が１万円となっております。こちらにつきましては819人分で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　10番、四方田議員の質問にお答えいたします。

歳出の９ページ、款15国庫支出金、項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金、節１社会福祉費国庫補助金、説明欄の中の地域生活支援事業費国庫補助金についての説明をいたします。こちらは、障害者、障害児のサービスに充てるものでございます。市町村が創意工夫によって利用者の状況に応じて柔軟に実施するものでございまして、１市４町で設立している自立支援協議会等で協議を図っているものです。具体的には障害者の入浴サービス事業委託費、意思疎通支援事業委託費、成年後見制度利用支援事業の報奨金、相談支援事業負担金、地域活動支援センター事業負担金、基幹相談支援センター事業負担金、障害者自立支援地域生活支援事業負担金等がございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　10番、四方田議員からのご質問にお答えします。

予算書29ページ、子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金2,000万円ですが、少子化及び人口減少を抑制し、定住人口の増加を図ることを目的に、町に定住する子育て世帯、新婚世帯、転入者が新たに住宅を取得する場合に補助金を交付するものでございます。これまでの実績から100万円で20件を見込んで2,000万円としたものでございます。

続きまして、定住就業等支援金190万円ですが、東京23区または東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県から皆野町に移住し、定住または起業等をした者に対して移住支援金を交付するもので、単身世帯の場合ですと60万円、世帯２人以上の移住の場合ですと100万円、子育て加算分として30万円として190万円の計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　10番、四方田実議員。

○10番（四方田　実議員）　大変丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。再質問ということでもないのですけれども、まずは７ページの温水プール使用料が199万円を予定していると。歳出のほうで温水プール費用が5,227万円予定しているということなのですけれども、これは前にも令和４年度の決算でも見たように、そのときの決算は収入が250万円、それで歳出のほうが約4,500万円でありましたが、今回はまた使用料が大幅に190万円を予定して、それから温水プール運営に係る費用が5,227万7,000円、これはかなりの税の公平性とか、200万円足らずの収入で5,200万円、だから5,000万円かけていくということは、これは使用料から数えると26倍なのです。使用料を払っている人は26倍の、これは大変私から見れば、税の公平性から見てかけ過ぎではないかなという感じがしております。いろいろ子育て云々あるいは子供のための健康づくりとか、そんなこともよく言われていますけれども、この費用は、先ほどの話が出ていたように子ども食堂であるとか学校施設で保護者が負担している学校費や教材費、そういったもの

なんか、そちらに、同じ子育てをするなら、保護者の負担を減らすのなら、そういった全体の中で日々生活に困っている方々、子供たち、そういうほうに回せば、給食費もそうですけれども、全く効率がいいのではないかなと私は思っておりますので、その点についてはどんなお考えが教育長はありますか。

○議長（林　　豊議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　10番、四方田議員の質問にお答えします。

前町長の温水プールの運営の終了の判断、決断、方針に従って教育委員会は取り組んでまいりました。行財政改革を進めていくのが必要であると町の方針に従って進めてまいりましたので、その方針を引き継いでいく、そういうスタンスでございます。

○議長（林　　豊議員）　10番、四方田実議員。

○10番（四方田　実議員）　ありがとうございました。丁寧なご説明をいただきましてありがとうございました。終わります。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

２番、倉林郁雄議員。

○２番（倉林郁雄議員）　34ページ、目１町営バス運行費、節12運行業務委託料、業務委託料の中で3,137万5,000円、これに対しての業務委託内容の内訳と金額とを教えてほしい。

ページ25、目６交通政策費、節18負担金、補助及び交付金、こちらの地域乗合バス路線確保対策費補助金959万1,000円、これに対しての運行区間、どこを示すのか教えてほしい。

ページ38、目３老人福祉費、節７報償費、長寿祝金972万円、まずこれに対しての内訳を教えてほしい。ざっくり言いますと年齢対象、何歳からどのような形とか、何歳以上は幾らとか、そういう細かな点がもし分かれば教えてほしい。

ページ７、先ほどの四方田議員のほうとちょっとダブってしまうのですが、節４保健体育施設使用料の中で温水プールの使用料199万2,000円とありますが、まず年間の使用者人数、その中の内訳といたしまして、まず町内、町外、もし分かれば教えてほしい。

同じく同じページで７、目１総務使用料、節１町営バス使用料391万3,000円、町営バス使用料、これに対してのまずバスの台数、バスについては町の資産であるか業務委託をしているのか、年間の利用者状況数等を教えてほしい。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　２番、倉林議員の質問にお答えいたします。

歳出、38ページ、款３民生費、項１社会福祉費の老人福祉費の中の節７報償費、説明欄の長寿祝金972万円の内訳についてご説明いたします。こちらは、皆野町長寿祝金条例に基づき、節目を迎えられた高齢者に祝い金を贈るものでございます。内訳としまして、80歳は１万円で111名、85歳は２万円で93名、88歳は３万円で72名、90歳は３万円で79名、95歳は３万円で29名、99歳は５万円で11名、100歳は10万円で８名の方を見込んだ金額となっております。

以上でございます

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　２番、倉林議員のご質問にお答え申し上げます。

歳入の７ページ、保健体育施設使用料のうち温水プール使用料の使用人数ということでご質問をいただ

きました。令和５年度につきましてはまだ途中でございますので、決算しております令和４年度の数字で申し上げます。まず、この使用料に係る人数というところで申し上げますと、当然使用料が、収入があるわけですから、有料の利用者ということでお答えしたいと思います。令和４年度の決算の数字で申し上げます。まず、温水プールの使用料については、年間券または半年券をご購入いただいて、その期間内であれば何度でも利用いただける方式、それからご利用の都度入館料をお支払いいただいてご利用いただくケースと、有料の使用はこの２種類がございます。まず、半年、年間券の利用の人数でございますけれども、これは販売数量になります。令和４年度、町内の方が101人、町外の方が68人。続いて、現金の利用になりますが、こちらは同じ方が２回入れば２というふうにカウントされてしまいます。個人の特定ができないものですから。なので、利用回数ということで、実人数ではなくて延べの利用人数になりますけれども、町内が1,174人、町外が921人です。年間券、半年券をご購入いただいた方の利用回数で申し上げますと、町内の方が延べ6,913回、町外の方が3,507回、これら利用回数を合計いたしますと、町内の方8,087人、町外の方4,428人ということになります。このほか皆野中学校、それから三沢小学校の体育の水泳の授業で使ったり、スポーツ少年団の活動等でもご利用いただいているところでございます。また、会議室も貸し館として運営をしておりますので、そういった利用者も全て含めますと令和４年度の利用延べ人数が２万4,338人ということになります。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　２番、倉林議員のご質問にお答えをいたします。

まず、34ページ、次の35ページになると思いますが、町営バスの運行業務の委託料3,137万5,000円になります。これは、町営バスにつきましては日野沢線、金沢線ございますが、運行業務につきましては、町内の有限会社新井運輸に委託をして運行しております。その内訳ということでございますけれども、まず人件費が1,793万円という見積りになってございます。これは運転手に係る人件費というのが主なものでございます。それから、車両の管理費になりますけれども、通常の点検ですとか一般の修繕等が393万円、それからタイヤ等もかなり消耗いたしますので、そのタイヤの交換代、費用代として約136万円、こういったものが主な内容になってございます。

次に、戻りまして25ページになります。款２項１目６交通政策費の中の節18地域乗合バス路線確保対策費補助金959万1,000円、これの運行区間というご質問でございます。この補助金につきましては、不採算路線であります西武観光バス三沢線、これに対する赤字を補填をする補助金となってございます。運行区間につきましては、西武秩父駅から皆野駅、三沢を経由いたしましての路線になります。

それから、歳入の７ページ、款14使用料及び手数料の町営バスの使用料391万3,000円です。これにつきましては、先ほども言いましたように町営バス、町が所有するバス３台で運行をしてございます。年間の乗車数ですけれども、令和４年度の実績につきましては、日野沢線、金沢線、合わせまして１万5,130人となってございます。今年度につきましては、２月末までの集計でございますが、１万6,356人となってございまして、コロナが明けて日常が戻ってきたということで、利用者の増となっている状況と把握をしてございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　２番、倉林郁雄議員。

○２番（倉林郁雄議員）　先ほど35ページの件なのですけれども、こちらのほうの委託料、運行委託料でこ

ちらのほうのバスなのですけれども、このバスの利用先というのは町営バス、それとよく見かけます幼稚園の園児バス、そのほかにもしございましたら、その辺のちょっと確認をしたいのですけれども、業務委託料の中で２件でよろしいのでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

この運行業務委託料につきましては、町営バスの３台の委託料でございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　２番、倉林郁雄議員。

○２番（倉林郁雄議員）　皆野町でやっています皆野幼稚園についてのバスというのは、これは業者さんは業務委託はされているのでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　２番、倉林議員の再質問にお答え申し上げます。

幼稚園バス２台ございますが、こちら２台とも運行委託をしてございます。そちらの経費でございますけれども、予算書、事項別明細書の78ページに運行業務委託料として２台分の予算が計上してございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　２番、倉林郁雄議員。

○２番（倉林郁雄議員）　適切なるご回答ありがとうございました。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４５分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　今まで質問された方と重なる部分があるかと思うのですが、その場合については、よろしくお願いしたいというふうに思います。

歳入の関係です。５ページ、款７地方消費税交付金、項１地方消費税交付金、目１地方消費税交付金、前年当初より1,100万円の減額の見込み予算のようです。消費税関連の交付金等については、私としてはあまり触れたくはないのですが、減額する理由についてお聞きしたいと思います。

８ページ、款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、前年比約1,942万円の減額の主な要因として、対象児童数の減少に伴う児童手当国庫負担金の減額をしたものとの説明がされております。具体的に節５児童手当国庫負担金だけでどのくらいの減額を見込んでいるのか。それと、今日に至ってこ

んな質問をするのは恥ずかしいのですが、43ページの、先ほど四方田議員が触れておりました児童手当の件です。この児童手当の支給分の２分の１を国庫が負担していると、そういう理解でよろしいのかどうか。

２点目ですが、節４子ども・子育て支援給付費国庫負担金、これは幼児の教育・保育無償化の国庫負担金になろうかと思いますが、前年比どの程度減額を見込んでいるのか。

３点目なのですが、質問が逆になって申し訳ないのですが、同じ節３で国民健康保険基盤安定国庫負担金、この間、国保財政の大変厳しい状況の中で、金額的には少ないわけなのですが、前年度よりさらに減額のようです。この国民健康保険基盤安定国庫負担金が減額の見込みをする理由についてお聞きしたいと思います。

歳出に移りますが、20ページの項１総務管理費、目１一般管理費、節12委託料、この中で運行業務委託料263万円、具体的には町長車の運転業務の委託料になろうかと思います。この大まかな契約内容についてお聞きしたいと思います。

25ページになりますが、項１総務管理費、目６交通政策費、節12委託料、地域公共交通計画策定業務委託料約634万円ですが、この地域公共交通計画の策定業務については、今年度といいますか令和５年度からの継続事業であるわけですが、この間、実証実験や検証等を踏まえての策定と、このようなことが言われてきております。今日までのそういった状況といいますか、実証実験等どのように行われて、また現段階どのような状況で検討がされているのか。そして、令和６年度についてはどのような策定に向けて予定をされているのかお聞きしたいと思います。

28ページになりますが、先ほど常山議員からの関連でも触れられたのですが、項１総務管理費、目10移住定住促進費、節12委託料、地域おこし協力隊委託料1,140万円についてでありますが、具体的に何を予定して、既に協力隊員は内定しているのかどうか。また、具体的な委託業務内容、この辺についてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

46ページになります。これも四方田議員からも触れられております。項１保健衛生費、目３環境衛生費、節12委託料、空家等対策計画策定業務委託料649万円なのですが、今年度実施した空き家等実態調査に基づく計画の策定という説明がございました。大まかにどのような対策を柱にした策定を考えているのか、分かりましたらお聞きしたいと思います。

53ページになります。これも常山議員の質問と重なるのですが、項２林業費、目１林業振興費、節２給料、説明欄での会計年度任用職員給料約345万円についてでありますが、地域林業アドバイザーを雇用するためのという、そうした説明がされております。具体的な業務内容とアドバイザーの常駐場所等、どういったところを予定しているのか説明をお願いしたいと思います。

54ページになりますが、項２林業費、目２林道整備費、節14工事請負費、この中で林道整備工事費510万円が計上されております。ただ、説明の中で、林道整備費については骨格予算のため、工事請負費を見送ったため前年度比約1,248万円の減額予算との説明でありました。それとの整合性といいますか、この整備工事費として510万円を計上した理由についてお聞きしたいと思います。

56ページになりますが、項１商工費、目３観光費、節７報償費、みなの天空ウルトラマラソン報償金５万円と金額は少ないのですが、それとその上のちょっと私横文字が読めないものですから、何とかのみなの報償金５万円、これの説明も含めてお願いしたいと思います。

57ページになりますが、項１商工費、目３観光費、節14工事請負費、道の駅みなの普通充電器撤去工事費約43万円ですが、この撤去する理由についてお聞きしたいと思います。

60ページになりますが、項２道路橋りょう費、目２道路維持費、節12委託料、道路環境美化委託料約138万円なのですが、この内容の説明と前年当初より約20万円の増額になっておりますが、除草路線が増えたのかどうか、この点も含めて説明をお願いしたいと思います。

同じく60ページになりますが、目２道路維持費について、前年度比約2,949万円の減額の理由として、骨格予算のため工事請負費を見送った、このような説明がされております。しかし、61ページの節14工事請負費に3,400万円が計上されておりまして、また３路線が箇所づけされております。この箇所づけした理由についてお聞きしたいと思います。

同じく61ページなのですが、目３の道路新設改良費、節14工事請負費、この点については説明の中では一言も触れられなかったのですが、今までも骨格予算の関係で工事請負費については見送ってきたという説明がされておりますので、そういった中で町道改良工事費として1,500万円、１路線が箇所づけされております。その理由についてお聞きしたいと思います。

72ページになるのですが、項２小学校費、節14工事請負費、皆野小学校ポンプユニット交換工事費330万円の内容について教えていただきたいと思います。

最後になりますが、87ページ、先ほどの四方田議員の質問とも重なる部分があるかと思うのですが、項６保健体育費、目３温水プール費、新年度予算としては約5,227万円で、前年度比218万円の増額予算であります。見るところ、主に職員の人件費等が増額になっているということでありますが、この間、一昨年の12月以降、温水プールの運営終了に向けてのこの間議論といいますか、執行部としての方針も出されてきております。そういった中で、新年度予算に従前の予算を計上する、そういったこととの整合性について、どのような考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子）　11番、内海議員の質問にお答えいたします。

８ページ、款15国庫支出金の下段の国民健康保険基盤安定国庫負担金を減額した主な理由ですが、被保険者数の減少による影響が大きいものと思われます。今回は、令和５年度の見込額から予算を計上させていただきましたが、年々国保の被保険者数が減少しているため、基盤安定負担金につきましても減額とさせていただきました。

もう一点、46ページ、衛生費、空家等対策計画策定業務委託料の関係ですが、どのような計画を柱とするのかというご質問についてお答えいたします。主に空き家の状態に応じて適切な管理ができるようにすること、及び特定空家等、老朽空き家の除却について、それと今なお活用ができるものにつきましては、利活用についてを柱に計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

まず、72ページ、小学校費のうち工事請負費、皆野小学校のポンプユニット交換工事費についてご説明申し上げます。こちらのポンプにつきましては、皆野小学校の受水槽から校舎、体育館等全ての蛇口、水栓に水を送るためのポンプでございます。これは、本来は２台が交互運転をしているものでございますけれども、現在１台が故障をしております。なので、１台がフル稼働している状態でございますので、これを修繕をして元の交互運転に戻したいというものでございます。

続きまして、87ページから始まる温水プール費の予算計上の考え方について申し上げます。議員ご指摘

のとおり、前年度からの増額は主に会計年度任用職員の人件費となってございます。骨格予算を今回編成するに当たりまして、政策的な経費をそぎ落とした予算としております。教育委員会といたしましては、廃止をするということであれば廃止に向けた経費を計上する。積極的に続けるということであれば改修のための調査費用であるとかそういったものを計上する。廃止をする、積極的に継続する、どちらも政策的経費であるという判断をして、やめるための経費、それから続けるための経費というものを除いた必要な人件費や経常的に支出されるもののみを計上した予算としてございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

まず、予算書の歳出20ページの款２項１目１委託料の運行業務委託料263万7,000円、これは町長車の運行業務の委託になります。委託先につきましては、有限会社新井運輸を予定をしております。契約内容ですけれども、車両につきましては町が所有する車両を運行していただいておりますが、業務の内容といたしますと、その車両の運行業務、それから維持管理、それから清掃等も含めての維持管理になります。内容といたしますと、こちらから事前に町長のスケジュールに基づきまして運行の予約をいたします。それに基づきまして運転手を派遣いただきまして、町が所有する町長車を運行するという内容になってございます。

それから、予算書の25ページ、目６交通政策費の中の地域公共交通計画策定業務の委託料634万7,000円、これにつきましては、令和５年度、令和６年度の継続事業になります。議員のほうからは、実証実験等含めてその状況をということでございますが、令和５年度の予算におきまして、当初予算の段階では2,960万円という予算を計上しておりまして、その中には実証実験の費用も見込んでございました。ただ、検討委員会と、それからアドバイザーの吉田先生のご指導をいただく中で、当初は柴﨑前町長のお考えもありまして、デマンド交通を軸にした検討を進めるということで実証実験も予定してございましたけれども、実証実験を行って結果が出るまでには１年以上かけないと正確なデータが出ないということでアドバイザーからもご指摘をいただいたところでございます。そうしたことを踏まえて、令和５年度の予算の中で実証実験の費用については既に減額をしておりますので、現段階の中で実証実験を予定する内容にはなってございません。

これまでの計画策定に向けた取組ですけれども、法定協議会の下部組織という位置づけで皆野町地域公共交通検討委員会、これを令和５年５月に設置をしております。この検討委員会の構成につきましては、先ほどアドバイザーというお話をさせていただきましたが、福島大学と前橋工科大学で准教授をされております、この交通政策に詳しい吉田樹先生をアドバイザーに迎えてございます。吉田先生につきましては、秩父定住自立圏の中の交通政策分野においてもアドバイザー的な立場でご指導をいただいている方でございます。そのアドバイザーのほかに委員は13名おりまして、バスやタクシーの公共交通事業者、それから町の議会議員、商工会、観光協会、それから教育、福祉、行政分野から委員を選出してございます。これまでに令和５年度におきましては３回検討委員会を開催をし、今後の進め方といたしまして、路線バス、町営バス、西武観光バスにつきましては、スクールバスや交付税措置、こういった制度も含めて議論を進めていくこと、お出かけタクシーにつきましては、現状の利用状況などのデータに基づいて議論を進めていくこと、この２点が確認をされております。また、令和６年２月には町民の移動実態や公共交通に対する意見や要望を把握するための町民アンケート調査を実施しているところでございます。

令和６年度の進め方ということになりますが、令和６年度におきましては、このアンケート調査の結果の分析を行いまして、課題の分析等を行う予定でございます。さらには、公共交通事業者にもアンケート、聞き取り等も予定をしております。さらには、町営バス、西武観光バスの実際の利用者から聞き取り調査も実施する予定でおります。そういったものを踏まえまして、令和６年度には法定協議会であります活性化協議会、また下部組織である検討委員会、ここにおいて具体的な検討に入っていきたいというふうに考えております。最終的には令和６年度末に計画の策定ということで予定をしております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

まず、９ページ上段です。款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金、節５児童手当国庫負担金、児童手当国庫負担金ですけれども、昨年度と比較しまして1,184万4,000円の減となっております。

続きまして、下段です。国庫支出金、項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金、節２児童福祉費国庫補助金の子ども・子育て支援国庫交付金です。こちらにつきましては、延長保育や学童保育、子育て支援センターに係る経費に対する補助ですけれども、こちらは昨年度と比較しまして88万2,000円の減となっております。

それから、43ページ、款３民生費、項２児童福祉費、目２児童措置費、節19扶助費の児童手当の負担率でございますけれども、ゼロ歳から３歳につきましては45分の16、それ以外の年齢区分につきましては６分の４となっております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　建設課長。

○建設課長（若林直樹）　11番、内海議員からの質問にお答えいたします。

54ページ、款６農林水産業費、項２林業費、目２林道整備費のうちの工事費、林道整備工事費の計上理由でございますが、こちらは関連しまして61ページの道路新設改良費の工事のほうも同じ理由なのですが、国庫及び県の補助金を受けている路線をこちらに計上しております。と申しますのは、申請時に予算計上しているというのが補助金の交付の要件となっておりますので、こちらは計上しております。

また、60ページ、道路環境美化委託料の増額理由でございますが、路線数等に変更はございませんが、一部町道国神１号線及び三沢３号線につきましては、交通量が激しいため、今年度シルバーのほうへ委託しておりましたが、一部民間業者へ委託することを予定しております。

次の61ページ、道路維持費の中の工事費、なぜこの路線が計上されているかということでございますが、継続路線であり、比較的簡易な舗装修繕につきましては、次回の６月になるのか、骨格予算に肉づけしていく補正になるまでの間、工事のほうを進めていきたいと考えております。また、町道金沢１号線につきましては、地元企業のほうから寄附採納の申出が出ておりまして、町道金沢１号線の舗装のほうへ使ってほしいということでいただいております。こちらは使用目的が明確になっておりますので、今回金沢１号線を計上しております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則）　11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

私のほうからは地方消費税交付金の関係と地域おこし協力隊の採用の関係につきましてお答えいたします。まず、予算書５ページ、地方消費税交付金でございますけれども、こちらは消費税として納入されたものを国から県を通しまして一部が町のほうに財源として交付されるものでございます。内訳といたしますと、一般財源とするものと、社会保障の財源の経費として計上するものということになってございます。今回の内訳で言いますと、一般財源分につきましては１億200万円、社会保障財源分としまして１億1,300万円という内訳になってございます。

今回のご質問の減額の理由でございますけれども、こちらは国の地方財政計画の中で１年間の地方公共団体財源を確保するという計画が国のほうで策定されるわけなのですが、その中で減額の方針が示された、県のほうを通して交付の見込みのような資料が来るのですけれども、そういった中で減額の方針が出ておりましたので、それに倣って減額を計上したというものでございます。実感といたしますと、物価高騰に伴いまして消費税の関係は収入が国の全体としては増えているというふうに見受けられているところではあるのですけれども、あくまでも県の資料に基づいて算定いたしますとこういった算定にならざるを得ないというところが実情でございます。

続いて、歳出の28ページになりますけれども、地域おこし協力隊の委託料1,140万円の計上でございます。こちらは、隊員２名の経費を計上しておるものでございます。地域おこし協力隊につきましては、12月の補正予算で募集の経費を追加で補正をさせていただきまして、年明けた１月中旬から募集を開始いたしました。４名の方に応募をいただきまして、２月の下旬に面接審査を行い、２名の方の内定が決定しております。１人の方は、現在神戸市在住の方で、男性になります。ウェブのインターネット上のホームページですとか、あるいはＳＮＳを活用した企業のＰＲ、そういったような業務を今行っている方になります。もう一人の方は横浜市在住の、こちらも男性の方で、ＤＩＹによるリフォームなどが得意で、イベント等でワークショップですとかそういったものを開催している方になります。この２名の方に４月から活動をしていただくわけなのですけれども、業務といたしましては、移住定住の支援ということが主になってございます。移住相談センターを活用して、様々な移住相談、あるいはイベント等、そういったものを検討していただくですとか、また移住のためには町の中の出来事をＰＲしていただくことも大事なことでございますので、町の事業あるいは町内の事業者の事業、そういった町のいいところを宣伝していただくと。そういったことをしながら３年間のうちで定着に向けて具体的な自らの目標といいますか、得意な分野を生かしての定着に向けて取り組んでいくというような内容を考えております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　11番、内海議員からのご質問にお答えします。

予算書53ページ、会計年度任用職員給与、その関係で地域林政アドバイザーの関係ですが、業務内容ということでお答えをいたします。従事する業務内容については、森林経営管理制度に基づき行う事業に関することで、技術者がアドバイザーとして皆野町における林業振興に対して指導助言を行いまして、森林、林業行政の推進を支援するものが主な業務の内容となっております。そして、常駐場所ということで役場の庁舎内に、産業観光課内に席を設けまして常駐することとなります。

続きまして、予算書56ページ、道の駅みなの普通充電器撤去工事費の撤去の理由ということで、現在道の駅みなのにはＥＶ、電気自動車の普通充電器２台がありますが、急速充電器の導入に伴い、それの撤去に係る費用でございます。

ちょっと予算書飛びますが、56ページです。先ほどは57ページで、失礼しました。56ページ、Ｆｕｎ　Ｔｒａｉｌｓ　Ｒｏｕｎｄみなの報償金５万円につきましては、皆野観光大使に就任されております奥宮俊祐さんの主催するＴｒａｉｌｓ　Ｒｏｕｎｄの関係で、町長特別賞ということで5,000円で10名分ということで副賞を用意するということで５万円の予算としております。また、同じくみなの天空ウルトラマラソン報償金についても町長特別賞ということで5,000円、10名分ということで副賞の５万円ということでなっております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　ありがとうございました。再質問を用意してきたのが少ないのですが、１点は町長車の運転業務の関係なのですが、町長の運転手として町の町長車の運行維持管理、そして町長のスケジュールに合わせて運転手を派遣していただいているということなのですが、この263万円というのは年間契約ということで考えてよろしいのか。というのは、町長の運転業務、回数もそれぞれ年間ではまちまちになろうかと思うのですが、そういったことは度外視して年間の契約料ということで考えているのかどうか。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

計上してある金額につきましては、その使用状況によって異なってまいりますけれども、これまでの実績を踏まえて計上した金額でございます。委託料の内訳につきましては、年額で幾らという契約ではなくて、１日の時間単位での単価契約をしておりますので、利用が増えれば結果的に委託料も増えるという内容になってまいります。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　分かりました。それで、関連質問になるのですが、十数年前までは町長車なり、また議長車の専属の運転手さん、町の職員の方が配属されていたかというふうに思います。この間、人件費削減なりまた人員の削減という中で、町長車については一時シルバー人材センターに委託したり、今日の新井運輸に業務委託をしているかというふうに思います。議会事務局におきましては、この間、専属の議長運転手が廃止になった以降、ほぼ議会事務局長がこの議長車の運転を兼務してやってきていただいております。ここ３年ぐらいコロナの関係等で県庁付近での会議等少なかったとは思うのですが、今年度あたりからまた会議等も平常に戻ってきている中で、年間を通すと議長の関係、また監査委員の関係等々、県庁付近への運転業務というのが年10回弱ぐらいになろうかと思います。職員といいますかのそういった運転業務を軽減すると。秩父郡市内程度の中での対応については、今までどおりでやってもらうしかないかなとは思うのですが、県庁等への、県南といいますか、そういったところの会議等への運転業務については、町長車と同じような形での運転業務、こういったことが検討できるかどうか、今後の考え方としてお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

新井運輸との協議の中で、やはり今後の課題となってくるのが運転手の確保ということで、特に運送業者におきましては、働き方改革等でかなり勤務条件等も変わってくるという状況に置かれております。そ

うした中で、今後の運転手の確保についても新井運輸のほうでも努力していって継続はしていただけるというお話はいただいておりますが、その辺りは町のほうも理解をいただきたいという話をされております。町長車の場合であれば、それなりに町長の予定等で月を平均して運行業務があるわけですけれども、新井運輸のほうから言われているのは、日数が仮に１日、２日であっても最低の委託料は保障していただきたいということで言われておりまして、今の契約におきましても、月の委託料の合計が９万5,000円に満たない場合には９万5,000円を支払うという契約になってございます。これは、この業務を始めるに当たりまして、新井運輸が新たに１名社員を採用してこの業務に当たっていただいております。そうしたことから、議長車等の運行につきましてそれなりの需要があればそれに対応できるということになるかと思いますが、あまり月平均で１日、２日ということになりますと、こういった金額をお支払いするということにもなりますので、その辺りも踏まえてまた検討する必要があるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　できましたら議長車も、今、町長車の業務委託をしているところで、兼務と言ったらおかしいですが、併せた形で委託ができるようぜひ検討していただけたらありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

地域公共交通の策定業務委託料の関係なのですが、現在路線バスなり、またスクールバス等の検討も含めて、その関連や、またお出かけタクシーの拡充といいますか、それらを含めて今検討をされているということなのですが、ぜひ６年度の末までに策定してということであります。具体的に７年度からスタートできるように、ぜひ計画の策定等も早めていただきたいというふうに思いますし、いずれにしましても、以前も申し上げた経過があるかと思うのですが、運転免許証の返納者も年々増えてきておりますし、また12月議会の中でも申し上げました買物弱者、また交通弱者も年々増えている状況にあります。町内どこに住んでいてもできる限り安い運賃といいますか利用料金で移動ができる、そういった交通手段を早い時期に検討していただきまして、実現できるようによろしくお願いしたいというふうに思います。

あと、道の駅の普通充電器撤去工事費の関係なのですが、２台ある２台とも撤去するという考えで、また急速充電器との関係についてはどのような関係になっているのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　11番、内海勝男議員からのご質問にお答えします。

現在、道の駅に設置してある電気自転車用の充電器は９年前に町が設置したもので、電気自動車の燃料補給に対しては急速充電と普通充電とがありまして、今現在設置してあるのは普通充電器でありまして、急速充電に対応していないため利用者も少なくて、利用者からも急速充電の要望があるという声も聞いております。滞在時間も限られています道の駅の利用状況を考えまして、観光スポットの施設の充実、来場者へのサービス向上などから急速充電に対応した機種に入れ替えるもので、今普通充電器が２台ありますが、急速充電を１台設置する予定です。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　分かりました。急速充電器を設置し直すということですね。分かりました。

それと、細かいことなのですが、道路環境美化委託料、約20万円の増額ということなのですが、除草路線については、増やした予算計上ではないということであります。ぜひこの間も場所も特定する中で、新

たに除草をしていただきたい、そういった林道等も申し上げてきております。ぜひ今後におきまして除草路線を増やすような、そういった予算措置を要望しておきたいというふうに思います。

最後になりますが、温水プールの関係であります。この間の執行部が進めてきた方針等の関係について答弁いただいたのですが、いずれにしましても政策的経費という判断に至らなかったということで、従前の１年間の温水プールの予算計上をしたと、そういった答弁だったと思うのですが、今後もいずれにしましても新年度予算、これで進めるしかないと思うのですが、それ以降についてどのような考えを持っているのか。少なくとも２年をかけて方針を検討して方針を決定していくということになっていたかと思います。そういったことであれば、新年度の12月までの予算を本来なら組むべきではないのかなと私は考えておりました。ただ、その辺の難しさについても十分理解はさせてもらいますが、今後の町の財政運営を含めて、この温水プールを廃止する、そういった条件の中で、一つの要因として学校給食の無償化なり、また新学校給食センターの建設なり、またこれが対象になったかどうかは分かりませんが、不妊治療の助成の拡大などというようなことが述べられておりました。そういった財政運営との関わりの中でその後の考え、最近非常にトーンダウンしているような感じがするのですが、これは昨年12月の温水プールの運営継続の町民からの請願が議会で採択されたと、そういった要因もあるのかなとは思うのですが、執行部としての、これから今まで進めてきた方針に基づいてどういった態度で臨むのか、令和７年度の予算に向けての考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　11番、内海勝男議員のご質問にお答えします。

町長の退職によりまして、温水プールの廃止の条例であるとか、それから運営終了の時期、今年の12月という一応のラインはありましたが、明確な時期を示さないままということで、そこまで至らなかったということでございます。教育委員会としては、今までの方針に従って、その延長上に私は立っているという認識でおりますので、今後のことを聞かれても、新しい町長ということになるとまた新しい町長の方針に従っていくわけですけれども、今の立ち位置とするとその行政改革、不断の行財政改革を進めていくという方針にのっとって進めていくということでございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　ありがとうございました。大変答弁は難しいとは思うのですが、いずれにしましても今まで進めてきた執行部としての方針を踏襲して、早い時期に運営の廃止といいますか、そういった方向を方向づける中で財政運営といいますか、大変学校給食の無償化なり学校給食センターの建設なり、そういった面での財政面で厳しさがあるわけですから、そういった中での税の公平性といいますか、それらも含めて早い時期に判断するよう要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　12番、宮原です。何点か質問を申し上げます。

まず最初に、28ページの地域おこし協力隊、先ほど内海議員からもございましたので、これについて内容の説明は先ほどしていただいたので、結構でございますが、この事業につきまして、昨年度の実績をどういうふうに担当者は捉えているか、まず成果についてご質問いたします。

次に、56ページ、空き店舗等活用補助金100万円とうたってありますが、この内容の説明をお願いしま

す。

次に、給食センターの建設についてお聞きしたいと思います。この給食センターにつきましては、昨年度議会でも全員協議会で説明を受けまして、内容は分かっているわけでございますが、全員協議会の中でも申し上げましたように非常に予算が高いと。全員協議会の席で12億円という説明があったわけでございます。それについて、私も私なりの提案を教育委員会に申し上げてきまして、ちょっと２階建ての給食センターは要らないのではないかということを言ってきました。それは、教育委員会としても多分１階でやるということでほぼ決めているようでございますけれども、それについて予算的にも、去年は12億円、聞くところによると、今度は１階建てにすると約２億円弱予算が削れるという話を聞いておりますが、それと周辺整備、あるいは給食センターのこの予定地に6,000万円の、前の説明ですと予算がかかるということでございましたが、これについてどのような内容なのかご質問を申し上げます。

それと、次に同じ87ページでございますけれども、いろんな皆さんからもご質問等ございましたけれども、私は私なりに温水プールについてご質問をしてみたいと思います。ご承知のように、この温水プールにつきましては、私も長年にわたって早く止すべきだということを執行部に申し上げてきた一人でございます。その中におきまして、柴﨑町長誕生になりまして、私も町長と何回となく協議いたしまして、早く止すべきだということを提言してまいりました。それで一昨年、柴﨑町長から、温水プールについては２年をめどに廃止するということを打ち出したわけでございます。その間、やはり利用者からもいろんな要望、あるいは請願等がなされてまいりましたが、この温水プールにつきましては、何としてももう老朽化がひどいと。それと、行財政改革の面からも年間約5,000万円の持ち出しがある事業については、当然私も早く止すべきだということでいろいろご協議してきたわけでございますが、その間、やはり確かに利用者につきましては、何らかの代替等を考えなければならないということも、私も私なりに考えまして、まずは利用者に対しては、秩父市でも温水プールがありますので、秩父市の温水プールを利用したらどうかということ、これについては補助金等を町から出してやったらどうかという提案を申し上げました。それと、もう一つは大渕にあります長生荘、この長生荘は今カラオケ、風呂とやっておりますけれども、大変利用者は少ない。そこで、ここを利用して抜本的な改造をして健康ランド的な施設にしたらどうかと。これも執行部に申し上げてきたところでございますが、この点については、執行部はどのように検討されてきたのかお尋ねをいたします。

それと、温水プールの廃止につきましては、教育委員会も大変骨を折ってきたのはよく分かります。その中で、やはり利用者からいろんな意見、要望書、請願も出されまして、これには今までの教育委員会の取組として、一つまずは説明会を３回も４回もやるようなことでは、これはちょっとまずいと思うのです。そういったことが重なるからこの反対運動もなかなか収まらないできたわけでございます。やはり町長が決めたことは毅然として守る、そして執行部はどうしてそれを進めていただきたい。それをまずは思っているところでございますが、これについて教育委員会は、先ほど四方田議員、内海議員からも同じような質問がございましたけれども、私も同じような質問になろうかと思いますけれども、ぜひ毅然とした態度で取り組んでいただきたいので、廃止に向けては何だかんだ言っても、もう町長が発表したのだから、やめると。それで２年以内には止すことになっているのだから、その辺のところをしっかり踏襲していただきたい。この４点について随時ひとつお願いします。

○議長（林　　豊議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　ただいまの12番、宮原議員のご質問にお答えします。

私のほうは、今後の毅然としたというご提言をいただきましたけれども、先ほどの答弁でも申し上げて、繰り返しになりますけれども、前町長が温水プール運営の終了の決断や方針を出して、それに従って教育委員会としては取り組んでまいりました。しかしながら、この行財政改革を進めていくということで、いろいろな方のご意見を当然伺う機会もありましたけれども、やはり町長が決めた方針は毅然と進めていくという認識に立って進めてまいりました。前町長は退職しましたけれども、その温水プール運営の終了するという、そういう方針は引き継いで粛々と進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　12番、宮原議員のご質問にお答えいたします。

給食センターの関係でございますけれども、全員協議会でもこれまでもご説明をしてまいりましたが、９月の時点では学校給食センター建設基本計画、これに記載をされておりました想定事業費が約12億円というふうになっておりました。その後、町長、副町長、教育長を含めまして、町全体で検討いたしまして、12月の時点ではおよそ10億円程度まで削れるのではないかということでご説明をしてきた経緯もございます。こうしたことを受けまして、現在プロポーザルの指名をして提案書の提出を受けたところでございます。７社プロポーザルに指名いたしまして３社が辞退、４社から企画提案書の提出がございました。今後、議会が終わった後、14日を予定しておりますけれども、審査会を行いまして、その中で最も優れた提案、いろいろな観点から評価を行いますが、今回のプロポーザルにつきましては、かねてご指摘をいただいておりました総事業費について、多く配点をしておりますので、コストパフォーマンスに優れた提案を行った事業者を優先交渉者として決定をしたいというふうに考えております。

それから、ご指摘のあった用地費の計上でございますが、これは当初町有地以外への建設を考えておりました。ただ、その後なかなか教育委員会事務局の中で選定作業であるとかそういった具体的な建設に向けた作業が進まない状況がございましたので、令和４年12月の議会で学校給食センターの計画基本計画の委託料を計上させていただいて、その中で町有地での建設可能性の検討等を行ってまいりました。その結果は、もう既に全員協議会等でもご説明をしておりますけれども、町有地に建設が可能であるということになりましたので、用地費については減額をしているということになります。

大きく２点目になりますけれども、温水プールについて、これまでどんな検討をしてきたかということでございますけれども、対象を幾つかに分けて検討してまいりました。まず、一般の利用者、それから利用団体にまず大きく分けまして、その利用者の一般利用者についても幾つかのジャンルといいましょうかカテゴリーに分けて、それぞれのサポートを検討してまいりました。

まず、一般の利用者であって、今後も水泳を続けたい、あるいは水中運動を続けたいという方向けには、議員ご指摘のとおり秩父市営の温水プールの利用料の補助を検討し、秩父市とも調整を進めてまいりました。

また、現在のプールの利用者の中には、水泳はなかなか難しいと、ただ健康づくりのために軽い運動をしたいというようなニーズの方もございます。そうした方向けに、教育委員会の社会体育、また健康こども課で行っております健康づくりの事業、こういったものもご提案をしていきたいというふうに考えておりました。

また、主にプールを介護予防としてご利用いただいている方もいます。こうした方々については、教育委員会だとなかなかサポートが難しい面もございますので、福祉課と協議調整をしながら介護予防の事業

についての周知等をしていこうということで検討をしてまいりました。長生荘の改造につきましては、以前からご指摘をいただいていたということなのですけれども、具体的な検討には至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　12番、宮原議員からのご質問にお答えします。

地域おこし協力隊のこの事業の実績、成果についてですが、現在２名の地域おこし協力隊は、移住支援担当といたしまして、令和３年から今年度令和５年までですが、今年が最終年度の３年目となりまして、皆野町の移住促進、定住促進をするとともに、地域振興につながる自らの提案事業に取り組むことで町の活性化を図るため努力しておるところでございます。まず最初に、１人目の奥村隊員については、奥村隊員が主催する車に関するイベント等を複数回開催しており、また広報記事、ＳＮＳの投稿、各メディアへのＰＲ、地域イベント等にも参加しておりまして、現在では車の趣味を通じて、同じ趣味を持つ人々が集うガレージカフェの設置を準備中でございます。そして、２人目の松藤隊員については、広報記事、ＳＮＳなどの地域ＰＲに貢献されていまして、各種イベントなども参加しています。そして、活動当初から開業を目指して取り組んでいました三沢地内のキャンプ場、ぼくらのミナノベースと併設のカフェ「鹿のねどこ」が11月１日にオープンしまして、この２人の地域協力隊員は、ガレージカフェの開業へ向け、そしてキャンプ場、カフェ開業、運営などを通して関係人口、交流人口の増加、皆野町への移住者が増える仕組みづくりを今後とも考えていることから、これらの場所が新たな交流の場所として期待しているところでございます。

以上のことから皆野町の移住定住を促進するとともに、地域振興につながる自らの提案事項に取り組むことができ、町の活性化を図っておると考えておりまして、また２人とも引き続き皆野町の定住を広報の３月号、地域おこし協力隊の通信のほうでも述べていますので、成果があったと考えております。

そして、予算書の56ページになりますが、空き店舗等活用補助金についてですが、この内容と100万円についてですが、空き家、空き店舗等を活用しまして新規創業した者に対して、建物の購入、外装経費や一定の期間の家の賃借のほうの補助を行うもので、100万円の内訳としましては、法人のほうで50万円、個人の人に50万円ということで予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　産業観光課長、もっと要領よく簡単明瞭に説明してもらわないと分からなくなってしまう、こんな長い答弁では。もっとよく要領よく答弁願いたいと思います。

それでは、昨年度の実績についてお尋ねしたわけなのだけれども、どういう成果があったか答弁がなされなかったので、どういう成果があったかひとつ答弁願います。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　暫時休憩をお願いいたします。

○議長（林　　豊議員）　では、これ以降はお昼後でということですね。分かりました。

〔何事か言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　一度調べてもらったほうがいいでしょう。

〔「午後やってもらえばいい」「答弁は午後に……」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　そうですよね。

では、このまま休憩に入りまして、午後は１時から開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　零時５９分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦）　12番、宮原議員からのご質問に引き続きお答えします。

現在の地域おこし協力隊の成果についてですが、当初の自らの提案事業である車に関するイベントの複数開催を行うことによって地元商店、飲食業などの利用により売上げが増えたと聞いております。そしてまた、キャンプ場のオープンによりまして皆野町に来る人が増えたということで、土日に対しては定員20組のところ、いつもいっぱいということで、それらのことも皆野町に来て商店、いろいろなものを利用して活用することにより地域活性化につながったと考えられております。そして、それらに関する情報発信により皆野町のＰＲをしていただきまして、雑誌では全国誌への掲載とかテレビ、ラジオの取材による放送により皆野町の知名度アップに貢献したと考えております。担当といたしましては、成果があったと考えております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　どうもありがとうございました。

それでは次に、給食センターについて再質問いたします。この給食センターについては、昨年度も全員協議会をやって説明を受けたわけでございますが、今回もやっぱり10億円からの事業については、全員協議会でよく説明をしていただいて、議長に申入れを申し上げますが、ぜひ全員協議会を開いていただくように要請をお願いします。

○議長（林　　豊議員）　ただいま宮原睦夫議員から全員協議会の開催の要請がございました。新しい議員も加わっております。また、私自身も給食センターに関しては説明を受けておりませんので、全員協議会について日程を調整していきたいと思いますが。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　ぜひひとつ全員協議会を開くようにお願いいたします。

それでは、次に入ります。温水プールについてでございますけれども、やはり私はもう長年にわたってこの温水プールは止すべきだと言ってまいりまして、先ほど四方田議員、内海議員に対して教育長の答弁も、廃止に向けては取り組んでいくのだという答弁がございましたが、ぜひもう毅然とした態度で、決めたことは執行部は守るという姿勢が必要だと思います。ぜひ温水プールについては、今までの廃止を踏襲して取り組んでいただくように要望いたします。これについて教育長にひとつ答弁を願います。もう一回。

○議長（林　　豊議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　12番、宮原議員の質問にお答えします。

繰り返しになりますが、温水プールの運営の終了の方針は引き継いで、粛々と進めてまいりたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　廃止に向けて取り組んでいくことでよろしいですか、教育長。

○議長（林　　豊議員）　教育長。

○教育長（新井孝彦）　廃止に向けてということで、温水プール運営の終了という言い方をしましたけれども、廃止に向けてということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林　　豊議員）　12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　では最後に、副町長にお願いしたいのですけれども、今朝方、副町長もあしたで止すというお話がございました。この温水プールにつきましては、今後も副町長にはぜひ選挙にも勝っていただいて、私も全面的に応援いたしますので、この温水プールの廃止については、ぜひ踏襲していただくということをお願いをして、答弁は結構でございますから、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第９号の質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第２、議案第９号　令和６年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は６日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第３、議案第10号　令和６年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は６日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第４、議案第11号　令和６年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は６日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第５、議案第12号　令和５年度皆野町一般会計補正予算（第７号）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第12号　令和５年度皆野町一般会計補正予算（第７号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長　嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則）　議案第12号　令和５年度皆野町一般会計補正予算（第７号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億92万8,000円を減額し、総額を47億3,376万9,000円とするものです。

第２条は繰越明許費の補正について定めたものです。

次の２ページから４ページまでが第１表、歳入歳出予算補正です。

５ページをお開きください。第２表、繰越明許費補正は、主に資材調達の遅れや工事の進捗に遅れが生じたことにより７つの事業を追加するものです。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書３ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。３段目、款11地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税4,219万7,000円の増額は、国の交付税総額が増額となり、新たに臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が交付税算定項目に追加されたため増額するものです。

４段目、款15国庫支出金、項１国庫負担金、目２衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金600万円の減額は、接種者の減少に伴うものです。

４ページをお開きください。１段目、項２国庫補助金、目７総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）4,034万9,000円の増額は、住民税の均等割のみが課税された世帯に対する給付金の財源として受け入れるものです。

６ページをお開きください。２段目、款18寄附金、項１寄附金、目６土木費寄附金100万円の増額は、町道金沢１号線舗装補修工事のための寄附を受け入れたものです。

なお、寄附を充てる事業が令和６年度の実施となることから、公共施設整備基金に積み立てます。

３段目、款19繰入金、項１基金繰入金、目４財政調整基金繰入金１億5,171万3,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

８ページからが歳出です。なお、各費目における人件費の補正は人事院勧告に基づくものです。

13ページをお開きください。２段目、款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、節12委託料、電算システム改修委託料288万5,000円の増額は、マイナンバーへの振り仮名名等を表記するため、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムを改修するものです。

15ページをお開きください。３段目、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費、次の16ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金、一番下の物価高騰緊急支援給付金4,300万円の追加は、物価高騰の影響を受ける低所得者の子育て世帯や住民税均等割のみが課税された世帯に給付金を支給するものです。

18ページをお開きください。２段目、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節12委託料、子供のための教育・保育委託料1,281万5,000円の増額は、人事院勧告により国家公務員の給与が改定されたため、それに基づく公定価格が改定されたことに伴い増額するものです。

19ページを御覧ください。款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節12委託料、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料600万円の減額は、歳入でもご説明したとおり接種者の減少に伴うものです。

25ページをお開きください。１段目、款８土木費、項２道路橋りょう費、目２道路維持費、節14工事請負費、町道補修工事費1,049万9,000円の減額及び目３道路新設改良費、節14工事請負費、町道改良工事費963万6,000円の減額は、ともに工事の完了等に伴うものです。

29ページをお開きください。２段目、款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費、次の30ページに移りまして、ページ中段の節14工事請負費、国神小学校校舎給水管更新工事費2,968万円の減額は、当初の計画を見直し、事業を実施したことに伴う減額です。

39ページからが給与費明細書です。

以上で令和５年度皆野町一般会計補正予算（第７号）の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　19ページです。保健衛生費、目３環境衛生費の節７報償費、空家等対策協議会委員報償金、減額で６万6,000円とありますが、それに関連して質問をします。

先ほどの令和６年度の一般会計のところでもほかの議員からも出ていましたけれども、昨年度2023年、空き家調査が行われました。当町において空き家と見られる、また調査した結果、どのくらいの空き家が

分かりましたか。その空き家について、持ち主と連絡が取れているところはあると思うのですが、その数はどのくらいでしょうか。また、これからいろいろと調査して活用できるものとかいろいろあると思うのですが、ある町民の方から電話がありまして、アンケートも取っていると聞いております。アンケートをどう答えたらいいのか、自分は施設に入ってしまったけれども、息子は全然実家のことは関係ないというか全然無視されているので、自分がどうしたらいいのか分からないという、そういう相談があったのですけれども、「よく息子さんと相談して、自分の家が空き家になった場合、どうしたらいいかというのをよく息子さんと相談してみたら」というふうに話したのですけれども、とても空き家が町の中で見受けられます。これは本当に大変なことですし、国神の公会堂のすぐ脇に、もう本当に大変な空き家があって、持ち主には悪いですけれども、早く壊してほしいというか、そうしないと強風によって家の何かいろいろ取れて、ガラスが向こうへ行ってしまったりする。ほかの家に傷ついてしまうのではないかと、いつも公会堂を利用するときに皆さんで話しているのですけれども、本当に空き家対策というのは待ったなしだと思いますが、調査したならそれを有効に活用して、ぜひ対策を取っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子）　６番、常山知子議員の質問にお答えいたします。

19ページの空き家の関係ですが、空き家の調査につきましては、目視で確認した結果、空き家候補と思われる件数が604件、そのうち税情報等と突合し435件の方にアンケートを郵送で送付しております。現在は、まだ２月29日締めのアンケートを回収中でありまして、調査結果がまとまっておらず、今後３月末までに明らかになる予定です。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員。

○６番（常山知子議員）　ありがとうございました。本当に今件数を聞いただけでも604件、そういうふうに空き家が見受けられるわけですから、ぜひ本当に大変なことだと思うのですけれども、持ち主と連絡を取って、どうするのか、早急に対策を取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田　実議員）　１点お伺いします。

新型コロナウイルスに関してなのですけれども、３ページの一番下段、目２衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金が600万円減額で、こちらも19ページには、今度は委託料のほうが600万円減額になっていますけれども、ここのところ新型コロナウイルスも感染症５類というようなことでインフルエンザ並みになっていると聞いていますけれども、このワクチン接種については、今現在医療機関との連携とか、どういう体制でこれからはワクチン接種を、今までは何回目があなたですよというような通知が来ていましたけれども、そういうことはこれからは５類になったということでないわけか、それともこれは任意でワクチンを受けたいのだというのを、受け手といいますか接種希望する人はどこに申し込むというような体制が、今どうなっているかお伺いします。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　10番、四方田議員からのご質問にお答えいたします。

コロナウイルスワクチン接種でございますが、令和６年４月以降でございますけれども、予定ですが、対象が65歳以上、それから60歳から64歳で基礎疾患のある方、こちらにつきましては接種といたしましては年１回、秋冬を想定しております。高齢者のインフルエンザ予防接種に近いような形での接種になる模様です。今後、国において方針のほうが詳細が決定されますが、国が考えている標準的な接種費用につきましては7,000円程度と聞いております。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　10番、四方田実議員。

○10番（四方田　実議員）　それは接種を受けたい人が希望を出すのですか、それとも当局のほうから通知で65歳以上の人は受けなさいと。それで有料ですか、7,000円とか今言っていたけれども、その点についてはどうなっていますか。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　四方田議員からのご質問にお答えいたします。

現在想定しておりますのは、高齢者のインフルエンザの予防接種と同じように65歳以上の対象者の方に発送いたしまして、個別に予約をしていただいて接種をするということでございます。自己負担額等につきましては、今後医師会等とも相談して決定されるものと思います。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　10番、四方田実議員。

○10番（四方田　実議員）　分かりました。ありがとうございました。

○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　歳入の関係なのですが、４ページになります。項２国庫補助金、目７総務費国庫補助金、節１総務費国庫補助金の関係で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）として約4,035万円ですか、追加なのか増額なのかちょっとその辺分かりませんが、いずれにしましても12月議会の補正予算（第４号）で、この同じ名称で約7,200万円の追加補正がされているかと思います。今回の約4,035万円の増額補正との関連です。あわせまして、歳出のところの16ページになるのですが、項１社会福祉費の節18負補交の中での最後のところの物価高騰緊急支援給付金4,300万円ということになっています。これも同じく12月補正第４号で価格高騰緊急支援ということで給付金7,196万円が追加補正になっておりますが、それとの関係についてお聞きしたいと思います。

また、今回の4,300万円の対象世帯、何世帯ぐらい、１世帯何万円の給付金なのかお聞きしたいと思います。

19ページになりますが、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節18負補交で、不妊治療の支援事業助成金、当初予算406万円だったと思うのですが、約188万円の減額補正になっているかと思います。去年の４月からこの不妊治療については、特定不妊治療を含めて県内では最高の補助といいますかになっているかと思います。そういった中で、具体的にこの申請者が少ないというか、そんな関係で減額補正しているのかなと思うのですが、現状はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

最後になりますが、30ページの項２小学校費、節14工事請負費、国神小学校の校舎給水管更新工事費、減額2,968万円ということであります。当初予算が3,800万円だったと思うのですが、実際の工事費は約

770万円で済んだということのようです。ただ、説明欄にもありますように、給水管の更新工事費ということであります。予定した給水管全てが更新された工事だったのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　11番、内海議員の質問にお答えいたします。

歳入の４ページ、国庫支出金の中の新型コロナウイルス感染症対応に係る電力・ガス・食料品等の価格高騰重点支援地方交付金についてでございます。こちらは令和５年11月に国からデフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定され、その考えに基づいてエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援として、今年度中に早期改修をするという形で住民税均等割のみの課税世帯に10万円、低所得者の子育て世帯に子供１人５万円を給付するものでございます。こちらの対象者についてですが、住民税均等割のみの世帯360世帯を見込んでおります。低所得の子供世帯140人を見込んで計上しております。

なお、12月議会にて補正で計上した給付金につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援金の追加給付といたしまして、非課税世帯912世帯、加えて12月１日基準の新規の非課税世帯96世帯に７万円を給付したものでございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也）　11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

19ページ、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節18負担金、補助及び交付金、不妊治療支援事業助成金の187万9,000円の減でございますけれども、こちらは不妊治療利用者が当初の見込みより少なかったため減額するものでございます。令和６年２月現在の実績でございますが、不妊治療を利用されている方が３名、不妊・不育症検査が２名でございます。

以上でございます。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　11番、内海議員のご質問にお答え申し上げます。

ご承知のとおり、こちらの国神小学校の校舎の給水管の更新工事につきましては、令和５年度の当初予算におきまして3,800万円の予算計上があったものでございます。この3,800万円につきましては、ちょうど１年前、令和５年３月の定例会におきまして一般会計当初予算の審議の中の休憩中にご説明をさせていただいております。当初予算への要求事務が、設計がなかなか進まず遅れておりまして、間に合わなかったので委託業者から概算の金額をいただきまして、3,800万円という予算を計上したところでございます。３月議会開会直前の２月末日が委託の工期でございましたが、ここで正式な設計書が上がってまいりまして、設計金額で申しますと1,969万円でした。その後、実施箇所につきまして教育委員会の中でも精査をいたしまして、当初合計で17か所の給水管の更新工事を予定をしておったところでございますが、児童が直接水を口にするところというところで、１階と２階の水飲み場、それから１階の家庭科室の３か所のみの工事としてございます。

なお、工事の当初の契約額は770万円でございましたが、施工に際しましてアスベストが検出されました関係で、その対策、処分費で61万9,300円の増額で変更契約をしております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の関係なのですが、12月の約7,200万円の追加補正だったと思うのですが、この件については住民税非課税世帯を中心に１世帯７万円という、その給付金だったと思うのですが、今回のこの4,300万円ですか、これについては給付の対象者が違うと、そういった理解、先ほど言われたように住民税均等割世帯に10万円、あと低所得者に対する５万円、給付対象者が違うということで理解してよろしいのかどうか。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　11番、内海議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今までは住民税非課税世帯を中心に給付を行ったものを、今回給付の幅を広げて給付を行うものでございます。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　給付を広げるということなのですが、いずれにしても12月の補正での7,200万円については、非課税世帯１世帯７万円だったと思うのですが、それとは別にこの4,300万円については、先ほど言われたような形で住民税均等割の世帯360世帯、あと低所得者140人に対して５万円と。全然給付する世帯なりは違うという認識でよろしいわけですか。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長。

○福祉課長（青木陽子）　質問にお答えします。

給付の世帯は違うものでございます。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　分かりました。

国神小学校の給水管の更新工事費の関係なのですが、当初予算とはまた大きくその後1,969万円ですか、そういった工事見積りだったということなのですが、そのときは更新箇所としては17か所を計画したけれども、実際に工事をしたところは児童が実際に水道水を口にする３か所に絞った工事であったと。それが770万円という工事費であったということで、いずれにしましてもそういった関係で工事費が減額されたということのようです。そうであっても当初の問題といいますか、児童の衛生面なり安全面からして３か所に限定したということでありますが、当面はこれでもうしのぐしかないと、そういう判断をされたということですね。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　11番、内海議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。先ほどご審議いただきました令和６年度の一般会計予算の中に実は計上があるのですけれども、同様に職員が水を口にする場所もございます。また、保健室にも水道がございますので、本来はそこも含めたかったのですが、ちょっと場所的に配管がかなり長くなる、あるいは壁や天井、そういったものの張り替えが必要になるということで、かなり工事費が高くなる部屋でございました。そういうことから、そちらの部屋の工事は見送りまして、令和６年度の一般会計予算におきまして水道に接続するタイプの浄水器を設置をして職員のほうは対応しようというふうに考えております。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員）　ありがとうございました。
○議長（林　　豊議員）　他に質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（林　　豊議員）　これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論を行います。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。
これより議案第12号を採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第６、議案第13号　令和５年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。
町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。
町長職務代理者。
〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕
○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第13号　令和５年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。
既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。
ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
○議長（林　　豊議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。
町民生活課長。
〔町民生活課長　梅津順子登壇〕
○町民生活課長（梅津順子）　議案第13号　令和５年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、内容をご説明申し上げます。
１ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ12億2,476万5,000円とするものでございます。
水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金102万9,000円の減額は、産前産後減免制度システム改修に係る経費の補助分が令和６年度の交付予定となったため減額するものです。
中段、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金733万9,000円の増額は、それぞれ一般会計

からの繰出金額の見込額を変更したことによるものです。

その下の段、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金595万6,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。４ページをお開きください。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費26万4,000円の増額は、人件費等に係る補正でございます。

最下段、款６保健事業費、項２保健事業費、目１疾病予防費９万円の増額は、生活習慣病予防健診費の補助申請件数が当初見込みより上回ったため増額するものです。

５ページ以降は給与費明細書となっております。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第７、議案第14号　令和５年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第14号　令和５年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長　青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子）　議案第14号　令和５年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、

内容をご説明申し上げます。

１ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額から836万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ12億922万7,000円とするものでございます。

３枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料48万3,000円の増額でございます。説明欄のとおり、特別徴収保険料は274万2,000円の減、普通徴収保険料は316万3,000円の増額でございます。

次の款３国庫支出金から４ページ２段目、款５県支出金までは、令和５年度交付額の確定等による補正でございます。

４ページ中ほど、款８繰入金、項１一般会計繰入金は、繰入れ基準に基づき目１から目４まで合わせて190万8,000円を減額するものでございます。

６ページに移ります。歳出でございます。主なものをご説明申し上げます。なお、事項別明細書の中に補正額がゼロ円の項目がございます。これらは国県支出金等の補正に伴い、財源内訳の補正を行うものでございます。

中段、款１総務費、項３介護認定審査会費、目１認定調査費等は73万3,000円の減額です。

３段目の款２保険給付費は、それぞれのサービスの実績を勘案した支出見込みによる補正でございます。

項１介護サービス等諸費、目３地域密着型介護サービス給付費624万5,000円の増は、認知症型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護等の利用の増加が主な要因です。

７ページに移りまして、目５施設介護サービス費628万8,000円の減、目９居宅介護サービス計画給付費759万7,000円の減でございます。

８ページをお開きください。中段、項３高額介護サービス等費は80万9,000円の増でございます。

９ページに移ります。下段、款３地域支援事業費、項２目１介護予防生活支援サービス事業費は151万9,000円の減でございます。

10ページをお開きください。上段、項２目１一般介護予防事業費186万3,000円の減でございます。

11ページに移ります。款７予備費でございますが、これらを調整いたしまして217万3,000円を増額するものでございます。

12ページからは給与費明細書でございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　日程第８、議案第15号　令和５年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　議案第15号　令和５年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子）　議案第15号　令和５年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、内容をご説明申し上げます。

１ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ１億5,312万2,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料及び目２普通徴収保険料、合わせて285万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。４ページをお開きください。上段、款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金285万7,000円の減額は、保険料の減額によるものでございます。

款４予備費、項１予備費、目１予備費2,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加

○議長（林　　豊議員）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、承認第１号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、承認第１号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

◇

◎承認第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第１、承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。戸籍法の一部を改正する法律が令和６年３月１日から施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和５年12月６日に公布されました。このため、皆野町手数料徴収条例を一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子）　承認第１号　皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

戸籍法の一部改正により、令和６年３月１日から本籍地のみに限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外の市区町村窓口でも可能となる広域交付が始まりました。また、行政機関の手続の際に紙

の戸籍謄本等の提出を省略できる戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されました。今回の改正は、これら戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて所要の規定を整備したものでございます。

改正条例本文の次に添付いたしました新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の１ページを御覧ください。第２条第１項第１号は、戸籍の広域交付に伴い「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」という表記を「戸籍証明書」に、同様に第４号は「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改めるものでございます。

なお、広域交付に係る手数料は、本籍地で交付した場合と同額となります。

また、電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されたことに伴い、第３号として「戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　１件につき　400円」を、また第６号として「除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　１件につき　700円」を新設するものでございます。

第７号、１ページおめくりいただき第８号は、戸籍の届書の画像を電子化した届書等情報が作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加するものでございます。

第２条第３項は、「土地台帳及び家屋台帳１簿冊」を削るものでございます。

改正条例本文にお戻りください。附則でございますが、この条例は、令和６年３月１日から適用するものです。

以上、承認第１号の説明とさせていただきます。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、承認第１号に対する反対討論を許します。

６番、常山知子議員。

〔６番　常山知子議員登壇〕

○６番（常山知子議員）　６番、常山知子です。承認第１号について反対討論を行います。

今回の皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、法務省の戸籍副本データ管理システムを利用した新たな証明書の発行事務について定めるものです。法務省が戸籍データを一元管理し、全ての市町村からその戸籍データにアクセスし、情報のやり取りを可能とするもので、戸籍関係情報をマイナンバーとひもづけるものです。３月１日から始まったこの証明書の発行ですが、既にシステムトラブルが発生し、発行できない状態です。戸籍は婚姻、親子など身分関係や出自に関するデータが蓄積されている究極の個人情報です。だからこそ厳格に扱われてきました。マイナンバーと戸籍関係情報がコンピューターネットワークによって関連づけられることでプライバシー侵害の危険性がより一層高くなります。よって、私は究極の個人情報がいとも簡単に漏えいされてしまう危険が伴う条例の改正に反対します。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長（林　　豊議員）　次に、賛成討論を許します。

５番、林太平議員。

〔５番　林　太平議員登壇〕

○５番（林　太平議員）　５番、林太平です。手数料徴収戸籍謄本のこの条例につきましては、今予算においてもいろいろ予算化されておりますので、原案のとおり私はもう進んでいることでもあるし、いろんなことで予算も粛々と進められるようになっておりますので、この案に対しては私は賛成いたします。

○議長（林　　豊議員）　他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより承認第１号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（林　　豊議員）　起立多数です。

よって、承認第１号は承認することに決定いたしました。

◇

◎承認第２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第２、承認第２号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度皆野町一般会計補正予算（第５号））を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　承認第２号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和５年12月21日、令和５年度皆野町一般会計補正予算（第５号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長　嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則）　承認第２号　令和５年度皆野町一般会計補正予算（第５号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、一般職の共済組合負担金について補正したものです。予算書の１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ394万3,000円を追加し、総額を48億2,048万4,000円とするものです。

２ページ、３ページが第１表、歳入歳出予算補正です。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書３ページをお開きください。款19繰入金、項１基金繰入金、目４財政調整基金繰入金394万3,000円の

増額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

４ページをお開きください。各目における節４共済費、一般職共済組合負担金の増額は、人事異動及び等級変更に伴うものです。

６ページからが給与費明細書です。

以上で令和５年度皆野町一般会計補正予算（第５号）の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより承認第２号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、承認第２号は承認することに決定いたしました。

◇

◎承認第３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第３、承認第３号　専決処分の承認を求めることについて（令和５年度皆野町一般会計補正予算（第６号））を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　承認第３号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和６年２月16日、令和５年度皆野町一般会計補正予算（第６号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長　嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則）　承認第３号　令和５年度皆野町一般会計補正予算（第６号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、町長選挙の経費及び除雪対応の経費について補正したものです。予算書の１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,421万3,000円を追加し、総額を48億3,469万7,000円とするものです。

２ページ、３ページが第１表、歳入歳出予算補正です。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書３ページをお開きください。款19繰入金、項１基金繰入金、目４財政調整基金繰入金1,421万3,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

４ページをお開きください。款２総務費、項４選挙費、目３町長選挙費の補正額1,162万7,000円は、３月24日に執行される町長選挙に係る経費の補正です。

５ページを御覧ください。款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費の補正額258万6,000円は、除雪対応の経費を増額したものです。

６ページからが給与費明細書です。

以上で令和５年度皆野町一般会計補正予算（第６号）の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　関連質問になるのですけれども、お許しをいただきまして関連質問をさせていただきます。

補正予算の中で専決処分２つと、前の補正予算等も見たときに、スポーツ公園の野球場ネットの改修費、予算では1,756万円計上してあったわけでございますけれども、これについてはどういう扱いになっているのか説明願います。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　12番、宮原睦夫議員のご質問にお答え申し上げます。

ご指摘の事業でございますけれども、施工を進めておるところでございますが、防球ネットの支柱を立てるための掘削を行いましたところ、想定外の埋設物が出てまいりまして、その移設等に期間がかかるということで工期を延長しておりまして、３月末までの工期として今施工中でございます。そういったことから減額の補正等はしておりません。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員）　予算では1,700万円計上してありますけれども、実際この工事の入札額は幾らになっていますか。

○議長（林　　豊議員）　教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　大変申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、すぐに確認してお答え申し上げたいと思います。

○議長（林　　豊議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時２８分

再開　午後　２時４９分

○議長（林　　豊議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（三橋博臣）　12番、宮原睦夫議員のご質問にお答えいたします。

資料をそろえますのに時間がかかりましたこと、おわび申し上げます。まず、この防球ネットの工事の予算でございますが、当初予算で1,756万4,000円となってございます。その後11月30日に契約をいたしまして、そのときの契約額が1,649万4,500円となってございます。この時点で予算額を106万9,500円ほど下回って契約をしてございます。その後、先ほど申し上げました当初埋設物がないはずだったところに埋設物がありましたので、そこの掘削等も加わりまして変更契約、工事量の増と、それから工期の延長の変更契約をしてございます。その変更契約額が1,869万5,600円ということになっております。差引きで当初の契約額より220万1,100円増額になっています。当初この防球ネットの工事の予算が1,756万4,000円ですので、これだと足らないことになるのですが、他の工事の残を使って契約をしたという形になります。まだ不足する部分については予備費を充用したということになります。

以上です。

○議長（林　　豊議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより承認第３号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、承認第３号は承認することに決定いたしました。

◇

◎同意第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第４、同意第１号　監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、６番、常山知子議員の退席を求めます。

〔６番　常山知子議員退席〕

○議長（林　　豊議員）　町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　同意第１号　監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

常山知子議員を選任したいので、ご同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより同意第１号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第１号は同意することに決定いたしました。

６番、常山知子議員の復席を求めます。

〔６番　常山知子議員復席〕

○議長（林　　豊議員）　６番、常山知子議員に申し上げます。

先ほど提案されました監査委員の選任につきましては、原案のとおり同意することに決定いたしましたので、本席からご報告申し上げます。

◇

◎同意第２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林　　豊議員）　追加日程第５、同意第２号　公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長職務代理者に提案理由の説明を求めます。

町長職務代理者。

〔町長職務代理者副町長　黒澤栄則登壇〕

○町長職務代理者副町長（黒澤栄則）　同意第２号　公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の浅見雅夫氏の任期が令和６年３月18日をもって満了となることから、新たに小林満夫氏を選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林　　豊議員）　これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　討論なしと認めます。

これより同意第２号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第２号は同意することに決定いたしました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林　　豊議員）　追加日程第６、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林　　豊議員）　追加日程第７、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林　　豊議員）　追加日程第８、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林　　豊議員）　追加日程第９、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（林　　豊議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（林　　豊議員）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林　　豊議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（林　　豊議員）　これで本日の会議を閉じます。

令和６年第１回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後　３時００分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和６年　　月　　日

臨　時　議　長　　宮　　原　　睦　　夫

議　　長　　林　　豊

署　名　議　員　　新　　井　　健　　司

署　名　議　員　　倉　　林　　郁　　雄